

ローマ大土地所有制研究

馬場, 典明
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4103493>

出版情報 : 2020-11-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第二部

1 世紀後半－3 世紀初のイタリアにおける大土地所有の形態と構造

序論

奴隷を主たる労働（商品生産）の担手として、とりわけ共和政中期以来、拡大化の一途を辿った大土地所有制が、握取行為（*mancipatio*）に基づく取得であれ、「隣接者の追出し」（Cicero, *De l. agr.* III, 4, 14: 'cum...vicinos prosciberet'）によってであれ、その発生理由の如何を問わずとも角にも土地兼併を伴った以上、都市乃至都市的共同体の土地所有関係（最も限定的には始源的かつ本来的な）を前提としながらも、その構造的な変化⁽¹⁾なしに展開され得なかったことは言う迄もない。この意味に於て、土地所有——一特定空間の一特定時に於ける（「どこそこの地所」として表現された）総体的表現としての大土地所有それ自体、及びそれを構成する一箇所の一つの「農場」乃至「地所」*fundus vel praedium*（*vel villa*）の夫々——の形状と構造、就中後者こそが、この変化の仕方とその諸結果の直截的な表現であったと、見做され得るであろう⁽²⁾。

併しそれにも拘らず、ローマ大土地所有制に於ける土地所有の構造に関しては、静態的（特定時の）のみならず動態的な把握の点でもまた、必ずしも十分な解明が与えられているとは言えない。大土地所有制研究が殆ど専ら、共和政中期以来現存のラテン＝アグロノーム諸誌に依拠せざるを得ないという、史料事情一般も然ることながら、一・二世紀交、トラヤーヌス期の作成になるイタリア土地所有事情の好個の史料たる『子弟扶養表』*Tabulae Alimentariae*——Th. モムゼン（Mommsen）の先駆的研究が以来基本的には殆どそのまま踏襲され、漸く近年に至って計量的方法の持込みによって一段と精緻化されたのだが⁽³⁾——にしても、専ら南北両イタリア都市に於ける土地所有規模、即ち、共和政最末期乃至元首政最早期以来の約一世紀間に於ける土地兼併の、専ら数量的な進行実状が問題であった。もとより本稿もまた、これらを踏まえねばならぬのは言う迄もないにしても、これ自体は直接問題ではない。

そうではなくして筆者が問題にするのは、特定所有主の特定「地所」、即ちウェレイア（*Veleia*）の土地所有事例で言えば、〈*praedia (huius) in Veleiate agro*〉、及びその「地所」*praedia*を構成した〈*fundus*〉、〈*fundi*〉の形状と構造、延ては大土地所有制の成立と展開がその前提なしには実現され得なかった筈の《都市共同体》——最も端的にはウェレイア市民によって構成された〈*res publica*〉——との関係である。

なるほど個別事象に関しては、断片的に肯綮に価する指摘⁽⁴⁾がなされてはいるが、組織的な処理からはなおほど遠い。奴隷制の盛期はもとより、生産の構造的変化・奴隷制の態様変化が進行する衰退期⁽⁵⁾に関してもまた、そうである。本稿が意図する基本的な目的はここにある⁽⁶⁾。だが併しそれと同時に、作業の進展のためには、当然のこととして、前述の意味に於ける基本的な時間限定が必要であろう。

コルメルラは『農書』（L. Iunii Moderati Columellae *De re rustica*）の冒頭で、当時のイタリアに於ける大土地経営の一般的不振を語り⁽⁷⁾、プリーニウス（大）もまた、『博物誌』

(C. Plinii Secundi *Naturalis Historia*)の中で、かつて最高の名声を得ていたラティウム・カムパーニアの両銘柄酒、*Caecubum vinum*・*Falernum vinum* (ローマ市場で前者は第一位、後者は第二位)の生産と名声が、一方は「(栽培者の怠慢)の故に、他方は農場主が「品質よりは多量」を求めるのに熱心であったことの故に、「今や消え去った」(iam intercidit; exolescit haec quoque)と伝える⁽⁸⁾。そればかりかかれは別場所で、驚くべきことに今日の奴隷営舎(ergastula)の収益は、かつて自らの手で土地を耕した(ipsorum tunc manibus imperatorum colebantur agri)、昔日の将軍達のそれにさえ及ばない⁽⁹⁾、われわれが生産の全てを委ねた「鎖に繋いだ(奴隷)」*vincti*は、「絶望者」*desperantes*でしかないことの故に、「奴隷小舎による農耕は最悪である」⁽¹⁰⁾、さらには、耕作者が自ら耕すのであれば、良く耕すのは必要だが「最も良く」耕すのは「浪費」である⁽¹¹⁾、等々の表現によって、多数の奴隷を使用する大土地経営そのものに悲観論をさえ提出した。

さらに約半世紀後のプリーニウス(小)(*Epistulae C. Plinii Caecili Secundi*)に至っては、かれの何処の地所にも「<vincti>は持っていない」⁽¹²⁾と述べる——勿論多分に誇張が含まれていたと思われ、そのまま言葉通りには信用出来ないが——など、一世紀中葉以来、イタリアに於ける奴隷制大土地経営が深刻な批判的時代を迎えたことは確かである。とりわけ二世紀に入って、この延長上に生産のさらなる構造的変化、即ち一方では、奴隷制そのものの態様変化と生産に於ける奴隷労働比重の相対的低下、他方では小作制の拡大化が進行しつつあったこともまた、もはや疑いを入れない⁽¹³⁾。

もし然りとすれば、このことと土地所有(市民的な)の〈構造〉との関係は如何?——本稿が「一世紀後半—三世紀初」を検討の主領域とする理由である。

だが併しそれが可能なのは、精々の所、一・二世紀の交まででしかない⁽¹⁴⁾。それを直接的に証言するアグロノーム諸誌を初めとする『農書』関係諸史料の、二世紀に入ってから事実上の空白化の故にである。このためには、従って、新たな視点からの史料発掘が不可欠であり、それなしに新地平の切り拓きは不可能である。この意味に於て、一世紀後半から三世紀初の間——併し最も集中的には、<A. D. 123>(以下西暦年は煩雑さを避けるために<a.>で略記)を中心にハドリアヌス治世(a. 117-138)後半が最も集中的——に、ローマ周辺並びにウムブリア、エトルリア諸都市近郊の「ローマ貴顕身分」*clarissimus vir, clarissima femina*、ローマ皇帝・同夫人所有の「地所」*praedia*が、首都ローマ及び近隣諸都市(オステティア、プラエネステ等々)に大量に引渡した建築材、即ち銘文自身が略々規則的に残した《opus doliare》(粗陶)⁽¹⁵⁾の史料価値が浮かび上がることになる。

《EX・PRAED・ARRIAE//FAD・CAEP・CAS・DOR//GLAB ET TORQ・COS》(CIL. XV, 73) [Arria Fad(illa)の地所、Caep(ioniana)=*ex praed(is) Caep(ionianis)*産、Cas(sia) Dor(is)の製品。一二四年。]等々、略々一様の定式で残された銘文がそれである。

もとよりこれらは、単なる「商品」に他ならず、銘文それ自体は偶然性を排除するとは雖も、無銘例も加わって、事例の集積による精確な計量化の困難さは完全には克服出来ない。況んやそれ以前の古典諸史料のみならず、南北両イタリア都市に残る『アリメンタ表』碑文

(後述)の如き土地所有の形状と構造、大土地所有の経営実状を直接的に証言するものではない。(併し逆説的に言えば、このようなものにまで史料価値を発見せねばならぬ所に、二世紀に入ってイタリアの大土地所有制が陥った問題があるのだが。)併しそれにも拘らず、上掲銘文例がそうであった如く、略々規則的に「地所所有主」*ex praedis (huius)=ex figlinis (huius)*⁽¹⁶⁾・「地所名称」*praedia N=figlinae N*・「コーンスル年」が押印された事例——とりわけ首都ローマ及び近隣諸都市に於ける集中性が作業を容易にするのだが——の渉獵とそれに基づく銘文分析によって、充分にとは言えないながらもローマ周辺を中心に、古典史料欠落期(二～三世紀)のイタリアに於ける土地所有関係の復元が可能になる。

併し、検討の時間的な主対象はそうだとしても、大土地所有制の構造が問題とされる以上、当然のこととして、それ以前の時期もまた視野内に含まれねばならない。但しここでは、同時代の直接的な証言だけが意味をもつために、現存する最古の体系的なラテン『農書』、M. Porcii Catonis *De agri cultura* 以前の諸断片⁽¹⁷⁾にまで遡る必要はない。

註

- (1) この下には、当然のこととして、〈コロニア〉として一つの都市共同体全体がであれ、既存都市領域の一部がであれ、共和政末・帝政初期に最も集中的な関係の再編成それ自体、及びその関係のさらなる変化もまた含まれねばならない。
- (2) この意味に於ては、従って、市民の私的土地所有だけが問題であり、皇帝意思の直接的な代理装置 (procuratores) を介して、最初から隣接都市との切断によって排他的に一円的な領域性をもつ、ローマ皇帝庫 (fiscus) 帰属ヒスパーニア鉱山区、あるいはトラヤーヌス、ハドリアーヌスのアフリカ皇帝領の如き土地所有関係は除外される。さらに属領諸都市に於ける土地所有もまた同様である。本稿が直接立ち入ることを避ける前者二者の土地所有と運営に関して、何れ別機会に触れることになるであろうために、筆者が参看し得た諸文献の若干を予め参考までに挙げておく。Rostowzew, M., *Geschichte der Staatspacht in der römischen Kaiserzeit bis Diokletian* (Leipzig 1903), bes. 104-112; Mispoulet, J.-B., 'Le régime des mines à l'époque romaine et moyen âge d'après les tables d'Aljustrel', *Nouv. Rev. Hist. de Droit Fr. et Etr.* XXXI (1907), 491-537; Voelkel, K., 'Die beiden Erztafel von Vipasca und das deutschen Bergrecht', *Ztschr. f. Bergrecht* LV (1914), 182-243; Schönbauer, E., *Beiträge zur Geschichte des Bergbaurechts* (München 1928), bes. 30-130; Burian, J., 'Leges metallorum et leges saltuum', *Ztschr. f. Geschichtswiss.* V (1957), 535-560; Flach, D., 'Die Bergwerksordnung von Vipasca', *Chiron* IX (1979), 399-446; Nostrand, J. J. van, 'Roman Spain', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* III (Baltimore 1937), 166-174; Haywood, R. M., 'Roman Africa', in: *ibid.* IV (Baltimore 1988), 84-102; Flach, D., 'Inschriftenuntersuchungen zum römischen Kolonat in Nordafrika', *Chiron* VIII (1978), 441-492; Id., 'Die Pachtbedingungen der Kolonen und die Verwaltung der Kaiserlichen Güter in Nordafrika', *ANRW*. II.10.2 (Berlin 1982), 427-468; Kehoe, D. P., *The Economics of Agriculture on Roman Imperial Estates in North Africa* (Göttingen 1988). 土地計測 (centuriatio) 遺構を初めとする考古学調査の進捗によって実態が明らかにされつつある属領都市の私的土地所有事情とその変化に関しては、今の所立ち入る予定はない。Chevalier, R., 'Cité et territoire: solutions romaines aux problèmes de l'organisation de l'espace. Problématique 1948-73', *ANRW*. II.1 (Berlin 1974), 649-788の総覧が筆者には役立った。
- (3) これについては、後に改めて言及する。
- (4) 第一章第一節註(3)、同第二節註(18)参照。
- (5) 二―三世紀に進行した奴隷制の態様変化は、別稿の課題である。Vgl. e. g., Härtel, G. 'Einige Bemerkungen zur rechtlichen Stellung der Sklaven und zur Beschränkung der Willkür des Herrn gegenüber dem Sklaven bei Bestrafung im 2./3. Jahrhundert u. Z. anhand der Digesten', *Klio* LIX, 2 (1977), 337-347. 拙稿「『OPVS DOLIARE』考(4)——二、三世紀の大土地所有に於ける「解放奴隷」——」『歴史学・地理学年報』5

- (1982)57-100頁参照（略記『先稿(4)』）。
- (6) それ故本稿では、大土地所有の構造分析を介した、都市共同体に於ける市民の土地所有関係上の変化、並びにそれに具現化されたであろう〈ローマ都市〉なるものの理解だけが問題であって、時代の進行に伴う人的な諸変化を含めた都市乃至都市的共同体の内的構造それ自体と、その国法上の処理が直接問題とされることはない。さらに土地所有の規模、経営原理、並びに古代経済の資本主義的特性についても同様である。
- (7) Colum. *De r. r.* I praef. 1.
- (8) Plin. *N. H.* XIV, 61-62.
- (9) *Ibid.* XVIII, 21.
- (10) *Ibid.* XVIII, 36.
- (11) *Ibid.* XVIII, 38: 'bene colere necessarium et optime damnosum'.
- (12) Plin. *Ep.* III, 19: '...nam nec ipse usquam vinctos habeo nec ibi quisquam'.
- (13) 拙稿「二、三世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——」『歴史学・地理学年報』15(1991)29-73頁参照。
- (14) 第一章第一節註(3)参照。
- (15) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(一)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX(1973)[略記『先稿(1)』]55-63頁、同「《OPVS DOLIARE》考(二)——FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』1(1977)[略記『先稿(2)』]67-84頁、同「《OPVS DOLIARE》考(三)——農場経営に於けるFIGLINAЕの位置——」『同誌』7(1978)[略記『先稿(3)』]57-8、68-9頁。
- (16) 『先稿(1)』56頁、『先稿(3)』58頁。このことの延長上に、従って、*praedia Caepioniana=figlinae Caepionianaе*等々、銘文上略々規則的な、(praedia)名称=(figlinae)名称の関係が成立する。なお、名称関係及び〈figlinae〉の構造に関して、専ら銘文分析から引き出した(1973)——次いで『農書』その他関係古典諸史料を中心とした検討に拠ってそれを再確認した(1978)——筆者のこの見解は、基本的には、その後フィンランドで上梓を見た両学説と略々(細部では多少の食違いはあるが)共通したことを付記しておく。Helen, Tapio, *Organization of Roman Brick Production in the First and Second Centuries A. D. An Interpretation of Roman Brickstamps*. Diss. Humanorum Litterarum Fenn. (Helsinki 1975), 37-88 (esp. 82-83); Setälä, Päivi, *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire. A Historical and Prosopographical Study of Landowners in the District of Rome*. Diss. Humanorum Litterarum Fenn. (Helsinki 1977), 136-7, 281-2. Cf., Rickman, G. E., *Class. Rev.* n. s. XXVIII, 1(1978), 126-7; Hoben, W., *Hist. Ztschr.* CCXXVIII(1978), 128-30; Schumacher, L., *ibid.* CCXXIX(1979), 119-22; Purcell, N., *JRS.* LXXI(1981), 214-4.
- (17) カトー以前の諸断片(並びにカトーに関する関係断片)については、Speranza, F. (collegit recensuit), *Scriptorum Romanorum De re rustica reliquae* vol.1 (Messina

1971)を利用した。

第一章 Ager・Fundus・Praedium

第一節 *praedium*と*praedia・agri*

——プリーニウス『書簡』の用語法——

プリーニウス（小）の『書簡』（C. Plinii Caecilii Secundi *Epistulae*）は、かれがイタリア内に所有した地所の実状を克明に報告しており、一・二世紀交のイタリアに於ける大土地所有の実態⁽¹⁾と土地所有の形態、とりわけイタリア内複数場所に及ぶ「地所」の散在的同時所有⁽²⁾に関する好個の史料として貴重である。だが併しそれと同時に、各地所を詳細に検討した場合、夫々の地所に関するかれの表現に明白な相違があったことに気付かれねばならない。プリーニウスの大土地所有に関する従前の『書簡』研究に指摘されねばならない欠落点の一つである⁽³⁾。これが各地所の実状——形状と構造——と無関係であり得なかったのは疑いもなく、問題所在の明確化のためには、この用語法の分析から作業を出発させるべきであろう。

併しそれに立入る前に、その使用が後に明らかになるであろうような最も一般的な「地所」表示語、〈*praedium*〉及びその複数形〈*praedia*〉の語義と用語法を予め確認しておくことが必要である。

共和政最末期、ウァルローの定義（Varro, *De ling. Lat.* V, 40）、「*praedes*（身元保証人）」と同様に、*praestare*（保証する）から*praedia*と呼ばれる。何となれば、それらは担保が公的に提供された時、請負者の信義を〈保証する〈からである（‘quod ea pignore datapublice mancupis fidem praestent’）〉、及び「*praedes*と*praedia*によって市民に保証された（‘praedibus et praediis populo cautum est’）」云々、というキケローの演説文（Cic. *Verr.* II, 1, 142）に見える如く、‘*praedium*’は本来的には、請負者が債務を履行せざる場合に、その責任を負担する《保証人《*praes*に由来し、責任の客体として提供された土地乃至その他の不動産を意味する⁽⁴⁾。併し実際には管見の及ぶ所、「汝が‘*praedium*’を獲得しようとする際……（云々）」（Cato, *De agr. cult.* I, 1）等々を初めとして、カトー以後の用語法に於ては、しばしばそれに名称を付した所謂《地所《、即ち、ある特定者の所有権下に置かれた場所空間の意味での「所有地」一般が表示された⁽⁵⁾。

併し特定所有地を示したのは、これだけではない。‘*ager*’もまた、少なくとも所有地そのものが意味された限り、‘*praedium*’と同義語的に使用され、‘*fundus*’もまた同様であった⁽⁶⁾。そればかりか、本来「小農地」⁽⁷⁾を意味した‘*agellus*’もまたそうであり、ホラーティウス（Horat. *Ep.* I, 14, 1）は、奴隷労働依拠の直営地と小作人5名を擁した小作地の両者からなるウィラ⁽⁸⁾にこの語を使用する。従ってこの限りでは、*fundus*, *ager*, *agellus*, *rus*⁽⁹⁾, *possession*が頻繁に*praedium*と同義語的に使用され、最も一般的な表現、*praedium*と*fundus*は、「意味上は等しい」としたA. フーク（Fug）⁽¹⁰⁾の説明は一先ず承認されてよい。なお‘*praedium*’, ‘*praedia*’には、*urbanum*, *-a*と*rusticum*, *-a*の両者⁽¹¹⁾があり、厳密には前者に「建造物をもつ土地乃至建築用地」、後者に「農耕・牧畜地」、併し実際にはしばし

ば、都市内の土地と農村の土地⁽¹²⁾が意味されたことを付記しておく。

以上の予備的な確認作業の上に、本来の課題、『書簡』の事例検討に移ろう。それによると、プリーニウスの地所は、トゥスクルム(Tusculum)、ティーブル(Tibur)、プラエネステ(Praeneste)、ラウレントウム(Laurentum)のラティウム内4箇所その他、ティベリス上流のエトルーリア都市ティフェルヌム=ティベリーヌム(Tifernum Tiberinum)近郊と北イタリアのコモ(Comum)畔湖の、計6箇所に及んだことが知られ⁽¹³⁾、夫々の所有地は次の如く表現された。

(1) ティベリス上流の地所は、Calpurnius Fabatus(妻の祖父)に宛てた第4巻第1書簡(以下<IV, 1>の形式で略記)に現われる。「われわれの‘praedia’の近くに(Tifernum Tiberinumなる)町がある(‘oppidum est praediis nostris vicinum’)」(以下引用文中のイタリックは筆者)。一方<V, 6>(Domitius Apollinaris宛て)は、広大な葡萄畑をもつエトルーリアの豪壮なウィラ⁽¹⁴⁾の詳細を報じており、これが前出<IV, 1>の‘praedia nostra’と同一の地所であったことは自明だが⁽¹⁵⁾、ここでは、「私が夏に、私のエトルーリアの(農場)を訪れようとしているのを貴下がお聞き及んだ時(‘cum audisses me aetate Tuscos meos petiturum’)・・・(中略)何故に私がエトルーリアの(農場)の方を選ぶのか、貴下にはその理由がおわかりでしょう(‘habes causas, cur ego Tuscos meos... praeponomam’)」とされている。この‘Tuscos meos’(m. pl.)は、紛れもなく、*Tuscos (agros) meos*であった。従って、ムーニキピウム=ティフェルヌム⁽¹⁶⁾近郊のプリーニウス所有地所に対する用語法に於ては、「一箇所」の地所は、それ自体が「複数」存在——‘Tuscos ager’(vel ‘Tusculum praedium’)ではなくして‘Tusci agri’——であり、而も両書簡では、*praedia=agri*の同義語関係にあった。

(2) トゥスクルム、ティーブル、プラエネステの3地所は、前掲の<V, 6>では、「エトルーリア農場」と並列して述べられる。即ち、‘cur ego Tuscos meos *Tusculanis, Tiburtinis Praenestinisque meis praeponomam*’の一文である。この3農場もまた、従って、同様にそれ自体が複数形の‘agri’(i. e. *agri Tusculani, Tiburtini, Praenestini mei*)であった。

(3) <IX, 7>(Voconius Romanus宛て)によると、プリーニウスはラーリウス(コモ)湖畔に「多数のウィラ」⁽¹⁷⁾(*huius in litore plures villae meae*)——この内の二つは、バーイアエ様式(more Baiano)のウィラ⁽¹⁸⁾であった——を所有していたが、Fabatus(前出)宛ての<VII, 11>は、その内の一つ、先にプリーニウスが売りに出すように命じていた相続農場(*hereditarios agros*)を、かれの解放奴隷(Hermes)が「私の(取り分)5/12(*promeo quincunce*)」に関して、競売なしに70万セステルティー(HS.)⁽¹⁹⁾で売却したことを伝えている。さらに<II, 15>(Iulius Valerianus宛て)でもまた、「母から相続した地所は私に便宜を取り計ることは殆どない」(‘*me praedia materna parum commode tractant*’)として、この地所が最近経営不振に陥っていることを報じている。それ故ここでもまた、「一つの地所」が‘agri’乃至‘praedia’で表現され、*villa=agri=praedia*の関係にあった。

(4) <III, 19>(Calvisius Rufus宛て)は、プリーニウスの所有地に隣接し、かつては5

百万HS. していたが、コロニーの不足 (penuria colonorum) に昨今の天候不順も加わって収益が落ち込み、今では3百万HS. で買取り可能になった農場について、購入を相談している⁽²⁰⁾。何処の地所かが明記されていないために、比定作業⁽²¹⁾が必要だが、ここでは差当り問題外である。そうではなくして当面の課題として重要なのは、そこに看取さるべき次の2点である。第一は、購入を相談した「地所」が、かれの「農場」に隣接したばかりか、境界が交錯していた ('*praedia agris meis vicinia atque etiam inserta*') ことであり、第二は、この隣接「農場」が地味豊かにして水に恵まれ、「耕地⁽²²⁾・葡萄畑・森林」からなっている ('*agri sunt fertiles pingues, aquosi, constant campis, vineis, silvis*')、とされたことである。即ちここでもまた、同一地所に対して '*praedia*' = '*agri*' の両表現が適用された。

従ってここから明白なのは、一箇所の農場 (*praedia=agri*) が、ただ単なる複数農地 (穀物地・果樹栽培地等々) の「複合体」⁽²³⁾ であつたのみならず、農場建造物・牧地・森林その他の諸要素をもまた取り込んだ、要するに「一つの領域性」をもつ所有空間であつたことである。但しこの下では、境界線の「交錯」が暗示するであろう如く、必ずしもその中に他所有者の土地が混在すること容さない、排他的に一元的な封鎖性が意味されたわけではない。

(5) 以上4事例に対して、ラウレントゥムのそれだけは事情が異なつた。〈IV, 6〉(Iulius Naso宛て) によると、エトルーリアの農場は降雹のために不作 (Tusci <*agri*> grandine excussi) (イタリアク箇所は筆者の補填) であり、北イタリアのそれは大豊作 (summa abundantia) だが、逆に利益は少なかったのに反して、「ただ私のラウレントゥム (の地所) だけは、私に報いた」 ('*solum mihi Laurentinum meum in reditu*')、とされている。この表現、'*Laurentinum meum*' (n. sing. nom.) に於ては、紛れもなく単数形の (主格) *praedium* が意味された。

所がこの '*praedium*' には、「農場はなく」 ('*agrum quem non habeo*')、あるのは「家屋、庭及び (それに) 直ぐ続く砂浜だけ」 ('*nihil quidem ibi possideo praeter tectum hortum statimque arenas*') だと言う。にも拘らずプリーニウスが「収穫」があつた (in reditu)、と報じたのは、「農地をではなくして」、偏に研究によって「私自身を耕」したこと ('*nec agrum... sed ipsum me studiis excolo*') の故にであつた。従つて、(*praedium*) *Laurentinum* は農地欠如の故に、一様に複数形で表現され、'*praedia*' = '*agri*' に関係にあつた他の地所 (但しコモ湖畔の多数のウィラの内、「バーイアエ風」の2ウィラは、リゾート目的の恐らく農場欠如ウィラであつた⁽²⁴⁾) とは異なつた。

(6) このような1地所に対する複数形表現は、併し、プリーニウス自身の農場及び隣接のそれにだけ適用されたのでは決してない。前掲(3)の書簡〈II, 15〉では、Iulius Valerianusの農場に関して、プリーニウスは、「マルシーの (地にある) 貴下の古い (農場) はどうなっていますか。 (農場の) 新たな購入はどうですか。貴下のものとされた後、農場は気に入っていますか」 ('*quomodo te veteres Marsi tui? quomodo emptio nova? placent agri, postquam tui facti sunt*')、と尋ねる。'*veteres Marsi tui*' が、すぐ後の一文から、

‘veteres Marsi (agri) tui’であったのは言うまでもない。

従って『書簡』に於ては、穀物地であれ果樹栽培地であれ、あるいは森林その他をもまた取り込んだ混合栽培地であれ、その構成の如何を問わずとに角「農地」をもち、その実情（運営を含めて）が問題とされた限り、「地所」——何処其処の「一箇所の所有空間」の意味からして、‘praedia’にはこの表現が最適であろう——は、悉くが複数形で表現された。而も用語法は、‘praedia’=‘agri’の関係であった⁽²⁵⁾。

このような複数形表現は併し乍ら、プリーニウスだけに特殊であったのではない。イタリア内皇帝所有地所も同様であった。例えば、トリデントウム近郊(in agro Tridentano)のクラウディウス帝所有地所は、‘agri’であった(CIL. VI, 5050=ILS. 206)。

併し皇帝「地所」の場合には、この上更にいま一つの新たな、而も地所命名法に関する従前の学説⁽²⁶⁾では処理不能の要素が看取される。即ち、プリーニウスに於ける名称関係——e. g. ‘agri in Praenestino agro’→*agri Praenestini*; ‘praedium in Laurentino agro’→*praedium Laurentinum*——に明白な如き夫々「一箇所の」地所が、ではなくして、他ならぬ「一つの」地所それ自体が複数形で表示されたことである。

管見の及ぶ所によって言えば、ウェスパシアヌス帝の所有地所、*praedia Peduceana* (CIL. VI, 276)、マルクス=アウレーリウスの*praedia Marciana*(id. 745)、*praedia Galbana* (id. 30983=ILS. 3840)、*praedia Luciliana*(id. 8683=ILS. 1616)、*praedia Rusticeliana*(CIL. XIV, 4570)等々、夫々に固有名称が付された「地所」がそうであった。さらに時代が下がって、アレクサンデル=セウエールスの地所にも同一の関係が検出される。同帝所有地所を差配した皇帝代理官(procurator)に対する顕彰碑銘、《Theprepen / Aug. lib. proc / Domini n. Aur. / Severi Alexandri / Pii Fel. Aug. / ... proc. / at^(sic) praedia Galliana ...》(CIL. III, 536=ILS. 1575) (以下の引用に使用される</>印は改行箇所)に見える‘praedia Galliana’がそうであり、この地所名は恐らく、‘saltus Gallini’ (quicognominantur Aquinates) (Plin. *N. H.* III, 116)に由来した、と思われる⁽²⁷⁾。

この名称関係は更に、プリーニウス(小)の略々同時代史料たる《OPVS DOLIARE》銘に最も明確である。ローマ周辺を中心に、だが併し同時にウムブリア、エトルーリアに迄及んだローマ貴族・皇帝所有の地所(但し皇帝関与の初出例はトラヤーヌス)で、ウェスパシアヌス期に於ける拡大の後、トラヤーヌス=ハドリアヌス期に最も集中的に残された‘opus doliare’⁽²⁸⁾捺印銘では、例えば《EX PRAEDIS·C·CVRIATI·COSANI / CAEP》(CIL. XV, 97a)、《·OPVS DOLIARE EX PRAEDIS·N⁽²⁹⁾· / EX·FIG·FAVRIANIS·》(id. 212)、《EX PRAEDIS FLAVI APRI OP / VS VELLICI THESESES》(id. 1148)、《L AELI SABINIANI OPVS DOLIA / RE EX PRAEDIS AVGN》(id. 753)⁽³⁰⁾ (イタリックは筆者)等々の如く、「一つ」の地所は、名称の有無に拘らず、例外なしに‘ex praedis (huius)’の定型によって複数形で示された。而も、*praedia Caep(ioniana)*、*praedia... fig(linae) Faurianae*は、もし名称を仮に<N>で表示するとすれば、‘ex praedis (huius) N’=‘ex figlinis (huius) N’の関係に於て、<praedia>名称は同時に<figlinae>名称として妥当された⁽³¹⁾。

従前の解釈（基本的にはTh. Mommsen説の継承）では十分に処理出来ないこの名称関係については、後に改めて詳論の必要があるが——というのは、「一つ」の地所名称がそれ自体複数形で表示されたことに於て、土地所有の新たな構造分析に好個の手懸りを提供するからである——ここでは差当り、次の二点が再確認されるだけでよい。

その一つは、前掲の銘文例だけでも既に明らかな如く、かかる名称の、かつそれ自体が複数形の‘*praedia*’は、ローマ貴族のみならず皇帝の私的所有に於ても一様であったことであり、いま一つは、同一所有主によるこのような‘*praedia*’の複数所有である。例えばM. Flavius Aper (cos. a. 130) (以下コーンスル年の西暦読み換えは<a.>で略記)は、ローマ周辺の地に、3 *praedia* (*Favoriana, Publiliana, Tonneiana*) 所有の痕跡を残し⁽³²⁾、Domitia Cn. f. Lucilla (アウレーリウス帝の母方祖母) もまた、2 *praedia* (*Caniniana, Liciniana*) の所有が確認された⁽³³⁾。勿論これらは、銘文に拠って知られ得る限りでの<opus doliare>の(私的商品)生産が展開された地所 (*praedia=figlinae*) だけであつて、これ以外に所有されたであろうローマ貴顕身分の私的所有地所全般にまで及ぶことは出来ない。

1・2世紀交のプリーニウス『書簡』に現われた、かれの所有地の用語法分析から出発した以上の検討は、従つて、

(1) イタリア内の複数場所にわたる地所の散在的所有(所在都市名の形容詞化による「何処其処の地所」の形での名称化)、

(2) この「一箇所」の地所は、農場欠如の一場合 (*Laurentinum* <*praedium*>) を除いて、それ故「地所」が「農地」を擁した限りに於て、全てがそれ自体複数形の‘*praedia*’乃至‘*agri*’で表現され、このことは、一箇所の地所がその実、*agri*の複合集積体として存立した現実を暗示し、後に明らかにされるであろう如く、同一所有主によるかかるものとしての地所の複数同時所有⁽³⁴⁾が最も一般的であったこと、

(3) それ故、一箇所の地所は必ずしも「一つ」の地所(従つて一名称地所=一所有主の関係)であったとは限らなかったこと、

——以上3点の収束とそれよりするさらなる展望を可能ならしめた。

註

- (1) Heitland, W. E., *Agricola. A Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; Repr. Westport 1970), 317-325; Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 190-2; Frank, T., *An Economic Survey of Ancient Rome V* (Baltimore 1940; Repr. N. Y. 1975), 179-180; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leur conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 112, 350, 366; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 406-9; 村川堅太郎『羅馬大土地所有制』(日本評論社 1949) 80-92頁。
- (2) プリーニウスに見える散在的な土地所有の形態は、かれだけに特殊であったのでは決してない。土地計測家(agrimensores)の一人、Siculus Flaccusの*De condicionibus agrorum*に見える次の一文、“praeterea et in multis regionibus comperimus quosdam possessores non continuas habere terras, sed particulas quasdam in diuersis locis, interuenientibus conplurium possessionibus”(Blume, F./Lachmann, K./Rudorff, A. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser* (Berlin 1848; Nachdruck Hildesheim 1967, 152, 5-8)に最も明確である、このような普遍的現象としての所有地の散在性は、共和政中期以来の関係諸史料に於ても同様(次節参照)である。cf. e. g., Frank, T., *Econ. Surv. V* cit. 172; D'Arms, H. D., *Romans on the Bay of Naples. A Social and Cultural Study of Villas and their Owners from 150 B. C. to A. D. 400* (Harvard U. P. 1970), 171ff.; Wiseman, T. P., *New Men in the Roman Senate 139 B. C. -A. D. 14* (Oxford 1971), 191ff.; Shatzman, I., *Senatorial Wealth and Roman Politics* (Bruxelles 1975), 241ff.; White, K. D., 'Latifundia', *Bull. of the Inst. of Class. Studies U. of London XIV* (1967), 62-79; Duncan-Jones, R. P., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 33ff., 323ff.; Rawson, E., 'The Ciceronian Aristocracy and its Properties', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 85-102.
- (3) 註(2)に挙げた諸文献参照。これらの内ホワイト、ダンカン=ジョーンズ両者は、とりわけプリーニウス『書簡』に関しては、Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Traiano* (Louvain 1958)に拠りながら、古典・碑文諸史料の整理と分析によって、共和政中期以来の大土地所有制の展開を踏まえた上に、用語法——fundus, praedium, villa, saltus, latifundium——から出発して、'estate'(所領)の類型・規模から、その内的構成(「構造」ではない)に迄及んだ。併しそのかれらにあっても、直ぐ後で言及されるであろう「名称」問題はもとより、'praedium'と'praedia'の関係もまた、視野内にはなかった。その故に、例えば<Plin. Ep. V, 6>にしても、R. Martin, *op. cit.* 366, n. 4が、それ自体複数形で表現されたプリーニウスの隣接地所(*praedia*)を“un domaine voisin du sien”で片付けた(勿論筆者は形状的にそれが間違いだとするのではないが)と同様に、“the estate is typical of the period”(White, K. D., *op. cit.* 70), “an estate which was already

very big” (Duncan-Jones, R. P., *op. cit.* 323) だけが問題であった。この点では、*<Ep. III, 19>*に関して、複数形表現の現実的意味に着目した坂口明「帝政初期のイタリアにおける土地所有関係——アリメンタ碑文の分析を中心に——」『史学雑誌』LXXXIX, 2 (1980) 38頁註(6)の指摘は慧眼であった。だが併し、それ以上にこれら諸学説(坂口論文を含めて)に決定的に問題であったのは、K. D. ホワイト前掲稿に付された副題、‘A critical review of the evidence on large estates in Italy and Sicily up to the end of the first century A. D.’にも示されたように、略々一様に「1・2紀の交」を以て終わったことである。

- (4) Daremberg, Ch. /Saglio, E., *Dictionnaire des antiquités* IV, 1 (Paris 1907), 611: *praedium* (G. Humbert); 624-5: *praes* (Id.); *RE*. Halbb. XLIII (1953), 1213-4: *Praedium* (A. Hug); Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 152; 船田享二『ローマ法』II (岩波書店 1969) 326頁。
- (5) 直ぐ後で言及されるプリーニウス(大)、ローマ皇帝及びその他私的貴族所有地所に対する用語法、さらにまた次節で処理されるキケローの諸事例にも明らかである。
- (6) A. Hug, *loc. cit.* ‘fundus’は、市民共同体の始源的かつ本来的な土地所有関係に於ける規定的に重要な表現であり、その故に後に今一度章を改めて言及されねばならない。なお‘fundus’, ‘ager’両者の定義としては、差当りDig. L, 16, 211 (Florentinus)が最も明快である。“*fundi* appellatione omne aedificium et omnis ager continetur. sed in usu urbana aedificia *aedes*. rustica *villae* dicuntur. locus uero sine aedificio in urbe *area*. rure autem *ager* appellatur. idemque ager cum aedificio *fundus* dicitur.” (イタリックは筆者) [‘fundus’の名称には、全ての建造物と全ての農地が含まれる。併し慣例では、都市の建造物は‘aedes’、農村の(建造物)は‘villae’と称される。されど都市内の、建造物をもたない場所は‘area’、他方農村の(それは)‘ager’と呼ばれる。同様に建造物をもつ農地は、‘fundus’と称される。]
- (7) 「小さなウィラと1ユーゲルムを越すことのない‘agellus’が父から(かれらに)遺された」(Varro, *De r. r.* III, 16, 10: ‘quibus cum a patre relicta esset parva villa et agellus non sane maior iugero uno’)の如く、*agellus*には「小地片」が意味され、これには屢々*agelli Vibulliani* (CIL. XI, 1147, pag. v, 95)の如く、*fundus*, *fundi*と同様に名称が付された。併し*agellus*は、必ずしも「小地片」を意味したとは限らなかった。明らかに謙譲語として使用された次のホラーティウスの用語例がそうである。Cf. Petronius, *Sat.* 48, 3.
- (8) Cf. Ashby, Th., *The Roman Campagna in Classical Times* (London 1970²), 114-5; Paget, R. F., *Central Italy* (London 1973), 182, 195; White, K. D., *Roman Farming* cit. 387; McKay, A. G., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975), 112-3.
- (9) ウァルローによればこの語はもともと「鋤返し」*rursum*に由来する、と見做された。Varro, *De ling. Lat.* V, 40: ‘quod in agris quotquot annis rursum facienda eadem, ut rursum

copias fructus, appellata rura'. 'praedium' と同様の用語例としては、例えば *rus suburbanum* (Cic. *Ros. Am.* 145)。

(10) Hug, A., *loc. cit.*

(11) 「イタリアのその如く、ひとしく手中物たる *praedia urbana* も *praedia rustica* も同じ方法で売られるのを常とする」 (Gai *Inst.* I, 120: 'item praedia tam urbana quam rustica, quae et ipsa mancipi sunt, qualia sunt Italica, eodem modo solent mancipari'). 「都市の建造物を、無論われわれは 'praedia' と呼ぶ。而もなお、ウィラ内の建造物であっても、等しく *praedia urbana* の諸役権が設定され得る」 (Dig. VIII, 4 praef. *Ulpianus*: 'aedificia urbana quidem praedia appellamus: ceterum etsi in uilla aedificia sunt, aequae seruitutes urbanorum praediorum constitui possunt').

(12) Hug, A., *loc. cit.*; Humbert, G., *loc. cit.*

(13) 註(1)参照。

(14) Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny: A historical and Social Commentary* (Oxford 1966), 322; Duncan-Jones, R. P., *op. cit.* 19の両者は、プリーニウス (大) からの遺贈を推定する。管見の及ぶ所、プリーニウス (小) 自身がそれを直接口にした箇所は見当らないが、かの『博物誌』の執筆者、プリーニウス (大) の甥に生まれ、後年その養子とされており (*Ep.* V, 8)、この地所の広大さに加えて、かれ自身コモ湖畔に父母から遺贈された「多数」のウィラを所有した (後述) ことを勘案すれば、この推測は十分に可能である。Cf., Syme, R., 'Pliny the Procurator', in: Badian, E. (ed.), *Roman Papers II* (Oxford 1979), 742-71.

(15) <X, 8>は、葡萄畑の小作契約を更新するために、トラヤーヌス皇帝に賜暇を請願した書簡であり、この農場 (とムニキピウム) はローマから「150マイル彼方の地」にある、とされている所から、ティフェルヌム=ウィラを指したのは間違いない。それによるとこの葡萄畑は、小作料 (期間の言及はないが恐らく年間) だけで騎士身分ケーンズス相当の40万HS. に及ぶ広大な面積であった。而も <V, 6>によると、この地所は葡萄畑だけではなく、狩猟が出来る山と森林、牧草地、穀物畑などから成る文字通りの「大規模混合農場」 (K. D. White, *loc. cit.*: 'large-scale mixed farm') であり、さらには航行可能の川もまた流れ込んでいた。

(16) <X, 8> (註(15)参照)。

(17) Cf. Frank, T., *op. cit.* 172; Duncan-Jones, R. P., *op. cit.* 25-6; Chilver, G. E. F., *Cisalpine Gaul: Social and Economic History from 49 B. C. to the Death of Trajan* (Oxford 1941), 151-4.

(18) この内の一つは、湖を見下ろす岩山の上に (*imposita saxis... lacum prospicit*)、他は湖に面して建てられていた (*lacum tangit*)。ナポリ湾のリゾート=ウィラ (「バーイアエ=スタイル」) については、D'Arms, J. H., *op. cit.* 20, 22, 26-8 et pass.; Id., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Harvard U. P. 1981), 73-96; Kirsten, E., *Süd-*

italienkunde. Ein Führer zu klassischen Städte (Heidelberg 1975), 240-7; McKay, A. G., *op. cit.* 121-130参照。

- (19) この土地の元々の地価は、90万HS.であったとされており、かつてTh. モムゼンが農書中唯一の地価言及、Colum. *De r. r.* III, 3, 8 (但し無施設・無収穫の新設葡萄栽培地)に基づいて、『アリメンタ表』(トラヤーヌス期)の地価計算基準とし、W. E. ヘイトランド、R. マルタン、R. P. ダンカン=ジョーンズが踏襲した「1 jugerum=1,000HS.」からすれば、この地所は900ユーゲラ(以下略記<jug.>(=226ha.)であったことになる。Mommsen, Th., 'Die italische Bodenteilung und die Alimentatafeln', in: *Ges. Schrift. V* (Berlin 1908), 128; Heitland, W. E., *op. cit.* 283-4; Martin, R., *op. cit.* 370; Duncan-Jones, R. P., *op. cit.* 48-52 esp. 52. Cf. also, Duncan-Jones, R. P., 'Some Configurations of Landholding in the Roman Empire', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976) 12-24.
- (20) Cf. Frank, T., *op. cit.* 172 (因みにフランクはこの数字に拠って、プリーニウスが買取りを考えたこの隣接「ウィラ」の面積を1,500~2,000 jug. と推定した); Heitland, W. E., *op. cit.* 319-20; Martin, R., *op. cit.* 350; Duncan-Jones, R. P., *Econ. of the Rom. Emp.*, 20.
- (21) Duncan-Jones, R. P., *loc. cit.* は、プリーニウスのこの地所をコームム周辺に推定した従前の諸学説を拒否して、『ティフェルヌム地所』に特定したが、本稿ではこのこと自体は問題でないために、比定作業にまで立ち入る必要はない。
- (22) <campus<だけでは実態不明——村川・前掲書 88 頁は、「少なくとも草地と畠地とから成っていたのではあるまいか?」として、慎重を期しているが——だが、プリーニウスによると『ティフェルヌム地所』では、丘陵底部に牧草地と<campus<(両者ともに複数形)が広がり、後者は土が硬いために大きな牛と強力な犁でなければ耕せない(V, 6: 'campi, quos non nisi ingentes boves et fortissima rarata perfringunt')とされており、明らかに耕地、而も葡萄畑・牧草地と区別されている所からして、単なる畠ではなくして「穀物地」が意味された、と見るのが穏当であろう。
- (23) そればかりか、耕地・葡萄畑両者が複数形表現を採っていることもまた、看過されるべきではない。
- (24) 註(18)参照。
- (25) 確かにプリーニウスのみならず、直ぐ後で取り扱われる碑文諸史料もまた同様であり、1世紀後半~3世紀初の<OPVS DOLIARE>銘に至っては、管見の及ぶ所、例外なしにそうであった。併し同様に「地所」=農地が意味され乍ら、praedium Albinum, praedium Aarcianum et al. の如く単数形表現を採った場合もまた頻繁であり、この用語法の分析もまた不可欠の作業となる。次節参照。
- (26) Hug, A., *loc. cit.*
- (27) Crawford, D. J., 'Imperial Estates', in: Finley, M. I. (ed.), *Rom. Property* cit. 67.

- (28) 「先稿（１）」 55-6頁、「先稿（２）」 76、83-4頁。
- (29) 《D N》=*D(omini) n(ostri)*. 「先稿（２）」 78-82頁参照。
- (30) 以下の論述に際しては、<opus doliare>銘の引用が頻繁であり、典拠記載の煩雑さを避けるために、最も集中的に収録されたCIL. XVに限っては、収録番号のみとする。またコーンスル年の西暦読換えは<=a. 123>の形式で付記する。
- (31) 「先稿（１）」 56頁。
- (32) 同 73頁。
- (33) 同 77-8頁。
- (34) 同 73-5頁、「先稿（２）」 71-5頁。

第二節 *fundus*と*praedia*

——キケローにおける用語法——

「何処其処の地所（農場）」の形式を採った地所表示(e. g. *Tusculani agri*, *Praenestini agri*)に関して、プリーニウス（小）『書簡』は、既述の如く農地欠如の一地所を除く他の全てを、複数形で表現した。併しここから直ちに、1・2世紀交のイタリアに於ける地所名称一般のみならず、況んやそれに直截的に表出されたであろう土地所有事情の一般化を図ることは許されない。史料事情の然らしめる所としてイタリア内に限って見ても、時期的な処理を含めて、第一にその他大土地所有制関係の同時代諸史料、第二に、奴隷制並びに大土地所有制の展開に伴う、共同体的に規定された市民的土地の関係⁽¹⁾——既存都市乃至都市的共同体のローマ市民共同体への組み込みの場合であれ、あるいは全体的乃至部分的に市民団の送込みがなされた場合であれ⁽²⁾——に於ける変化が問題とされるからには、当然それ以前、就中共和政中期、奴隷制ウィラ経営の実情を誌した現存する最古の体系的な史料、*De agri cultura* M. Catonisにまで遡った関係諸史料⁽³⁾に洗い出され得る用語例の検証を欠くからである。それ故作業が、アグロノーム諸誌だけに限定され得ないの言うまでもなからう。

だが併し、例えば、“qui in his agris praedia vendiderint, eos pigeat vendidisse” (Cato, *De agr. cult.* I, 4) [これらの土地で*praedia*を売却した者が、売却したことを後悔する・・・]、“a M. Laberio C. Albinus praedia ... accepit, quae praedia Laberius emerat a Caesare” (Cic. *Ad fam.* XIII, 8, 2) [C. アルビーニウスはM. ラベリウスが、*praedia*——この*praedia*はラベリウスがカエサルから購入したのだが——を受取りました・・・]、“... expulsus atque eiectus a praedio Quinctius” (Cic. *Pro Quinct.* VII, 28) [・・・*praedium*から追い出され投げ出されたクインクティウスは・・・]、あるいは、“... domumque Burri, praedia Plauti, infausta dona accipit...” (Tacit. *Ann.* XIV, 60, 12) [・・・Burrusの館、Plautusの*praedia*なる禍の元になる贈り物を受け取った・・・]等々不特定の、而も必ずしもその実態が定かでない「地所」の場合には、たとえそれを蒐集したとしても内的構造にまで及ぶ分析は出来ない。現にカトーの上掲事例では、複数表現が採られたとしても、「農場一般」が問題にされただけである⁽⁴⁾。

従って作業が生産的であるためには、「何処其処の地所」乃至「農地」の形で名称的に固定化された諸例の検索が必要である。

さてこの形式の事例は、管見の及ぶ所では、カトーでは定かでない。共和政最末期の農書、*De re rustica* M. Varronisでもまた、かれがトスクルムでピーゾーM. Pupius Pisoから購入した地所が、*fundus Tusculanus*(id. III, 3, 8)=*fundus in Tusculano (agro)*(id. III, 13, 1)とされている程度であり、プリーニウス『書簡』に見られたような‘*praedium*’, ‘*praedia*’=‘*agri*’の単数・複数両表現の使い分け、及び所在場所名の地所名称化によるこれらの語の脱落(i. e. *Laurentinum meum*←*praedium meum in Laurentino agro*; *Tusculanimei*←*agri mei in Tusculano agro*)は見られない。

このような史料事情からすれば、最末期に至るまで、共和政期のイタリアにおける大土地所有には、一見して元首政期とは異なった様相が指摘され得るかもしれない。併し決してそうでなかったことは、キケローの用語法に明白である。

以下この作業——用語諸例の抽出と検討——に移らねばならないが、その前にキケロー以外の諸史料に一言触れておくと、ネポースが、アッティクス(T. Pomponius Atticus)所有の2地所を、『アルレーティウム及びノーメントウム農場』*Arretinum et Nomentanum, rusticum praedium* (Nep. Att. 14, 3)として夫々単数形で表現したのと同様に、元首政期に入っても事情は然して変わらなかった。例えばペトロニウスによれば、トリマルキオの広大な『クマエ農場』は*praedium Cumanum* (Petron. Sat. 53)であり、ゲルリウスの地所は、*Praenestinum (praedium)* (Gell. Noct. Att. XI, 3, 1)として現われるなど、「一箇所」の（だが併し現実には、後に明らかにされるように、多くの場合がその実複数要素によって構成された）農場に対する単数形表現もまた稀れではなかった。従って、農地欠如場合にだけ、単数形表現(*Laurentinum meum <praedium>*)を採ったプリーニウスの用語法は、必ずしも一般化出来ない。併しそれにも拘らず、「所有農場」に対する単数形表現、>fundus<及び>praedium<は、キケローに頻繁（筆者の類型化によれば[A]「第一類型」）であり、結論から先に言って用語法そのものは、複数形表現、即ち[B]「第二類型」と共に、正しく一般的であった。

[A] 演説を含むキケローの諸著作から抽出され得た「地所」乃至「農場」名称類型の第一は、トゥスクルム近郊のかれの地所を‘*Tusculanum <praedium>*’ (*Ad fam.* VII, 23, 3)と誌した如く、所在場所名の地所＝農場名への転化、並びにかかるものとしての地所の単数形表現が採られた場合である。従って地所の現実的な形状、構成と構造は一先ず別として、少なくとも用語法そのものは、プリーニウス『書簡』の‘*Laurentinum <praedium>*’に照応する。>praedium<を伴うと否とを問わず、とに角、所在場所名の地所名称化そのものはキケローに頻繁であり、その故にまたA. フーク（前出）⁽⁵⁾がキケローを>praedium<命名法の主要典拠としたのも由なしとはしないのだが、*praedium in Tusculano agro*→*Tusculanum praedium*→*Tusculanum*の経緯によって成立する地所名は、筆者の検索によれば、計22例（勿論キケロー所有地所とは限らない）を算えた⁽⁶⁾。

>fundus<もまた、同様に、「地所」としての所有空間を表示した。その始源的な意味内容（土地配分*centuriatio*を伴う成立とその命名法）及び時代の経過、とりわけ大土地所有制の展開に伴う形質的かつ構造的な諸変化⁽⁷⁾は一先ず措くとして、例えばフォルミアエ近郊における(in Formiano agro)キケロー及びC. ラエリウス(Laelius)の地所が*Formianum <praedium>* (*Ad fam.* XI, 27, 3; *De r. pub.* I, 61)、他方P. ルティールウス(Rutilius)のそれが*Formianus <fundus>* (*De d. nat.* III, 86)であった如く、かつまた直ぐ後で言及される *fundus Arpinas*=*praedia Arpinatia*の名称関係（以下名称は‘N.’、複数形の場合は‘NN.’と略記する）に明らかな如く、>fundus N.<もまた、単数形乃至複数形の*praedium N.*, *praedia NN.*と全く同様に「何処其処の地所」を表示した。*praedium*が略々一様に名称のみ（このために

対格で誌された場合には、*praedium, fundus*の別が事実上困難)であったのに対して、*fundus*は多くの場合省略されることなく、この形式には、管見の及ぶ所、全部で13例が検出され得た⁽⁸⁾。他方単数形表現の>ager<は、「地所」として現われることはない。

以上の35事例⁽⁹⁾(但し同一場所名の重複があるため、実際は33地所名称)に関し
て言えば、南イタリアの1例(キケロー所有の*Venusinum praedium*)を除いて、他の全てはラティウム(19例)、エトルーリア(3例)、カムパーニア(10例)⁽¹⁰⁾のイタリア中央部に属した。この事実たるや、われわれがアグロノーム諸誌を初めとする関係諸史料からもまた引き出し得る、共和政末期イタリア大土地所有制展開実態⁽¹¹⁾の最も直截的な表現であった。さらにまた、葡萄酒アムフォラに関する筆者の作業結果——銘文の蒐集と分析並びに事例の計量化結果に基づく一つの帰結、即ち、貴族的大土地所有における商品生産展開の地域的集中性⁽¹²⁾——ともまた、略々完全に一致する。

併しここでは、差当りこのこと自体はさほど重要でない。そうではなくして、問題なのは夫々一箇所の地所がこのように単数形表現を採ったとすれば、その意味内容如何、つまりキケローが如何なるコンテクストにおいてそれを使用したかである。但し、用語法そのものが一様であることからして、全事例の逐次的検討はかえって非生産的であり、若干のケースを採り上げるだけでよい。

“Albanum, Formianum a Dolabella recuperabit etiam ab Antonio Tusculanum”(*Philip. XIII*, 5, 11) [かれ(Cn. Pompeius)は、ドラベルラから*Albanum* <praedium>. *Formianum* <praedium>を、さらにアントーニウスから*Tusculanum* <praedium>(vel——*us fundus*)を取り戻すでしょう。]

“de Lanuviano...optavi...ut id aliquis emeret meorum”(*Ad Att. IX*, 9, 4) [私は、*Lanuvianum* <praedium>(vel——*us fundus*)に関して、私の<友人達の>誰かがそれを買
い取るよう・・・望んでいました。]

“advolas in M. Varronis, sanctissimi atque integrerrimi viri, fundum Casinatem...at
quam multos dies in ea villa turpissime et perbacchatus !”(*Philip. II*, 103-4)
[貴下は、最も敬虔かつ清廉の士、M. ウァルローの*fundus Casinas*に急行する・・・だが最も卑劣なことには、貴下は如何に多くの日々をそのウィラで飲み騒いだことか!]

“repente percussus est atrocissimis litteris, quibus scriptum erat, fundum Her-
culanensem a Q. Fadio fratre proscriptum esse, qui fundus cum eo communis
esset”(*Adfam. IX*, 25, 3) [かれ(M. Fadius Gallus)は突然、最も恐ろしい手紙によって打ちのめされてしまいました。それには、兄弟のQ. ファディウスによって*fundus Herculanensis*が売りに出された、と書かれていたのですが、その*fundus*は、〈実は〉かれとの共同所有であったのです。]

以上、>praedium<乃至>fundus<の4例から明白なのは、>praedium<=>fundus<の名称関係にあったことである。前掲諸例に拠って言えば、*Tusculanum* <praedium>(vel *Tusculanus* <fundus>)とは、その実、*fundus in Tusculano* <agro>(Varro, *De r. r.* III, 13, 1) = *fundus*

Tusculanus(id. III, 3, 8)と同一の関係にあった。つまり、>praedium<なり>fundus<なりの単数形表現にあつては、現実の形状と構成とは無関係に、明らかに「一つ」の総体的表現としての「何処其処の地所(=農場)」が問題であった。

【B】 キケローには併し、複数形表現もまた現われる。単数形表現[A]と同一の命名法による>praedia<である。この事例は併しそれほど多くはなく、管見の及ぶ所では、5例が定かなものとして検出され得ただけであり、一箇所の地所を表示する>agri<、>fundi<は見当らない。

Arpinatia praedia, Cumana praedia, Puteolana praedia、及び>praedia<は欠落するが疑いもなくそれを意味した*Tusculana*の計4事例の他、これらとは明らかに名称関係が異なる*Fufidiana praedia*⁽¹³⁾である。併しこの内、*Cumana*と*Puteolana*の両者(*De l. agr.* II, 78)は、特定所有者の特定地所を指していないために⁽¹⁴⁾、検討対象にはならない。

“...et cum ea nunc in Arpinatibus praediis”(Ad Att. I, 6, 2)[・・・(私の弟クイーントウスは)彼女(Pomponia)と一緒に、目下*Arpinatia praedia*に滞在中です]。

この「アルピーヌム地所」とは、キケローの弟クイーントウス(Q. Tullius Cicero)が父から遺贈され、隣接地の購入によって拡大化を図った>fundus<⁽¹⁵⁾であり、別に*Laterium*(praedium)の名で知られた地所⁽¹⁶⁾(Ad Att. IV, 7, 3; 10, 1; Ad Quint. fr. II, 1, 4-5; 3, 1)と同一であったと思われる⁽¹⁷⁾。Ad Quint. fr. II, 5, 5には、「明日は併し、*Laterium*(praedium)に居ようと思っていました。Arpinas(fundus)に5日間滞在した後、そこから(私の地所)*Pompeianum*(praedium)(vel *Pompeianus fundus*)に行こうと思っていました・・・」(postdie autem in Laterio cogitabam; inde, cum in Arpinati quinque dies fuisset, ire in Pompeianum ...)とあり、従ってこの地所は疑いもなく*Arpinas fundus*(vel *Arpinum praedium*)=*Arpinatia praedia*=*Laterium praedium*の名称関係にあった。

複数形表現のいま一つのケースにあつても、事情は同様である。

“Ut meliore iure tui soceri fundus Hirpinus sit sive ager Hirpinus (totum enim possidet) quam meus paternus avitusque fundus Arpinas?...Immunia commodiore conditione sunt quam illa, quae pensitant; ego Tusculanis pro aqua Crabra vectigal pendam, qua mancipio fundum accepi; si a Sulla mihi datus esset. Rulli lege penderem”(De l. agr. III, 9). [貴下(P. Servilius)の義父にとって、*fundus Hirpinus*、乃至は*ager Hirpinus*——何となれば、かれは(この地方)全体を占有しているが故に——の方が、私の父と祖父の(遺贈地所)*fundus Arpinas*よりもより良い>ius<にあるためになのか?・・・免税地所*immunia*(praedia)は、被課税地所よりもより有利な条件にある。私は*Tusculana*(praedia)に関し、(そこを通る)クラブラ水導のために税を支払うであろう。何故ならば、私は(この)*fundus*を握取行為によって受取ったから。もしスラから(fundusが)私に与えられたのであれば、私はルスの法によって支払うことはないのだが。]

キケローが父祖から遺贈された『アルピーヌム地所』⁽¹⁸⁾もまた、ここでは単数形の*fundus Arpinas*として現われる。併しAd Att. XIII, 9, 2には、「私はアルピーヌムに行かね

ばなりません。というのは、われわれにはかの小地所(*praediola*)を立て直すことが必要であり・・・」とされる。地所名称を伴ってはいないが、「地所(*praedia*)の地代を決めるために・・・」とする*Ad Att.* XIII, 11, 1は、アルピーヌムのウィラで書かれ、この地所が同地の農場*fundus Arpinas*を指したことは自明であり、従ってここでもまた、>*fundus*<とはそれ自体が複数存在の>*praedia*<に他ならなかった。

>*praedia*<こそ欠落するものの、用語法からして間違いなしにそれを意味した複数形表現の*Tusculana*も、キケローが購入した>*fundus*<であり、トレバーティウス(C. Trebatius)宛て書簡(*Ad fam.* VII, 2)では、「私の*Tusculanum* (*praedium*)」乃至「*Tusculanus* (*fundus*)」として現われる('in meo Tusculano')。即ち、*praedium*=*fundus*=*praedia*の事実関係である。

もし然りとすれば、この用語法関係に何が意味されたのか。ここで先ず確認しておかねばならぬのは、キケローのコンテクス内容である。クイーントゥスの地所に関しては、複数形表現の意味が定かでないが、かれ自身の両地所に関しては、その地所の内情が問題とされたことである。プリーニウス『書簡』の用語法を念頭に置いて、以上の作業結果が踏まえられるならば、われわれがそこから自明的に引出し得る帰結(勿論この段階では暫定的な見通しとして止め置かねばならぬのだが)は、もはや次のことだけでしかない。即ち、一円的な領域性を主張したか否かは差当り問題外として、少なくとも共和政末期のイタリア(史料に即して厳密に言えば殆ど専ら中央部テュレニア海沿い)に於て、「*Tusculanum praedium*」なり「*Arpinas fundus*」なり、「何処其処の地所」乃至「農場」として示された一箇所の*fundus*=*praedium*とは、その実、複数の*praedia*乃至*praediola*によって構成された「一つの複合体」であり、*Tusculana praedia*, *Arpinatia praedia*が正にその直截的な表現であったことである⁽¹⁹⁾。而もその限りでは、プリーニウス(小)も完全に同一——否寧ろ、より一層の鮮明化——であり、従って1・2世紀交に於けるイタリア大土地所有制の態様は、その基本的な構造面に於て、共和政期のその延長線上にあった、とせねばならない⁽²⁰⁾。

そしてこれらの場合にあって、何よりも決定的に重要なのは、かかる態様——*fundus*=*praedia*の関係——の現出の仕方であろう⁽²¹⁾。

キケローは*De l. agr.* III, 4, 14で、次の如く土地兼併のプロセスをわれわれに教える。「隣接者達を追い出し(*vicinos proscriberet*)・・・多数の*praedia*から*fundus*の一つの領域と形をつくり上げ(*ex multis praediis unam fundi regionem formamque perficeret*)・・・カシーヌム近郊で最上かつ最豊饒の諸*fundi*を連結させた。」

ルルス(tr. pl. 63B. C.)の『農地法』提案⁽²²⁾に関わる演説文のこの箇所から明確に知られるのは、以上によって明らかにされた地所名称の事実関係、即ち、*Arpinas fundus*=*Arpinatia praedia*等々の名称関係に明白な'*fundus*'='*praedia*'関係の現出プロセスに他ならない。

事実、北イタリアのトリデントゥムに於けるクラウディウス帝の地所(前出)が、「多数の*agri*と*saltus*」⁽²³⁾によって構成されていたことが、このことの一現実であった。土地計

測家の一人、ヒギーヌス(Hyginus)もまた、「多数の連結*fundi*」(*commplures fundi continui*)を持つ所有者は多くの場合、「2乃至3*agri*」を(一つの地所として)結合するが、「*agri*の夫々を区切る境標(*termini*)」はそのまま「残すのが常である」⁽²⁴⁾、と証言する。

註

- (1) Th. モムゼン以来の学説史、とりわけケントゥリアティオ(*centuriatio*)遺構に関する最近の考古学・歴史地理学の諸成果を含めて、この問題にはなお触れらるべき段階ではない。
- (2) Langhammer, W., *Die rechtliche und soziale Stellung der Magistratus municipales und der Decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinde zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaates* (Wiesbaden 1973), 2-24. Vgl., Abbott, F. F. and Johnson, A. C., *Municipal Administration in the Roman Empire* (Princeton 1926), 3-8; Rudolph, H., *Stadt und Staat im römischen Italien. Untersuchungen über die Entwicklung des Munizipalwesens in der republikanischen Zeit* (Leipzig 1935), 129ff.; Schönbauer, E., 'Municipia und Coloniae in der Prinzipatszeit', *Anz. d. Öst. Akad. d. Wiss.* 1954 Nr. 2, 13ff.; Sherwin-White, A. N., *The Roman Citizenship* (Oxford 1939; Repr. 1973), 150ff.; Dahlheim, W., *Struktur und Entwicklung* (1968), 113ff.; Salmon, E. T., *Roman Colonization under the Republic* (London 1969), 48ff., 103ff.; Brunt, P. A., *Italian Manpower 225 B. C. - A. D. 14* (Oxford 1971), 524-5; Galsterer, H., *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien. Die Beziehung Roms zu den italischen Gemeinden vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr.* (München 1976), 37ff.; Vittinghoff, F., *Römische Kolonisation und Bürgerrechtspolitik unter Caesar und Augustus*. Abh. d. Geistes- u. Sozialwiss. Klasse 1951, Nr. 14 (Wiesbaden 1952), 1238-59; Ders., 'Stadt und Urbanisierung in der griechisch-römischen Antike', *HZ*. Bd. 226 (1978), 547-63. 但し本稿では、問題の本質からして、「都市」そのものに直接立ち入ることではない。
- (3) ここでは従って、専ら同時代の直接的な関係史料だけが問題であって、『年代記』諸史料に現われる土地所有関係は直接的な意味を持たない。
- (4) カト一期の農業構造については、Salomon, Ph., 'Essai sur les structures agraires de l'Italie centrale au II^e siècle av. J. - Chr.', *Rev. d'Hist. Écon.* par Ph. Salomon et al. (Paris 1964), 1-65参照。特に農場構成に関しては、その雛型として提示された Fig. 3(p. 46)が有効的である。
- (5) 第一節註(6)。
- (6) 筆者の洗い出しから得られた次の諸例がそれである。括弧内の人名(属格)は当該地所の所有主であり、傍線は同一用語例を意味する。なお人名が欠落した地所は、キケローとクイーントゥスの所有に関わる。

Albanum(Cn. Pompeii) (*Pro Rab. Post.* 6; *In Piso.* 77; *Philip.* XIII, 11; *Ad Att.* IV, 11, 1; VII, 5, 3 — (M. Bruti) (*De orat.* II, 224; *Pro Cluent.* 141), — (Curionis) (*Ad Att.* IX, 15, 11), — (P. Clodii) (*Pro Mil.* 46; 48, 51), — (Falcidii) (*Pro Flac.* 92).

Alsiense(Cn. Pompeii) (*Ad fam.* IX, 6, 1).
Arcanum(*Ad Quint. fr.* II, 5, 4; III, 3, 1; 9, 7; *Ad Att.* V, 1, 34; VII, 5, 3; X, 2, 1).
Caietanum(*Ad Att.* I, 4, 3).
Calenum(*Ad Att.* VIII, 3, 7).
Cosanum(*Ad Att.* IX, 6, 2; XV, 27, 1).
Cumanum(*Acad.* 1, 1; *De fin.* I, 14; *Ad fam.* II, 16, 3; IV, 2, 1; IX, 1, 2; XII, 20; XVI, 19, 1; *Ad Quint. fr.* II, 12, 1), — (Catuli) (*Acad.* II, 80), — (Varronis) (*Ad fam.* IX, 1, 2; *Acad.* I, 1), — (Cn. Pompeii) (*Ad Att.* IV, 10, 2).
Falernum(L. Quintii) (*Pro Cluent.* 175), — (P. Pompeii Maculae) (*Ad fam.* XI, 27, 3).
Formianum(*Ad fam.* XI, 27, 3; XVI, 10, 1; 12, 6; *Ad Att.* I, 4, 3; 11, 10; IV, 2, 7; VII, 5, 3; 17, 5; 18, 1; XIV, 7, 1), — (C. Laelii) (*De, r. publ.* I, 61), — (Cn. Pompeii) (*Phil.* XIII, 11), — (Dolabellae) (*Ad Att.* XV, 13, 5).
Lanuvianum(*Ad Att.* IX, 9, 4; 13, 6).
Liternum(*Ad Att.* X, 13, 2).
Neapolitanum(L. Luculii) (*Acad.* II, 9), — (Pontii) (*Ad Att.* XIV, 21, 3).
Ostiense(*Ad Att.* XII, 29, 2).
Pompeianum(*Acad.* II, 9, 80; *Ad Att.* I, 20, 1; V, 2, 1; X, 15, 4; *Ad fam.* VII, 3, 1; *Ad Quint. fr.* II, 12, 1).
Pomptinum(*Ad Att.* VII, 5, 3; *Ad fam.* VII, 18, 3).
Puteolanum(*Ad fam.* V, 15, 2).
Sinuessanum(*Ad Att.* XIV, 8, 1; XV, 16, 1; XVI, 10, 1).
Tiburтинum(Scipionis) (*Philip.* V, 9).
Trebulanum(Pontii) (*Ad Att.* V, 2, 1; 3, 1; VII, 2, 2, 3).
Tusculanum(*Brut.* 20; *Top.* 1; *Post. Red. in senat.* 18; *Tusc. disp.* I, 7, 119; II, 2; 9; III, 6; IV, 7; V, 11; *De divin.* V, 15, 2; VII, 11, 2; *Ad Att.* VII, 5, 3), — (T. Anicii) (*Ad Quint. fr.* III, 1, 23).
Venusinum(*Ad fam.* XIV, 20).
Vescianum(*Ad Att.* XXV, 2, 1).

(7) 次章以後の検討に於て明らかにされるであろう。

(8) *Antias* (fundus) (*Ad Att.* II, 12, 1).
Arpinas (fundus) (*Tusc. disp.* V, 74; *Ad fam.* VII, 23, 2; XIV, 7, 3; *Ad Att.* V, 1, 3; *De l. agr.* III, 8; *De legg.* II, 3).
Bovillanus fundus(*Ad Quint. fr.* III, 1, 3).
Capenas fundus(*Verr.* II, 2, 31).
Casinas fundus(*Philip.* II, 103; 105).
Ficulensis (fundus) (*Ad Att.* XII, 34, 1).

Formianus (fundus) (*De deor. nat.* III, 86).

Frusinas (fundus) (*Ad Att.* XI, 4, 1).

fundus Herculanensis (*Ad Att.* IX, 25, 3).

Hirpinus fundus (*De l. agr.* III, 9).

Labicanus (fundus) (*Parad.* 50).

fundus Privernas (*Pro Cluent.* 141; *De orat.* II, 224).

Tiburis fundus (*Pro Cluent.* 141).

- (9) 以上が場所名由来の地所名である。併しキケローにはこの他さらに、「一つの特定地所」を指すものとして、後に『アリメンタ表』の検討が明らかにするであろう、《fundus》命名法と同一の、かつまたイタリアに於けるローマ皇帝地所、及び2・3世紀ローマ周辺に於ける《OPVS DOLIARE》生産の皇帝・貴族所有地所のそれ（前出）と同一の命名法によるものが現われる。即ち、単数形表現の *Brinnianus fundus* (*Ad Att.* XIII, 50, 2), *Fufidianus fundus* (*Ad Quint. fr.* III, 1, 3), *Laterium praedium* (*Ad Att.* IV, 7, 3), *Manilianum praedium* (*Ad Quint. fr.* III, 1, 1)、及びそれ自体が既に複数形の *Atiliana praedia* (*Ad Att.* V, 1, 2), *Menniana praedia* (*ibid.*), *Fufidiana praedia* (*Ad Att.* XI, 14, 3; 15, 4) 等々である。これの定在態様もまた問題であるが、後に改めて（但し *Laterium praedium* は直ぐ後で）言及する。さらにまた、場所名由来の地所名としては、管見の及ぶ所では前掲の *Arcanum* (praedium)（註(6)参照）の他、一例だけだがシヌエッサ (Sinuessae) 近郊の *Petrinum*——“inter Minturnas Sinuessanumque Petrinum” (*Horat. Ep.* I, 5, 5) からすれば、恐らくウィークス (vicus) 名か？——に於ける Q. Lepta 所有の地所が挙げられる。即ち、“nec ea re Petrinum tuum deseram” (*Ad fam.* VI, 19, 1) に於て確実に地所名が意味された *Petrinum tuum* (praedium) である。
- (10) これらの内、*Falernum praedium*（註(6)参照）が位置した ager Falernus は、高品質酒の産地としてあまりにも有名であった。Strab. V, 6, 5-6; Plin. *N. H.* XIV, 62.
- (11) 筆者の以上の作業は、従って結果的には、経営の原理的側面を一先ず不問に付すとして、少なくとも共和政末・帝政初期のイタリア大土地所有制の展開それ自体に関しては、かのロストフツェフ説 (Rostovtzeff, M., *op. cit.* 30-31) に追認を与えてもよいことになる。キケローを含めたローマ元老院議員身分の土地所有については、次の諸文献参照。Wiseman, *op. cit.* 191-196; Rawson, E., *op. cit.* 85-102; Shatzman, I., *op. cit.* 403-409.
- (12) 拙稿「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII (1973) 15-16頁。
- (13) 前掲註(9)参照。ここで明らかなように名称は、*fundus Fufidianus* = *Fufidiana praedia* の関係にあった。
- (14) “neque istorum pecuniis quicquam aliud deesse video nisi modi fundos, quorum subsidio familiarum magnitudines et Cumanorum ac Puteolanorum praediorum sumptus sustentare possint.”
- (15) “id scito esse eiusmodi, ut frater meus vere existimet, adiuncto isto fundo,

patrimonium fore suum per te constitutum” (*Ad fam.* I, 9, 24).

(16) Cf. Rawson, E., *op. cit.* 98; Shatzman, I., *op. cit.* 425.

(17) クイーントゥスは、後に購入した *Fufidianus fundus* は別として、*Laterium* の他にアルピーヌム近郊に *Arcanum*——この地所名は一説ではパーグス名 >Arx< に由来 (RE. II/1, 428-8, Hülsen: *Arcanum*)——及び *Manilianum* の計 3 >praedium< を所有していた (註 (6)、(9) 参照)。もしそうだとすれば、‘*Arpinatia praedia*’ はこれらの地所——アルピーヌム近郊のクイーントゥス所有地所を「3」と数えた Shatzman, I., *op. cit.* 424-426 に対して、Rawson, E., *op. cit.* 98; 186-7 n. 55 は、*Arcanum* = *Manilianum* と見做して「2」地所とする——の内の何れかか然もなければ、どのウィラかは不明だが「アルピーヌムに滞在中」の意味で総体的表現としての「アルピーヌム地所」を指したことになる。併し、次に述べられる *Laterium* = *Arpinas* の用語関係からして、筆者は、*Arpinatia praedia* とは、このような集合的表現ではなくして、父から遺贈された *Laterium* (praedium) を指したと考えたい。

(18) D’Arms, J. H., *Romans on the Bay of Naples* cit. 18; Shatzman, I., *op. cit.* 404.

(19) 従ってこの限りでは、キケローの ‘fundus Arpinas’ に関するシャツマンの解釈は正鵠を射たものとして承認され得るであろう。Shatzman, I., *loc. cit.*: ‘here Cicero speaks of *praedia* or *praediola*, which indicates that the estate consisted of several units.’ 併し、「アルピーヌム地所」ばかりか「トゥスクルム地所」もまた同様であり、われわれが以上によって明らかにした *fundus* (vel *praedium*) = *praedia* (vel *agri*) の関係は、共和政末・帝政初期の、否そればかりか後に言及されるであろう 2・3 世紀の間のイタリアに於ける大土地所有制の基本構造として一般化されうる。

(20) 註(19) 参照。

(21) 問題の正確な位置づけのためには、既述の如く、ローマ市民の私的土地所有に於ける共同体的な諸関係——とりわけ始源的には市民団の送込み及び既存共同体のそれへの組込みに際しての >centuriatio< と >heredium< に突出的に表現されたような——が前提とされねばならないのは言うまでもない。因みに土地計測について一言触れておくと、Frontinus, Balbus, Hyginus 等々「土地計測家」*agrimensores* の記述を中心とした先駆的研究、Cantor, M., *Der römischen Agrimensoren und ihre Stellung in der Geschichte der Feldmesserkunst* (Leipzig 1875; ND. Wiesbaden 1968); Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891) 及び近年の Hinrichs, F. T., *Die Geschichte der gromatischen Institutionen. Untersuchung zu Landverteilung, Landvermessung, Bodenverwaltung und Bodenrecht im römischen Reich* (Wiesbaden 1974) に加えて、今や考古学の急進捗と相俟って土地計測研究は一段と精緻化の度を加えつつある。Cf. e. g., Chevallier, R., *op. cit.* 651-783; Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors* (Newton Abbot 1971), 133-158; Id., ‘Archaeological and Epigraphic Evidence of Roman Land Survey’, *ANRW*. II/1 (Berlin 1974),

564-592; Id. and M. S. Dilke, 'Perception of the Roman World', *Progress in Geography* IX (London 1976), 41-65; Campbell, B., 'Shaping the Rural Environment: Surveyors in Ancient Rome', *JRS*. LXXXVI (1996), 74-99.

(22) *De lege agraria* orationes contra P. Servilium Rullum tr. pl. in senatu. 但しここでは、>fundus<の「連結」の事実が知られることで充分である。

(23) CIL. V, 5050 = ILS. 206 (A. D. 46). Cf., Sherwin-White, A. N., *Roman Citizenship* cit. 241; Chilver, G. E. F., *op. cit.* 24, 46, 135f.

(24) Blume, F., Lachman, K., Rudorff, A., *a. a. O.* 130: 'praeterea/solent quidam complurium fondorum continuorum domini, ut fere fit. /duos aut tres uni utilae contribuere et terminos qui finiebant singulos agros relinquere.'

第二章 2・3世紀のローマ周辺における土地所有事情

——《OPVS DOLIARE》銘における *praedia* 名称の分析——

第一節 *praedia* 所有の諸形態

プリーニウス『書簡』に於ける〈地所〉用語法、*praedium・praedia・agri*の分析——
1・2世紀交に於けるそれらが、共和政期（但し史料学的確認は末期）の延長上にあったことが今や明白なのだが⁽¹⁾——に次いで、《OPVS DOLIARE》の押捺銘文 (*tituli impressi*) に規則的に現われる〈地所〉の名称関係、及びそれに表現された貴族的大土地所有の構造分析が今一つの課題である⁽²⁾。蓋しこれらが貴重なのは、*Ex pr(aedis) Arr(iae) Fadil(lae) Caepio(nianis)* (CIL. XV, ii, 74)⁽³⁾; *Ex figli(nis) Ar(riae) Fa(dillae) Caepioniani(s)* (id. 85) 両者に示された、*praedia Caepioniana=figlinae Caepionianae* の関係に明白な如く、“*ex figlinis huius*” = “*ex praedis huius*” の略々規則的な用語法関係に於て、最も集中的には1世紀末—2世紀最初の4半世紀（それ故プリーニウス『書簡』と同一時期）を中心として手懸りが残され続けた1世紀後半—3世紀初の、ラティウムを中心にエトルーリア、ウムブリアにもまた及んだローマ皇帝・貴顕身分所有〈地所〉⁽⁴⁾の構成と構造への立入りが可能だからである。

併しそれにも拘らず、最近のP. セテーレ (Setälä)⁽⁵⁾に至るまで、これらがローマ大土地所有制研究にもった史料学的意味は、従前の諸学説に於て殆ど看過された。管見の及ぶ所では、ラティウムに於ける皇帝地所の一つにラビークム (Labicum) 近郊の *praedia Quintanensia*⁽⁶⁾ を挙げたD. J. クロウフォード (Crawford) が辛うじて知られるだけだが、事例の洗い出しは別史料 (CIL. XIV, 2770; 4090, 14) に拠ってであった⁽⁷⁾。P. セテーレにあってもまた、専ら銘文に拠る所有主のプロソポグラフィが問題であって、土地所有実態の組織的処理からはほど遠い⁽⁸⁾。

さて、以下の作業を進めるに当たって、先ず第一に取り組まねばならぬのは、〈地所〉所有形態（構造的な）の直截的な一表現が看取さるべき次の顕著な現象、即ち、同一名称〈*praedia*〉の下での複数所有主の同時的存在である。

(a) *Praedia Caepioniana=Figlinae Caepionianae*

この〈地所〉名称 = 〈瓦窯〉名称には、全く時期を同じくして3名の所有主が生産への痕跡を残した。

Arria Fadilla⁽⁹⁾: 《EX・PR・ARR・FADIL CEP (*sic*)//PAETIN ET・APRONIAN COS》(71=a. 123);
《EX・PRAED・ARRIAE CAEPIONIAN//GLABRION ET TORQVAT//COS//D⁽¹⁰⁾》(72=A. 124);
《[*Ex p*]R・ARR・FAD CAEP・IVL・LVP//TIT・ET・AQVIL・COS》((77=a. 127).

C. Curiatius Cosanus⁽¹¹⁾: 《EX PRAED C・C・COSAN CAEPIONIAN SEX ALFI//AMAND PAETIN ET APRONIANA0//COS》(98=a. 123).

T. Tutinius Sentius Satrinus⁽¹²⁾: 《EX · PR · TI SENTI SATRIN CEION ^(sic) S A A//PAETIN ET APRONIAN//COS》(104=a. 123); TI · TVTINI · S · S · CAEPIONIAN//VERO III · ET AMBUBVL //COS》(105a=a. 126).

従って確証が得られた限りによって言えば、‘*praedia Caepioniana*’——この地所の所在場所に関してT. ヘレン(Helen)は、*figlinae*=「粘土採取区」(clay district)⁽¹³⁾の解釈を踏まえてティベリス・ネラ(Nera)合流点近くの現オルテ(Orte)近郊を推定したが⁽¹⁴⁾確証があつてのことではない——は、123年に3所有主、124-6年の間には少なくとも2所有主によって所有された。而もその所有はあくまでも単独であり、夫妻・兄弟による同一地所、施設の共同所有の如き>*societas*<関係⁽¹⁵⁾にはなかつた。

(b) *Praedia Quintanensia=Figlinae Quintianae*⁽¹⁶⁾

M. Annius Verus⁽¹⁷⁾: 《APRONIAN ET PAETINO COS//POMP · VIT · EX PR M AN · VER//QVINT》(453a=a. 123); 《EX · PRAE · ANN · VERI OF POMP · VITA//SERVIANO III ET VARO//COS》(455=a. 134).

Rupilia Faustina⁽¹⁸⁾: 《ASIAT II ET AQVIL//COS D R D》(458=a. 125).

Agathyrsus Aug. lib.⁽¹⁹⁾: 《T · OCTAVENI GRATVI EX · P AGAT · //AVG L · APR · ET PAET COS》(464=a. 123); 《EX · PR · AGAT · QVINTAN//PONT · ET · ATIL//COS》(461=a. 135); 《EX PR AGATHYRSI AVG LIB//GLAB ET HOMVLO//COS》(468c=a. 152).

この内n. 458には、地所名・所有主名が欠落するが、2行目に見える《D R D》は、《EX PRAED RVPILIAE FAVSTI//D · R · D》(457); 《D · R · D》(459a-b)と同様に、明らかに直接的生産の>*officinator*<を表示し、その同一自由人(*tria nomina*)が現われる、n. 459a-bと同一場所(Monte delle Giustizia)発見(4例)の《EX PRAED RVP FAVST QVINT//D · R · D》(456)からして、125年、D.R() D()が関与した地所とは、アウレーリウス帝父方祖母に当たるM. Annius Verus夫人Rupilia Faustina⁽²⁰⁾所有地所、*praedia Quintanensia*であつた。而もこの場合もまた、「Annius Verus=a. 123-134」、「Faustina=a. 125」として両者の日付(コーンズル職年)が重複した上に、生産は夫々別の*officinator*によって担われており、同一地所の共同所有と同一*officinator*による同時的生産のアウレーリウス帝夫妻⁽²¹⁾とは確実に異なつて、同一名称地所とはいえ所有は別であつた⁽²²⁾。

従つて‘*praedia Quintanensia*’は、少なくとも125年時点では3名の所有主を擁していた。

(c) *Praedia Sulpiciensia=Figlinae Sulpicianae*

Domitia Domitiani(Domitia Longina)⁽²³⁾: 《EX FIC ^(sic) DOMITIAE DOMITIANI SVLPIC //PAETINO ET APRONI//COS》(548b=a. 123); 《EX · FIG · D D ANNIO VERO III · ET · AMBI · // · COS》⁽²⁴⁾ (554a=a. 126).

Claudius Liberalis⁽²⁵⁾: 《PAET ET APR COS//EX FIG CL LIB SVL》(559a=a. 123).

A. Villius Alexander⁽²⁶⁾: 《APR ET PAE COS//EX F A VIL · ALEX · S》(560=a. 123).

これら諸例の内、n. 560は地所名が定かでないが、コーンズル年欠落の《VILLI ALEXANDRI //SVLPICES》(561)には躊躇なしにそれが知られる。従つてこの地所名の下には、123年に計3名の所有主が数えられた⁽²⁷⁾。

(d) *Opus Salarese*

さらに今一つの場合が追加されねばならない。《SALARESE EX・FIG TREBICAE//TERTVL-LAE・T・R P》(524)；《VARO COS・EX・PRAE IVN IVLIANI//SVCCES・SALAR》(488=a. 134)の如く、用語法からして疑いもなく「[opus] Salarese」を表示した事例がそれである。

管見の及ぶ所では、この名称の下に計25名の所有者⁽²⁸⁾が数えられ、123年のコーンスル年銘をもつものだけでも9名⁽²⁹⁾に及んだ。だが併し、《L・V・EX PRAE SALARE //PAETI APRONIA//COS》(H. Bloch, *Suppl.* 148⁽³⁰⁾=a. 123)に見える〈地所名称〉としての用語例、「prae(*dia*) Salare(*nsia*)」を除く他の全ては異なった。*Ex pr. Agat. Quintan.* (461)；*Ex pr(a)edis Quintanensib. Agathyrsi Aug. lib.* (462b)等々、“ex praedis huius N”乃至“ex pr. N. huius”の定式の下に属格形所有主名(〈huius〉)をもち、その後または前に地所名称(〈N〉)が置かれるのが最も一般的な銘文形式(“ex fig.”も全く同様)であったのに対して、当該事例では、《SAL》、《SALAR》が文頭乃至文末に置かれているからである⁽³¹⁾。

従って、*ex prae(dis) Salar(ensibus)*ではなくして躊躇なしに[opus] *Salar(ese)*が読まれねばならないこれらの諸例は、特定の地所名称ではなくして、恐らく『サラリア街道』Via Salaria⁽³²⁾に面した諸地所起源を表示したと思われる。もしそうでなければ、この名称の下に同一時だけで所有者が9名の多きを計えたことの説明がつかない。それ故、前掲例(a-c)のみならず後に今一度言及されるであろう最も一般的な用語諸例⁽³³⁾とは一先ず区別されねばならない。

同様に、次の場合もまた除外さるべきであろう。Domitiae Lucillae母娘の所有が確認される123年の*fig. Caniniana*⁽³⁴⁾の如く、同一時期に複数の所有者が検出されたとしても、その年に地所の所有交代がなされたことが確実な場合である。

これを一先ず別として以上の(a)～(c)諸事例に看取され得たのは、従って、同一地所に対する複数所有者の共同所有⁽³⁵⁾では決してなくして、2乃至3名の複数所有者が同一名称地所を夫々完全に別個に所有したこと、つまり「1名称地所=1所有者」とは必ずしも限らなかった事実である。

この現実是如何に理解すべきなのか。

前掲の地所名称例、《EX PREDIS^(sic) QVINTANENSIB》(462b)、及び《EX PRAEDIS・C・CVRIATI・COSANI//CAEP》(97a)、かつまた同様に極めて頻繁な名称欠落例に見える《OPVS EX PRAEDIS AVRELI CAES》(713)、《EX・PEREDIS^(sic) C IVLI APOLLINARIS》(1203)等々、語尾省略なしの>ex praedis (N)<に明白な如く、特定の「一つ」の地所が略々規則的に複数形表現をとった。同様に《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS D・N•//EX FIG・FAVRIANIS》(713) = *ex fig(linis) Faurianis*を引き合いに出すまでもなく、瓦窯それ自体もまた規則的に複数形表現、>ex figlinis (N)<をとった。この事実から推して、「一つ」の地所それ自体が既に複数存在、つまりより端的に言えば、>praedium<の複合体として存立し、同一名称地所に対する複数所有者の同時的存在もまた、正にそのことの故に可能であった、と考えられざるを得ない。

この形態の検出は、従って、銘文の追跡によって可能な1世紀後半―3世紀初のローマ

周辺を中心とするラティウム・エトルーリア・ウムブリアに於ける〈地所〉の所有——この下では勿論、一箇所「一つ」の〈praedia〉のみが排他的に問題なのだが——には、極く大雑把に見て次の2形態の類型抽出を可能ならしめる。(以下煩雑さを避けるために praedia→pr.<;figlinae→fig.<と略記する。)

(A) Pr.Brutianaが、110-123年の間、M.Rutilius Lupusの所有下に置かれた後⁽³⁶⁾、124年、T.Statilius Severus Hadrianus(cos.a.144)が所有主として現われ、以後直接的な関与痕跡を消す127年までその所有下に存続した如く⁽³⁷⁾、あるいはまた、最初はドミティウス兄弟(Cn.Domitius Aferを継承した「共同相続者」 *consors* Cn.Cn.Domitii Lucanus et Tullus³⁸⁾)の下に知られたpr.Caninianus⁽³⁹⁾が、その後アウレーリウス帝(直接的痕跡は同帝夫人)に至るドミティウス家で継承され続けた(Cn.Cn.Domitii Lucanus et Tullus→Cn.Domitius Tullus→Domitia Lucilla maior→Domitia Lucilla minor⁽⁴⁰⁾→Fau-stina Augusta⁽⁴¹⁾)如く、譲渡であれ遺贈であれ、とに角一つの地所が一人の所有主によって継続的に所有された、「1>praedia<=1所有主」の形態。

このような継続的所有に加えて、例えばpr.Caelianaが、Seia Isauricaただ一人の所有主銘しか残さず⁽⁴²⁾、同様にAelia Severaの所有主銘だけしか残されていないpr.Iulianiana⁽⁴³⁾のように、後にも先にも1所有主のみしか知られ得ない場合、並びに同一名称地所(figlinae及び奴隷を含めて)に対する複数所有主による共同所有もまた、この類型に帰属されてよい。

何れにせよ、《EX PRAEDIS//DOMINI N ANTONINI》(744)、《DE PRAEDIS・DOMINORVM//NOSTRO・AVGG》(773)、《C・IVLI IANVARI DE PRAED//CLODI FIRMI》(940)等々、名称欠落の故に「一つ」の地所としての特定が不可能な場合を除いて、名称が判明する事例の大多数はこの形態に属し、従って、一特定時に於ける1地所(規則的にそれ自体が複数的存在の)に1所有主なる、ローマ周辺土地所有のノーマルな形態を見ることが出来よう。

(B) 先に明らかにされた、同一名称地所(乃至瓦窯)の複数所有主による同時的所有の形態。

明らかに最も一般的な、その意味では正則的な形態(A)の変形(恐らく地所の拡大化を伴った)を意味するこの形態は併し、それほど頻繁ではなく、管見の及ぶ所では、疑いなしにそうだと言えるのは上掲の3事例だけである。

この両形態は併しながら、必ずしも地所毎の二者択一的形態ではなかった。とりわけ pr.Caepionianaがそうである。勿論手懸りが残存した限りに拠ってであるが、この地所では2世紀初、Plotia Isaurica(=Plotia Servilia Isaurica⁽⁴⁴⁾)が所有主としての初出例⁽⁴⁵⁾を残した後、既述の如く123年に3所有主、124-126年の間には2所有主が検出された。その後この内の一人、Arria Fadilla——彼女は《[ex p]R・ARR・FAD CAEP IVL LV-PIO//TIT・ET・SQVIL・COS》(77)によって127年にもまた痕跡を印したのだが——の子、Arrius Antoninus(=T.Aurelius Fulvius Boionius Arrius Antoninus即ち後のピウス帝)は、134年、《EX FIG・ARRI・ANTONINI//CAEPIONIAN SERVIAN//III ET VARO・COS》(92a)を残

し、明らかに母から継承の後、所有主として直接的な営利機会への関与を続けたことが知られるのだが、この時点で、かれ以外の何人もfig. Caepionianaeの名の下に現われることはない。つまり、「単独所有→複数所有→単独所有」の推移である。併しこれが検出され得たのは、管見の及ぶ所当該事例だけであり、それに加えて史料残存の偶然性をもまた考慮した場合には、到底一般化は出来ない。

(C) 以上の2形態に加えて今一つの、而も>praedia<の構造そのものに関わると思われる形態が指摘されねばならない。付加語を伴った次の名称関係が即ちそれである。

(a) >ab euripo<, >ab pila alta<を伴うfig. Caepionianae.

《EX・PR・C・C・C・C AB・EVRIPO//PAETIN ET APRONIAN//COS》(106=a. 123), 《EX FIGLINIS C C C AB PILA ALTA//SEX ALFI AMAND》(111).

《EX・PR・SENT・SAT・AB EVRIP//EX OF ////////////// VERO III ET EGGIO//COS》((108=a. 126), 《EX・PR・SENT SAT・AB EVRIP//PAET・ET・APRON//COS》(107=a. 123).

この内、n. 111には、用語法上は*ex pr. ab Isis*(252)と同様に地所名が欠落しており、その故にH. ドレスセルは当該銘文の校訂と収録に際して、“fig. (Caepionianae?) ab pilaalta”として断定を避けた。併し当該例に見える自由人(疑いもなく当該例の生産に関与した>officinatores<の一人) *Alfius Amand(us)*を共通にする《EX PRAED C・C・COSAN CAEPIONIA SEX ALFI//AMAND》(98), 《EX F C・C・C C^(sic) CAEPIONIANA^(sic)・SEX・ALF AM》(99)からして、疑念は残るものの⁽⁴⁶⁾、この>ab pila alta<は、*pr. ab Pila Alta*の地所名称ではなくして、*praed. Caepioniana*に所属 (fig. Caepionianaeの一構成要素として)した可能性が大きい。n. 106もまた、ドレスセルのディヴェロップに従って“*ex pr(aedis)C. C(uriati) C(osani) C(aepionianis) ab euripo*”が読まれるとすれば、所有主を同じくする>ab euripo<も同様であったことになる。

今一人、*Sent(ius) Sat(rinus)*の所有「地所」(*ex pr.*)にもまた、躊躇なしに同一の関係が割り当てられる。

これらに見える>ab pila alta<, >ab euripo<とは、正確な位置特定はもはや絶望的だが筆者の理解する所では、恐らく*pr. Caepioniana*内のfiglinae所在場所——文字通りの推測では「水路」乃至「水導」、及び「高橋柱」の近く——を意味したと思われる。従って、>praedia Caepioniana<は痕跡を残した2世紀初の最初からであったか否かは定かでないが、少なくとも123年には、*fig. Caepionianae*, *fig. [Caepionianae] ab euripo*, *fig. [Caepionianae] ab pila alta*の3者を以て構成され、2所有主が同時にこれらを夫々別地所として(形状的には恐らくこの両場所を挟む形で)所有していた、と考えられる。それ故この点だけに限って言えば、何らの註解も伴わなかったドレスセルの収録以来、全く看過され続けたこの両表現に「部分区域」(part-areas)を見たP. セテーレの解釈は首肯されてもよからう⁽⁴⁷⁾。

(b) >Portu Licini<

管見の及ぶ所では、次の3地所が挙げられ、形状的には先の(a)に類似する。

fig. Caninianae (vel *Kaninianae*)

《TERT D L EX F · CAN OP DOL FE//TIT · ET · CALL · COS》(129=a.127), 《EX FIGLINIS · CANINIANIS//DOMITIAE · LVCILLAE》(130)等々によって、Domitia Lucilla (minor)が所有主として現われた*fig. Caninianae*=*pr. Caniniana*に、これらとは別に、>Port. Lic.<が並記された事例が知られる。《EX PR DOM · LVC PORT LIC KANINI//OPVS STAT PRIMVL》(139)がそれである。この付加語例は、筆者の銘文検索では、当該のLucilla (minor)=アウレーリウス帝母に地所を遺贈したDomitia Lucilla (maior)には現われない⁽⁴⁸⁾。

fig. Terentianae

《EX PR LVCILLAE VERI FIGVLINIS ^(sic)//TERENTIAN OPV L · S · F》(617)が、Lucilla Veri⁽⁴⁹⁾=Domitia Lucilla (maior)所有下の地所、*ex pr(aedis) Lucillae Veri*に現われる当該例、*[ex] figulinis Terentian(is)*が初出例である。ここでは併し地所名が欠落しているが、当該事例の生産を担った前出(n. 139)の自由人(officinator)、*Stat(ius) Prim(ulus)*が共通して現われる《EX F TERNT ^(sic) · DOM · LVC PORT//LIC · OP · DOL · STAT · PRIM》(630)からして、*fig. Terentianae*もまた、同様にDomitia Lucillaの所有下に>Port. Lic.<を伴った。その後この地所は、アウレーリウス、次いでコモドゥス両帝の所有下に置かれた⁽⁵⁰⁾。

fig. Fulvianae

《OPVS DOLIARE EX FIG FVL//VIAN POR LICINI》(226).

>Por. Licini<が並記された当該例には所有主名が欠落するが、*fig. Fulvianae*に残された事例は、《OP · DO · FIG FVLVIANIS//LVCILLAE · N》(223a), 《OP · DO EX · FIG FVLVIAN · LVCILL》(224), 《OPVS DOL EX PRAE AVRE CAES N//EX FIG FVL SVCES SER》(225)が知られ得る全てであり、*Lucilla nostra*=Lucilla minorとアウレーリウス帝を所有主とした。ここから推して、n. 226の所有主はこの両者の何方かであった。

だとすれば、全てがドミティウス家に属したこの3 *figlinae*が伴った付加語、>Port. Lic.<, >Por. Licini<とは何であり、その付加は如何なる所有形態上の意味をもったか。

場所名、*Port(us) Licini* (銘文のディヴェロップは‘Port(u) Licini’)であったのは確かだが、それが何処かは定かでない⁽⁵¹⁾。併し百歩下がって縦んばそうであったとしても、少なくとも次のことだけは間違いなからう。即ち、*pr. Caepioniana*=*fig. Caepioniana*と付加語(疑いもなく場所名)を伴った諸例との関係に明示された如く、*fig. Caninianae Portu Licini*, *Terentianae Portu Licini*, *Fulvianae Portu Licini*は、*fig. Caninianae*, *Terentianae*, *Fulvianae*とは別存在と見做されねばならないことである。もしそうだとすれば、Domitia Lucillaは>Portus Licini<に接して3地所(このようなものとしての>*figlinae*<存在は計6箇所)を所有していたことになる。

この推測はさらに、次の両事情によってもまた補強される。第一は、大量の事例が残された《OP DOL EX PR M AVRELI ANTO//NINI AVG N PORT LIC》(408:178 ex.)である。アウレーリウス帝の所有「地所」から送り出されたこの銘文では、‘*ex pr. huius N*’の定型、*ex*

*pr(aedis) M. Aureli Antonini Aug. n. Port(u) Lic(ini)*によって>Portus Licini<が「地所名」として現われる。第二は、《MYRTILVS・DOM・LVCILL・DE LICIN//PAETIN・ET・APRON//COS》(270=a. 123)として、ドミティウス家地所に>de Licin.<が、而も《EX PR・DOMIT・LVCIL//DOL DE LIC・VERO III//COS》(277=a. 126)では、*ex pr(aedis) de Lic(inianis)*として、>Portus<が欠落した地所名称として現われることである。これが後にセウエールス帝の所有地所として、《OP FIG DOL ^(sic) EX PRAED LIC DOMINI N//L SEPTIMI SEVERI AVG》(297)を残した*praed(ia) Lic(iniana)*と同一であったことは疑いない。従ってこの地所の名称関係は、もし《PRIMITIVI//DOMITI・TVLLI・D・D・L》(262)がドレッセルの校訂通りに‘*d(oliare) d(e) L(icinianis)*’とディヴェロップされ得るならば、[Cn.] Domitius Tullusを初出所有主とし、セウエールス帝に至るまで、>pr.Portu Licini< = >pr.de Licinianis< = >pr.Liciniana<の関係にあったことになる⁽⁵²⁾。

以上の作業は、従って次の事実を確認することになる。即ち、Domitia Lucilla（次いでアウレーリウス帝もまた）は、所在場所不明ながら恐らく一箇所に集中的に、>Portus Licini<に接して*fig. Caniniana, Terentiana, Fulviana, de Licinianis*を取り込んだ4 >praedia<を所有していたことである。併し、それらが合して一つの経済的に領域的な一円性をなすような形に於てでは決してなかった。それ自体独自の労働諸力を擁した生産体として、夫々の名称が維持され続けたことに直截的な表現を見たように、各>praedia<はそれ自身の空間性を保持し、このようなものとしての>praedia<の、一箇所の地に於ける集積的な複数所有の形で土地兼併が進行した。

だが併し、なお問題は残る。いま一つ別の>portus<が痕跡を残したからである。

《OPVS EX PR//P M CRISP//DE PORTO ^(sic)//PARRAE》(409), 《OPVS FIG ^(sic) EX PR P・M CRISP//PORTVS PARRAE//L M E》(411)。

この両者に見える*Portus Parrae*がそれである。これまた場所の確定は絶望的なばかりか⁽⁵³⁾、事例そのものも以上の全二例が挙げられるだけである。併しそれにも拘らず、用語法それ自体が同一の>portus Licini<と共に、大土地所有の構造に関連すると考えられるからには看過され得べくもなく、>portus<そのものに関して今一步踏み込んで検討を進めることは無駄ではあるまい。

この両者、*portus Licini, portus Parrae*は共に、‘*ex pr(aedis) [huius]*’の下に属格形の人名を伴っており、従ってその命名法に於ては、*Portus Iulius*あるいは*Portus Laurentanus, Portus Ostiensis*等々⁽⁵⁴⁾の、所謂「海港」としての>portus<とは異なった。そうではなくして、差当りここではウルピアーヌスの『告示註解』が示唆的であろう。即ち>portus<とは、「商品が搬入され、そこから搬出される封鎖された場所」⁽⁵⁵⁾とされた箇所である。さらにシスキア (Colonia Flavia Siscia:Sisak) 碑文、《III KAL AVGVSTAS // SEVERVS ET CANDIDVS//IN HOC NAVALI CCCLXXX//ARTEMAS ET EVLYME//NVS IN ALIO NAVALI//CCCLXXX》(CIL. III, 11382=*Eph. Epig.* II, 927) [7月30日、SeverusとCandidusはこの*navalis*で380個、ArtemasとEutymenusは別の*navalis*で380個（の煉瓦を生産した）]に見

える>navalis<もまた示唆的である。パンノーニアの内陸都市で、明らかに海事用語が使用されており、両史料収録の註記(H. Dressel, H. Dessau)⁽⁵⁶⁾に従って、>navalis<に「煉瓦乾燥場」、>portus<に「貯置場」——但しもしそうだとした場合、当該例の属格形名称由来、*Licinius, Parra*は不明であり⁽⁵⁷⁾、後者は*P. M() Crispus*ただ一人の地所にしか現われなないのだが⁽⁵⁸⁾——を見るのが差当り最も穏当であろう⁽⁵⁹⁾。

従って、場所の特定は最後まで不能であったにしても、少なくとも>portus<が商品流通上の拠点であったことだけは確かであり、アウレーリウス帝自身が関与の証を残したドミティウス家のこの地に於ける集積的所有には、疑いなしに大土地所有制の市場志向経済の現実を読み取ることが出来る。

(c) >maiores<, >minores<: >veteres<, >novae<

管見の及ぶ所、直ぐ後で明らかにされる如く、>praedia<乃至>figlinae<の付加語として、これらの表現をもつ事例が挙げられ得る。

《OPVS DOL EX F DOMIT MAI//PRED^(sic) COM AVG N》(162) = *f(iglinae) Domit(iana) mai(ores), pr(a) e(dia) Commodi Aug. n.*

《OPS DOLIARE • EX PRAED • AVG • N • FIGLIN • //DOMITIANAS^(sic) • MINORES^(sic)//NVME-RI • IVSTI》(176) = *praed(ia) Aug. n., figlin(ae) Domitianae minores.*

《OPVS • DOLIARE • EX PREDIS^(sic) • D N //ET^(sic) FIGLINIS VETERES^(sic)》(188) = *pr(a)edia Domini n., figlinae Veteres.*

《EX PR IMP M AVRELI ANTONINI EX FIG//NOIS^(sic) OP DOL • CALXI^(sic) CRESCEN》(201) = *pr(aedia) Imp. M. Antonini, fig(linae) Novae.*

に見える *fig. maiores* = 大, *minores* = 小, *veteres* = 旧, *novae* = 新の>figlinae<がそれである。この内、*Veteres, Novae*の両者はそれ自体が名称として現われた。併し、所有主名 欠落の《EX FIGIL^(sic) • DOMIT • VETERI//OPVS DOL • AVXIM》(187)、及び上掲例 (n. 201) と同一の自由人>offinator< (Calvius Crescens) が現われる、《EX PRAED AVG N DOL FIGL DOM//MINOR CALVI CRESCENT》(175)——従ってCalvius Crescensは、*fig. Novae, fig. Dom(itiana) minor(es)*双方で生産に関与した——の両者からして、疑いもなく *fig. Veteres* = *fig. Domitianae veteres*の関係にあり、*fig. Novae*もまた恐らく *fig. [Domitiana] novae*であった。

これらの内、>maiores<の初出所有主はアウレーリウス帝夫人 (Faustina Augusta) であり、>minores<は同帝母 (Domitia Lucilla minor) が痕跡を残した最初であった⁽⁶⁰⁾。一方>veteres<と>novae<は、全事例が皇帝所有下にあった。前者では、《OPVS DOLIARE》銘文の用語例として、ピウス及びアウレーリウス両皇帝の下で頻繁化⁽⁶¹⁾した《AVG • N •》 = *Augustus noster*だけで、皇帝名を欠いた所有主銘が最初であり⁽⁶²⁾、後者のそれは、前出 (n. 201) のアウレーリウス帝であった⁽⁶³⁾。次いでこれらの全ては、銘文用語例として コモドゥスを初出⁽⁶⁴⁾とした、併し同様に皇帝名欠落の《D • N •》 = *Dominus noster*、《D • N • AVG •》 = *Dominus noster Augustus*、及び時期的な前後関係からして間違いなしにセウエー

ルス期両皇帝を指した《DD・NN・》 = *duo Domini nostri*の所有に帰した⁽⁶⁵⁾。但しこれらは、最初から最後まで皇帝独占物として止まったのでは決してなく、後述の如く、この間一時的にはあるがローマ貴顕身分 (C. Fulvius Plautianus) もまた私的所有の痕跡を残した。

他方併し、《OPVS DOLIAR EX PRED ^(sic) DOM・N・AVG//EX FIGVLINIS ^(sic) DOMITIA》(155), 《AVGVST・N・OP・DOL・EX・PR・DOM//FOR DOMITIANARV FIG》(156) = *ex pr. Dom(ini) [ex] for(nace) Domitianaru(m) fig(linarum)*等々、付加後を欠いた>fig. Domitianae<もまた、皇帝所有下に知られる。従ってこのfiglinaeは、*maiores, minores, veteres, novae*の付加語を伴った>fig. Domitianae<とは恐らく別存在であった⁽⁶⁶⁾。

従って疑いもなく>pr. Domitiana<がその中に取り込んだのは、経緯と時期は不明だが、*fig. Domitianae*に加えた*maiores, minores, veteres, novae*の計5 figlinaeであり、3世紀にこれらの全ては皇帝所有に帰した。但しこれらは、一様にコーンスル年欠落のため、果たして同時的存在であったか否かまでは確証の限りではない。併し、皇帝以外に知られ得る最後の私的所有貴族C. Fulvius Plautianus⁽⁶⁷⁾には、全く手懸りを残さない*fig. maior-es*を別として、確実には*fig. Domitianae, veteres, novae*⁽⁶⁸⁾、及び恐らく*minores*⁽⁶⁹⁾の、計4 figlinaeが数えられるが、銘文から推測可能なかれの関与が極めて短期間(a, 203-205)⁽⁷⁰⁾であったことから推して、これらが同時的所有であったのは間違いない。

さらに*fig. Oceanae*に於てもまた同様に、>maiores<、>minores<が痕跡を残した⁽⁷¹⁾。これらが前掲の*fig. Domitianae*と同一の関係にあったことは明白であり、改めて事例検討の必要はない。

以上によって、〈地所〉所有にいま一つ別の形態があったことが確認された。銘文分析に拠って初めて明らかにされた新事実である。即ち、*ex praedis Nhuius = ex figlinis Nhuius* (名称を(N)で表示すれば)なる最も一般的な基本形態の上に、同一地所乍らも明らかにそれとは別の生産組織として存立する、〈場所名〉乃至〈大〉・〈小〉、〈新〉・〈旧〉の形容詞が付加された複数のfiglinae(‘figlinae NN’)によって構成された「1 pr- aedia・複数figlinae」の形態である。この下では、夫々固有の名称が付された「一つ」の、而もそれ自体が既に複数形(最も規則的なのは‘praedia N’であって‘praedium N’ではない)の〈地所〉内に、既設の「一つ」のfiglinae——ここでもまたそれ自体が規則的に複数表現を執ったのだが⁽⁷²⁾——に加えて、恐らく別場所に2乃至4のfiglinaeを新設(従って推測され得る可能性は>praedia<の事実上の細分化⁽⁷³⁾)するか、然もなければ既存地所の近く乃至隣接の地片を新たに獲得し、そこに設置されたfiglinaeに付加語を伴って当該地所名を適応するか(前者とは反対に>praedia<の事実上の複合化)の両場合が考えられるが、何れも推測を出るものではない。だが併し第一に、構成労働諸力に明らかのように‘figlinae N’と‘figlinae NN’とは完全に別存在であったこと、第二に、*fig. Caepioniana ab euripo*が“*fig. Ab Euripo*”(=*praedia huius Ab Euripo*)、*fig. Domitianae veteres, novae*が“*fig. Veteres*”, “*fig. Novae*”として付加語そのものの名称化、それ故名称関係に於ける“*figlinae NN*”(=*praedia huius NN*)の新名称“*figlinae N*”への転位を起したこと、——以上

の両事実に明白な如く、夫々のfiglinaeを伴う夫々のpraediaもまた疑いもなく別個の定在として存立したことに変わりはない。

基本形として抽出された3形態(A)～(C)は、それだけでも既に、ローマ大土地所有制に於ける「土地所有」の形態に関して、事実関係よりする新地平の切開きを意味するに充分であった。何故ならば、これらによって明らかになったのは、1世紀後半―3世紀初のローマ周辺からエトルリア・ウムブリアに及んだ、ローマ貴顕身分・皇帝・同夫人所有の>praedia<に於ける形状的な錯綜化現象であったからである。而もこれらに於ては、始源的に次のことだけが決定的に重要であった。即ち先に指摘された如く、夫々の固有名称によって確実に一箇所の「一つの地所」を表示した場合は素より、《EX PRAEDIS CIVLI・APOLLINARIS //FACET ^(sic)・MAGNOI (1203), 《IVLI FORTVNATI DE PRAEDIS//SEIAE ISAVRICAE》(1423a)等々、*ex vel de praedis* (huius)として名称が欠落した場合もまた全く同様に、それ自体が既に略々規則的に複数定在の>praedia<であって>praedium<ではなかったという、従前の関係諸学説が殆ど看過した事実である⁽⁷⁴⁾。

この事実そのものは、同時代のプリーニウス(小)『書簡』の用語法分析が明らかにしたそれと完全に同様であった。そればかりか共和政期に於ても同様であり、その限りでは土地兼併に際しての最も基本的な態様として、《OPVS DOLIARE》に直接的な利害関与者として現われた複数〈地所〉の所有主が徹頭徹尾そうであった如く、すぐれて貴族的なイタリア大土地所有一般の基底をなし続けたことになる。そしてこの上に、われわれの検討が初めて明らかにした如上の>figlinae<=>praedia<所有の3形態が重なる。

もしそうだとすれば、「一つの地所」とは何か⁽⁷⁵⁾。問題への第一の鍵は、〈名称〉それ自身にある。何故ならば、*pr. Caniniana, pr. Domitiana*等々はその命名法(疑いもなく始源的には〈人名〉の地所名称化)に於て、プリーニウス『書簡』の*agri (mei) in Tusculano agro*→*agri Tusculani=praedia Tusculana*、キケローの*fundus in Arpinate agro*→*Arpinas fundus=praedia Arpinatia*等々⁽⁷⁶⁾に見える名称関係(所在地名の形容詞化による地所名称)とは異なったからである。

註

- (1) 本編第一章参照。
- (2) 以下の作業では、これまでの筆者の諸論考が踏まえられる。引用に際しての略記は、本編序・註(5)及び(15)に拠るものとする。
- (3) 引用に際しての煩雑さを避けるために、CIL. XVに限ってそれを省略して収録番号のみを記し、コーンシル年の西暦年への置き換えは“=a. 123”の形式で括弧内に示す。さらに引用銘文中の</>は改行、[]は文字摩滅部分とその補填、()は省略部分のディヴェロップを意味する。なお銘文には、連文字と裏返し文字もまた頻繁であるが、引用は正文字でなされる。
- (4) 『先稿(1)』73-82頁、『先稿(2)』67-84頁参照。
- (5) 本編序・註(16)参照。
- (6) この地所については後に今一度言及を予定している。なお所在場所の特定は、ラ・コロンナ(La Colonna)ーモンテ・コムパトリ(Monte Compatri)間の地で発見された墓碑銘《D. m. /Parthenio arcario/rei publicae/Lavicanorum/Quintanensium》(ILS. 6217)によって可能である。
- (7) Crawford, D. J., ‘Imperial Estates. Appendix: A Working-List for the First Three Centuries A. D.’, in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 68. クロウフォードのこの論考では併し、ラティウムにおける皇帝地所として、当該例の他に今一例——ラウレントウム近郊(Plin. *Ep.* II, 17, 26; Gell. *N. A.* X, 2)——が挙げられただけでしかない。実際には決してそうでなかったことは、『先稿(2)』70-77頁を参看されたい。
- (8) かれらのみならず、T. ヘレン(Helen)もまた同様である(序、註(16)参照)。
- (9) 『先稿(2)』69頁参照。Cf. Setälä, *op. cit.* 62, 65.
- (10) 文末の一語、D()はディヴェロップ不能。
- (11) Vgl., *RE.* IV, Col. 1832, *Curvatus* Nr. 5; Setälä, P., *op. cit.* 103-4. 但し *PIR*². には、この人物は未収録。
- (12) Setälä, P., *op. cit.* 197-8.
- (13) 筆者が>figlinae<と>figilinae<を同一視するこの解釈に与さないことは先に明らかにされた。『先稿(1)』56、108頁、『同(3)』62-7頁参照。さらにT. ヘレンのこの「新説」に対する批判(G. E. Rickman)は、序、註(16)参照。
- (14) Helen, T., *op. cit.* 80-81.
- (15) アウレーリウス帝夫妻(『先稿(2)』73頁)、《EX・PR FUNDANIAE・FAVSTINAE//ET・VITRASI・POLLIO//SAL//A・X》(520)に見えるFundania Faustina et [T.] Vitrasius Pollio夫妻(cf., Setälä, P., *op. cit.* 121-2)及びドミティイ兄弟(『先稿(1)』76-7頁)がその事例である。それ自体にまで踏み込む必要はないが、ドミティイ兄弟を例とした

- 「共同相続」 *consortium* については、Kunkel, W., 'Ein unbetrachteten Zeugnis über das römische Consortium', *Ann. de la Faculté de Droit d'Istanbul*, Nr. 4/5 (1954), 56-78, bes. 59 参照。
- (16) 所在場所については註(6)参照。
- (17) アウレーリウス帝の父方祖父。『先稿(1)』75頁参照。
- (18) M. Annius Verusの妻＝アウレーリウス帝の父方祖母。SHA. *M. Ant.* I, 4. Cf. Setälä, P., *op. cit.* 174-5.
- (19) 'ex fig.' (*huius*) だけの場合には、当該人物が *figlinae* を指揮した *officinator* であつた可能性もあるため今一步確実さに欠けるが、*ex pr. Agathyrsi Aug. lib.* では、疑いもなく「地所所有主」 *dominus praediorum* が表示された。
- (20) 註(18)参照。
- (21) 例えば《OPVS DOL EX・PR AVRELI CAES ET FAVS//TINAE AVG・VLPI・ANE//CETIANI》(719) に見える *Ulpus Anecetianus* がそうである。
- (22) Setälä, P., *op. cit.* 175によれば、Rupiliaの死後、彼女の地所は夫M. Annius Verusの所有に移されたと断定されている(('the property of Rupilia Faustina went to the husband')。確定史料には欠けるが、兄の死後地所が弟に移されたドミティイ兄弟(『先稿(1)』77頁)の例もあり、可能性としては不可能な解釈ではない。
- (23) 管見の及ぶ所、このドミティアヌス夫人の関与例が、*domus Augustae* としては最初である。PIR². D. Nr. 181; 『先稿(2)』70頁。Cf., Setälä, *op. cit.* 109-10.
- (24) Domitia Longinaには、最初の夫L. Aelius Plautius Aelianusの下で、イタリア内各地での地所所有が知られるが(PIR². <A. >Nr. 205)、ドミティアヌス夫人Domitia Domitiani Augustiとして<opus doliare>生産の痕跡を残したのは管見の及ぶ所、*pr. Sulpiciana* だけであり、これから推して、当該例では地所名称は欠落するが、ドレッセルの収録によって当該地所起源を推測するのが穏当であろう。*ex fig. D. D.* のディヴェロッパは、nn. 556-7に拠るドレッセル参照。
- (25) P. Setälä, *op. cit.* 92は当該例の地所所有主 *Cl. Lib.* を、《APR ET PAE COS//EX FI CL LIVIAN》(932=a. 123)及び人名のみの《CL LIVIANI》(2317)と同一人、*Cl(audius) Livianus* と見做し、ローマ発見の水道鉛管に残る銘文、《TI CLAVDI LIVIANI PR PR》(7882)に拠って、*[Ti.] Claudius Livianus pr(aefectus) pr(raetorio)* を特定した。もしこの比定が正鵠を射たものであれば、この地所の所有主はトラヤーヌス期の近衛長官、Ti. Claudius Livianus *pr. pr.* (RE. III, 2729, *Claudius* Nr. 207; PIR². C. Nr. 913)であったことになる。併しこの人物が、当該地所 *pr. Sulpiciana* の所有主として痕跡を残すことはなく、n. 559a 収録の実例に対する再検証を伴わざる以上、ドレッセルの校訂によって(《CL LIV》ではなくして)《CL LIB》=*Cl(audius) Lib(eralis)* とする以外にない。
- (26) この人物は特定出来ない。
- (27) 同名称の地所には、この他さらに当該例と同一年(a. 123)の日付をもつ、《PAETINO

- ET APRONIA//M VINIC PANTAG SVLP》;《SVL M VINI PAN//AET ET APRON》等々のヴァリアント銘を大量に残した(563a-r=104 exs.) *M. Vinic(ius) Pantag(atus)*が知られるが、疑いもなく不自由人由来のコグノーメンに加えて、別に直接生産者の名を持たないことからして、地所所有主よりは寧ろ<officinator>であった可能性の方が強い。
- (28) 管見の及ぶ所では、この内の16名にはコーンスル年が欠落するが、その列挙は不必要である。
- (29) M. Annius Verus(479), Arminus Cest() (482), Oc() Cest() (485), Cornelius Mall() (486), Iulius Eutac() (487), Iulius Iulianus(494), L. Turr() Gal() (498), Turr() Pr() (499), G. T() T() (500).
- (30) Bloch, H., *Supplement to Vol. XV, 1 of the CIL., including Complete Indices to the Roman Brick Stamps* (Cambridge Mass. 1948).
- (31) 《APRON ET PAET COS//P P B SALAR//EX FIGL ANNI VERI》(479a); 《AP・ET PAE COS TRAVONE//EX F・OC CEST SAL》(485); 《APR ET PAET COS・P P B//SALAR EX FIG G T T・》(500) (イタリックは筆者) 等々の形式がそれである。文頭に置かれた事例は本文中のn. 524参照。なお《APR・ET・PAET・C・A・G・S//S・D・F・IVL》(494b)はイニシャルのみだが、《A GAB・SVC・SAL》(496); 《VARO COS・EX・PRAE IVL IVLIANI》(488=a. 134)の両者に拠って、ドレッセルは '*A. G(abini) S(uccessi) S(alarese) [opus] d(e) f(iglinis) Iul(iani)*' と展開したが、確実さには欠ける。✓
- (32) Cf., Chevallier, R., *Roman Roads* (Univ. of Calif. P. 1976), 67, 99, 131, 134; Ashby, T., *Roman Campagna in Classical Times* (London 1970), 59ff.; Paget, R. F., *Central Italy* (London 1973), 181-183.
- (33) 筆者が「例外なしに」としないのは、>pr. Narnensium<=>pr. Narniensia<の如き前者と同一の事例が少数乍ら散見されるからである。後述箇所参照。
- (34) 『先稿(1)』 81-2頁。
- (35) 《EX FIGL CANIN//DVORV・DOMIT》(117); 《OPVS DOL EX PR //[[[C]]AES ET FAVS//TINAE AVG MAI SERVI》(622); 《OP DOL・EX・PR DOM・AVGG NN FIG//DOMIT》(159).
- (36) 《BRVT//M R・LVPI//ORFITO ET//PRISCINO//COS》(18=a. 110)を初出例とし、以後、a. 114(19a), a. 115(20a), a. 119(23), a. 117(26), a. 122(26)の痕跡を残した後、管見の及ぶ所ではa. 123(27)を最後にして消え去った。地所所有主M. Rutilius Lupus及び当該地所の所在場所については第二節で言及する。
- (37) 《EX PRAED STATIL []ADRIAN BRV//GLABRIONE []QVATO》(38=a. 124); 《SQVILIA・ET・TITIANO・COS//EX PR STAT MAXIM・SEVERI//HADIAN BTVT・EX・OF・MYRIN》(40=a. 127)が最初と最後である。所有主については『先稿(1)』 73頁参照。
- (38) 註(15)参照。
- (39) 註(35)参照。なおかれらの共同所有は地所のみならず、奴隷にもまた及んだ。管見の及ぶ所、次の両奴隷がそれである。《FORTVNATI DOMITIORVM//LVCANI・ET・TVLLI》(99 9a);

- 《AMOENI・DD・LVCANI ET TVLLI//EX FIGLINIS CAN//INIAN》(116).
- (40) 『先稿(1)』77-9頁。
- (41) 《EX PR FAVSTINAE AVG EX FIC ^(sic) CANINIA》(133)によって、夫人が現に所有主として現われており、この地所が母Domitia Lucillaから継承した地所(『先稿(2)』73-4頁参照)に含まれたことは確実だが、当該地所に対する所有主としてのアウレーリウス帝の痕跡は未発見である。
- (42) nn. 49-51. [Flavia] Seia Isauricaの所有地所は、この他、管見の及ぶ所では、*pr. Arestiana*(12), *Fabiana*(208), *Publiliana*(421), *Tonneiana*(652)の4地所を数えた。
- (43) 《OPVS DOLIARE EX FIGVLINIS ^(sic) IVILI//NIANIS AELIAE SEVERAE L C》(256). 但しこの女性もまた、Seia Isauricaと同様に詳細は不明である。
- (44) *PIR¹. P. Nr. 399; RE. XXI, Col. 610, Plotia Nr. 22.*
- (45) 《EX・F・CAEPION・PLOTIAE ISAVRICAE//FOR・PECVLIARES・SER》(64a); 《EX PRAEDIS PLOTIAE ISAVRICAE CEPIO ^(sic)//T RAVSI PAMPHILI》(68)等々、全てにコーンスル年が欠落するこれらの諸例に関して、H. ドレッセルの校訂は「2世紀初のトラヤーヌス期」(aetatis Traianae)を推定し、P. セテーレ(Setälä, P., *op. cit.* 164)もこれを踏襲する。(46) H. ドレッセルのそれとは別に、筆者が今一つ躊躇するのは、自由人労働力に頻繁な〈移動〉現象(『先稿(4)』61-8頁)の故に、同一名自由人の出現が必ずしも同一乃至関連瓦窯の定在を証言することにはならない——それ故*fig. Caepioniana ab pila alta*ではなくして、*fig. ab Pila Alta*であった可能性——からである。
- (47) Setälä, P., *op. cit.* 197.
- (48) 『先稿(1)』77-9頁参照。
- (49) 「Verusの〈妻〉Domitia」とは、間違いなしに*M. Annius Verus*(前出の地所所有主M. Annius Verusの同名の子)(SHA. *M. Ant.* I, 3; Plin. *Ep.* VIII, 18)の妻*Domitia P. f. Lucilla*を指した。従って命名形式は、前出のドミティアーンヌス帝夫人、*Domitia Domitiani*と同一であった。
- (50) 《OPVS DOL EX FIGL TEREN COMM//AVG L LANI CRESCENT》(623). コモドゥス帝の両親アウレーリウス夫妻による同*fig. Terentiana*の共同所有例は、n. 622に収録(註(35)参照)。但し当該例には地所名称が欠落しているが、夫人の単独所有例に、同一名の奴隷が〈offinator〉として機能した《EX PRAD ^(sic) FAVST AVG EX FIGL//TERENTIAN MAI SER》(621)によってそれが与えられる。
- (51) 18世紀末、ローマ金石文の組織的な蒐集を図ったG. マリーニ(Marini)は、この銘文に見える〈portus〉を、テオドリック王が煉瓦2万5千個を用いて修復させたと伝えられる〈Portus Lucini〉(Cassiodorus, *Variae* I, 25)に特定し(*Iscr. dol. comm.* ad n. 109)、その後B. ボルゲジー(Borghesi)は、「ティベリス河岸の一地点」を推定した(*Oeuvr. épigr.* VII, 503)。この両先行推測に対してH. ドレッセルの校訂は、当該例の〈portus〉が*Licini*であって*Lucini*ではないとしてマリーニ説を拒否したが、所在場所については

「不明」とした(Dressel, H., prooem. ad *fig. Caninianas*)。

なお筆者の銘文検索から浮かび上がったテオドリックに関する興味深い事実に付言しておこう。《D N・REGE THEODRICO》(1663); 《REGNANTE D N THE//ODERICO FELIX ROMA》(1670)等々、C. XVに収録された<opus doliare>銘がそれである。「ゲルマン王」としての>rex<に加えて、「ローマ皇帝」としての>D(*ominus*) N(*oster*)<が使用されており、>felix Roma<と共に興味深いが、ここでは差当り建築材にまで押印されたこの事実の掘り起こしだけで充分であろう。

(52) 但し地所名称が由来したと考えられる>Licinius<については何も知られない。この名称関係については、Helen, T., *op. cit.* 71もまた、Dressel, H., prooem. ad *pr. Liciniana*と同解釈を採った(“probably the name of *praedia Liciniana* is derived from that of *portus Licini*”)。

(53) >Parra<についても、何も知られない。況んや所有者、*P. M(arcius?) Crispus*についてもまた同様である。

(54) Lehmann-Hartleben, K., *Die antiken Hafenanlagen des Mittelmeeres. Beiträge zur Geschichte des Städtebau im Altertum*(Leipzig 1823; ND. Aalen 1963), 240ff.; Meiggs, R., *Roman Ostia*(Oxford 1973²), 149ff.

(55) Dig. L, 16, 59(Ulpianus). Vgl. Heumann, H. u. Seckel, E., *Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts* (Graz 1971¹¹), *Portus*.

(56) “Cum *portu* recte Mommsenus composuit *navale* quod innotuit ex titulo Sisciae reperto(*Ephem. epigr.* II, p. 434 n. 927: nam et *portum*, in quo lateres cocti reponantur, et *navale*, quod in figlinis videtur fuisse locus ubi lateres recens ducti ad siccandum collocabantur, appellationes a re nautica traxisse manifestum est” (Dressel, H., prooem. ad *portum Licini*). Cf., ILS. comm. ad n. 8675.

(57) 註(52)、(53)参照。

(58) 註(53)参照。

(59) Helen, T., *op. cit.* 71は、モムゼン/ドレッセル説の直接延長上に>portus Licini<に「河港」名称を割当てたが(‘portus Licini, which is best explained as the name of a river harbour’)、筆者の推測では、この解釈もまた不可能ではない。

(60) 《EX PRAED FAVSTINAE (*sic*)・AVG OPV//DOL・EX FIG・DOMITI//MA//IOR》(161); 《EX PR DOMITIAE LVCILLAE EX・FIG・DOMIT//MINORIB OP・DOL・AELI・ALE//XANDRI》(171)。地所名称は欠落するが後者(n. 171)と所有者と<officinator>両者を同じくする、《O DOL・EX PR・D P・F LVC・P・A・ALEX//NIGRO ET・CAMER//COS》(172=a. 138)から、もしこの自由人が移動しなかったとすれば、*fig. Dom. minores*は少なくともこの年(a. 138)には既に設置されていたことになる。前者(n. 161)の*fig. Dom. maiores*は時期不明だが、地所所有者(Faustina)に*Augusta*が明記されていることからして、少なくとも「146年」(SHA. *Ant. Pius*, 1, 7; X, 2; *M. Aur.* XX, 7. Vgl. RE. I, Col. 2313, *Annius* Nr. 121. 但し Garzetti, A., *From Tiberius*

- to the Antonines London 1974, 470は「147年」)以後であったことだけは確かである。
- (61) 『先稿(2)』 82, 93-4頁。
- (62) 《OPVS・DOL・DE・PRED *(sic)*・AVG・N・//EX・FIGLINAS・VETERES *(sic)*》(190a).
- (63) 上掲例に於ては一様に *fig. Veteres, fig. Novae*として、>Domitianae<を欠くが、これらが *fig. Domitianae Veteres (et al.)*であったことは、《EX・FIGIL *(sic)*・DOMIT・VETERI//OPVS DOL・AVXIM》(187)に示される。
- (64) 『先稿(2)』 78頁。
- (65) 《OPV・DOL・DE PRAED DOM N AVG EX//FIG・VET CAEC AMANDAE》(192); 《OPVS DOL DE PRAED AVGG NN EX //FIG VET CAECIL AMANDA》(195); 《OPVS・DOLIARE・EX PRAEDIS DOM- NI・N ET *(sic)* FIGL NOVIS》(204); 《OP DOL・EX・AVGG NN・FIG NOVAS》(205). 《EX FIG DOM MAIO DOMINOR NN》(165); 《OPVS DOLIARE EX PREDIS *(sic)* D N AVG// EX FIGLINIS DOMITIAN MINOR》((179)); 《OPVS・DOLIAR・EX PRAED・DD NN//EX FIG DOMITIANIS MINOR》(180).
- (66) *fig. Domitianae*の最早期例としては、H. ドレスセルが「2世紀初」に推定した《C・L・MONTANI//EX・F・DOM》(148); 《EX FIG DOM//L・VALER・SEVERI》(151)の両者が挙げられるが、ここに見える人物、*C. L(icinius?) Montanus, L. Valerius Severus*については何も知られない。
- (67) 『先稿(2)』 81、83頁参照。
- (68) 《OP DOL EX PR C //T・PR・PR//C V COS II FIG //MITI》(160); 《OP DOL・EX PR C・FVL・PLAVT PR PR//C V COS II・FIG・VETER》(167); 《OP DOL EX PR //COS・II FIGLIN NOVAS》(206).
- (69) C. Ful (*vius*) Plaut (*ianus*)に関わる《OP DOL EX PR・C FVL PLAVT PR PR C V //COS II TES FVLVI PRIMITIVI》(184)は、地所名が欠如するが、かれとノーメンを同じくし、恐らくその解放奴隷であった<officinator>[] *Fulvius Primitivus*が、2皇帝(セウエールス、カラカラ)所有下の地所に現われ、その銘文、《OP DOL EX・PR・AVGG NN・FIG DOM//IT・MIN・FVLVI・PRIMITIV》(183a)に拠って、*fig. Domit(iana) min(ores)*もまた恐らくPlautianusの所有であったと思われる。
- (70) 註(68), (69)の事例に見える 'pr(*aefectus*) pr(*aetorio*) c(*Iarissimus*) v(*ir*) cos. II' からして、これらの諸例は何れも「203年以後」、かれが殺害された「205年(1月22日)以前」の間に属した。Cf., Birley, A. R., *Septimius Severus. The African Emperor* (London 1971), 294-6; Setälä, P., *op. cit.* 123-4.
- (71) 《OPVS DOLIARE EX FIGVLINIS *(sic)* OCEA//NIS MAIORIS *(sic)* AVG N》(372); 《OPVS DOLIARE EX FIGVLINIS *(sic)* OCEAN//IS MINORIBVS PRAEDIS D N AVG》(381).
- (72) 『先稿(1)』 107-8頁参照。
- (73) A. シュルテンが『アリメント表』から抽出した>fundus<の形態が正にこれに照応すると思われる。RE. VII/2, 297, Art. *Fundus* (Schulten, A.).
- (74) 既述のT. ヘレン、P. セテーレのみならず、文献・碑文両史料の駆使の上に計量的方法

を持ち込んだR. P. ダンカン＝ジョーンズもまた例外ではない。かれは帝政初期イタリアの大土地所有に関して、(1)一箇所での「巨大単一地所」の、イタリア内複数場所にわたる「集積」(aggregation of enormous single units)、(2)必ずしもその全体が一地区に集中せず、それ自体が大きくはない「散在的農地」所有(ownership of scattered farm holdings which were not necessarily all in one district and might not be large individually)の、土地兼併の「対蹠的」な2傾向を指摘した。Duncan-Jones, R. P., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 323-6. Cf., Id., 'Some Configurations of Landholding in the Roman Empire', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 2-33. だが併し、その第一型の典型と見做されたプリーニウス(小)所有のティフェルヌム近郊ウィラに関しては、「既に巨大であった一つの地所」(an estate which was already very big)——勿論筆者はこの表現そのものを間違いだとして問題にしているのではない——のみがすぐれて問題であって、先に明らかにされた如く(前章第一節)、「一つの地所」それ自体が複数存在の>praedia<, >agri<であったことは問題にされなかった。

(75) この問題の意味は、それがただ単にイタリアに於ける大土地所有の実態解明に直結するが故にだけではない。さらにそれ以上に重要なのは、(筆者の理解する所では) 奴隷制商品貨幣経済、大土地所有制の展開が市民的共同体(都市及び都市的共同体)の始源的な土地所有関係に何らかの変化(形状的に構造的な)なしには実現され得なかった筈である、と考えられるからである。その意味に於て、>fundus<(並びに>fundus fieri<)が改めて問題とされねばならないであろう。

(76) プリーニウス(小)、キケロー両者のみならず、ウァルロー、ゲルリウス等々を含めた、共和政期以来の用語法については先に(前章1・2章)言及した。

第二節 *praedia*名称

名称分析に先立って、命名由来についてもまた、先行学説を予め確認しておくことが必要であろう。即ち、最もスタンダードな解釈を代表すると見做してよい、RE. 所収のA. フーク(Hug)説がそれである⁽¹⁾。

かれによれば、>praedium<は*fundus, ager, agellus, rus, possessio*としばしば同義語的に使用され、>praedium<・>fundus<両者の「一般的な意味上の一致」が指摘され得るにも拘らず、「命名の仕方は異なった」(*verschieden jedoch die Art ihrer Benennung*)。つまり>fundus<が、*Sextilianus fundus, Fulcianus fundus*等々、「最初の土地占有者の氏族名」に因んで(*nach dem Gentilnamen des ersten Besitzer*)名付けられた(従って基本的にはTh. モムゼン説⁽²⁾の踏襲)のに対して、>praedium<は、*Arretinum, Nomentanum (Praedium*が欠如した)乃至*praedia Cosana*等々の如く、「場所名」に因んで(*nach dem Orte*)呼ばれた⁽³⁾。

併し前節での引用諸例に示されたように、>opus doliare<に規則的に表示されたローマ周辺を中心とするローマ貴顕身分・皇帝所有の>praedia<名称は、必ずしもこの解釈では十分に説明出来ない。例えば*pr. Caepioniana=fig. Caepionianae, pr. Sulpiciana=fig. Sulpicianae*は、「場所」ではなくして間違いなしに「人名」(氏族名 *nomen gentilicium*乃至家名 *cognomen*)の>Caepio<, >Sulpicius<に由来し⁽⁴⁾、《EX・PR AIACIANIS・OP・DOL》(10)、《EX PR MAMM//GLABR ET TORQVAT//COS》(301a=a. 124)を遺した*pr. Aiaciana, pr. Mamm(eiana)*もまた、紛れもなく*Aiacianus*(*cognomen*)乃至*Aiacius*(*nomen*)⁽⁵⁾、*Mammeianus*(*cognomen*)⁽⁶⁾に起源を有したからである。

従って問題のさらなる進展を図るためには、何よりも先ず、銘文に拠る*praedia*名称の洗い出しとその類型化作業が不可欠であろう。なおこの場合、“ex praedis N”の定式(以下の列挙では、>pr.<を省略して“— a”語尾)を採ることなく“ex figlinis N”のみでしか現われない事例(“— ae”語尾)もまた、先に明らかにされた>praedia N<=>fglinae N<の関係からして当然加えられねばならない。但し「名称」だけが問題とされるからには、それに*maiores, minores*等々の付加語を伴う事例は排除されねばならない。

筆者自身の類型化に基づく以下の列挙(但し検索の煩雑さを考慮して当該例の収録番号は省略)が即ちそれである。類型(A)は、確実に「人名」に起源を有した地所名称、

(B)は地所所在「都市名」の>pr.<名称化、(C)は>pr.<の「所在地区(*vicus, pagus*)名」乃至「場所名」(従って形容詞化による「地所名」への転位は示さない)、(D)は以上の何れにも属さず、差当り確実な類型化が不可能なもの、——以上の4類型である。

(A) *Aiaciana, Arestianae (vel Aristianae), Avitianae, Bucconianae (=Vocconianae?)*⁽⁷⁾, *Caelianae, Caepioniana, Camillianae (vel Camillanae), Caninianae, Castricianae, Curtianae, Domitianae, Fabianae (vel Fabiana officina)*⁽⁸⁾, *Favonianae, Favoriana*

(vel Faoriana, Fauriana), Fulviana, Furiana (vel Furianus *fundus*), Iunciana, Lusiana, Mammeiana, Marciana, Muciana, Myriniana⁽⁹⁾, Naeviana, Neroniana (*officina*)⁽¹⁰⁾, Oceana⁽¹¹⁾, Ociana, Plataniana, Publiliana, Publiliana-Tonneiana⁽¹²⁾, Rhodiniana⁽¹³⁾, Saeniana, Septimiana, Sulpiciana, Terentiana⁽¹⁴⁾, Tonneiana, Tonneiana
-Vicciana⁽¹⁵⁾.

(B) Med(ulliana?), Narniensa, Ocr(iculana), Statoniensa.

(C) Brutiana⁽¹⁶⁾, Ab Isis, Ad Mercurium Felicem, Ab Nept(uno?), Portu Licini (= pr. Liciniana), Quintanensa⁽¹⁷⁾, Salareses (*Salarese opus, opus de via Salaria*), pagus Stellatinus (*pr. pagi Stellatini*), Portu Parrae⁽¹⁸⁾, Subortana (vel Subhortana)⁽¹⁹⁾, De via Nomentana, De via Triumphali⁽²⁰⁾.

(D) Astiviana, Centurionica, A Crete, Geniana, Germanica (vel Cermanica), Iuuliniana, Macedoniana (*opus Macedonianum*), Muliona, Nегariana, Ponticulana, Pot(), Propetiana, Sef(), Superiores, Tempesna.

H. ドレスセル収録例に拠る筆者の類型化作業には、勿論、問題がないわけではない。その第一は (D) にあった。‘fig. Superiores’——多分設置場所の地形位置に由来した地所名称、pr. Superiora⁽²¹⁾ → fig. Superiores とと思われるが、他方では fig. Domitiana novae → fig. Novae と同一の関係 (fig. [] superiores → fig. Superiores) もまた推測可能——の如く、何れにも属さないことの故に、先に排除理由とされた場合は別として、例えば ‘Muliona’ (*De Mulionis Plotiae Isauricae*⁽²²⁾) あるいは ‘Ponticulana’ (*Ex praedis Faustinae Aug. N. [ex] fi[g.] Ponticulanis*⁽²³⁾) には、人名 (cognomina) *Mulio*, *Ponticulus* 由来と同時に普通名詞 *mulio* (騾馬御者)、*ponticulus* (小橋) 由来もまた可能性としては否定出来ない⁽²⁴⁾ 如く、不確実の故に差当り (D) に帰属させたものが含まれたからである。

第二に、(B) と (C) もまた、不確実要素を多々含んだ。例えば ‘-ulliana’ が補填出来るか否かが疑わしい *Med()* がその一例である。《C BRVTTI PRAESENT//MED⁽²⁵⁾》(333: in agro Sabino rep.) が発見されたアゲル=サビーヌスの地に、メドゥルリア (Medullia) ——恐らくモンテ=ヴェルデ (Monte Verde) 近く⁽²⁶⁾ —— が位置したと推測され、かつ同場所から C. Bruttius Praesens⁽²⁷⁾ の水道管⁽²⁸⁾ (C. IX, 4906) が知られることから推して、‘pr. Med(ulliana)’ のディヴェロップが可能⁽²⁹⁾ だが、他方では併し、地形上の位置に由来する ‘pr. Med(iana)’ を読むこともまた不可能ではない (マリーニ/ドレスセル説)⁽³⁰⁾。このために筆者は、可能性大の故に一先ず (B) に帰属させたが、(C) の可能性も否定出来ないために疑問符を付した。

さらにまた、《DE OCR・IVN・PAVLIN》, 《DE OCR//IVN PA》(389a, b) に見える *De Ocr()* は、疑いもなくティベリス中流域のウムブリア都市ナルニア (Narnia: 現 Narni) 所在の *fig. Nar(nienses)* に起源した 《DE・NAR//T・SARIVS SECVNDVS・F・》(347)、既述の *pr. Lic(iniana)*

に関わる《MYRTILI DOMITIAE DE LIC》(270b)等々、類似の用語法例からして、ドレッセルの解釈通りに*De (pr.) Ocr(iculana)*のディヴェロップが可能である。もしそうだとすれば、地所所在場所、ウムブリアのオクリクルム(Ocriculum: 現Ocricoli)に因んだ命名法(*pr. Ocriculana*)に拠ったことになる。併し《DE NAR》が、名称省略なしの他例(353): *ex pr. Narniensium*によって、確実に‘pr. Nar(niensia)’=‘fig. Nar(nienses)’であったことが特定可能なのに反して、当該例は上掲の2銘文例があるのみで可能性は大だとはいえ、今一步確実さに欠ける。

第三に、名称化を起していない銘文諸例もまた問題を抱えた。その一つが次の事例である。

‘De f(iglinis) Caes(aris) n(ostri) pag(i) Stel(Latini)’⁽³¹⁾。

このパグスはティベリス中流域、前出オクリコリ対岸の現ソリアノ(Soriano)で発見されたアウグストゥス帝夫人奉献神殿碑銘(3/4 B. C.)⁽³²⁾、

《・・・・・・・・・・・・・・・・》

P · SERGIVS P · F · RVFVS

MAG ITER

T · BRAETIVS T · F · RVFVS

[]AGI ST[]ATINI[] EDEM ET SIGNA DE SVA PECVNIA FACIVNDA
CVRARVNT) (C. XI, 3040)

[・・・・・・・・[p]agus St[ell]atinusの再任(パグス)長、P. Sergius P. f. Rufus, T. Braetius T. f. Rufus (の両者)は、自己負担によって建造物並びに像の建立を指揮した]

に現われ、恐らくこの地かまたはほど遠からぬ地に当該パグスの存在が推定され⁽³³⁾、もしそうだとすれば、上掲銘文に拠って、>figlinae<を擁したローマ皇帝所有の地所がこの地に所在し⁽³⁴⁾、かつ間違いなしにティベリス河を介したローマ市場への長距離「商品」輸送の現実が知られることになる。だが併し知られ得たのはそこ迄でしかなく、‘Narnia’→*pr. Narniensia*; ‘Statonia’→*pr. Statoniensis*の如き、当面の課題たる「名称化」は起していない。

さらに‘De via Salaria’, ‘De via Triumphali’の如き街道、あるいは恐らくメルクリウス神殿(ローマ近郊)に接した所有地⁽³⁵⁾等々、それ故要するに(C)の内、筆者の理解ではfig. Brutianae; pr. Liciniana, Quintanensia, Subortanaを除く他の全てもまた、同様に狭義の『praedia』(名称からは一先ず除外されねばならない。

従ってもしこれらの不確実なかまたは名称化に至っていない諸例を除いて、特殊限定的に『praedia名』乃至『figlinae名』だけに関して見れば、少なくとも以上の作業を介して極めて容易に一つの帰結に辿り着くことが出来よう。即ち、命名法の一般的原則と見做された、「何処其処の地所」としての場所名の名称化定式(Narnia→*pr. Narniensia*, Statonia→*pr. Statoniensis*)を踏まえた事例は、もはや例外的と言わねばならないほど僅少でしかなく、それ故Th. モムゼン説の踏襲の上にA. フークによって定式化され、その後も然したる修正乃至変更なしに止まり続けている命名法の一般化が事実上不可能なことである。そうでは

なくして、1世紀後半－3世紀初の間ローマ近郊を中心とするイタリア中央部に於ては、すぐれて貴族的に私的な大土地所有を構成した>praedia<の名称は、その多くが人名由来（確実なものだけでも全67名称中36名称）によって占められた。だとすれば、この現象に内蔵されたものは何であったか。「名称」それ自体のさらなる検討が必要になるろう。

先の列举に暗示されたのは、人名に起源をもつ名称には>nomen<由来と>cognomen<由来の両者⁽³⁶⁾があったことである。

(1) >nomen< (氏族名) 由来

Aristius→*pr. Aristiana* vel *Arestiana* (以下*pr. vel fig.*は省略), Caelius→*Caeliana*, Caninius→*Caniniana*, Castricius→*Castriciana*, Curtius→*Curtiana*, Domitius→*Domitiana*, Fabius → *Fabiana*, Favonius → *Favoniana*, Fulvius → *Fulviana*, Furius → *Furiana*, Lusius → *Lusiana*, Marcius → *Marciana*, Naevius → *Naeviana*, Publilius → *Publiliana*, Senius → *Seniana* vel *Saeniana*, Septimius → *Septimiana*, Sulpicius → *Sulpiciana*, Terentius→*Terentiana*, Tonneius→*Tonneiana*, Voconius→*Vocconiana*(=*Bucconiana*?).

「地所」名称の洗い出し作業から得られた以上の諸例（収録番号は差当り不必要と思われるため省略）は、紛れもなくその名称起源を>nomen<に発するものであり、従って「人名」由来の名称（全36例）中、「氏族名」(*nomina gentilicia*)由来がその大半（21名称）を占めた。

この内、名称の現実的な意味にとって極めて重要な手懸りを提供すると考えられるのが、躊躇なしに>Furius<氏に名称起源が特定出来る*pr. Furiana*=*fig. Furianae*に関わる次の銘文諸例である。

《Q ABRNI CAEDICIANI EX FIG FVRIANIS//ANTONINO AVG III//ET VERO//COS》(229a=a. 140); 《P SERVILI FIRMI EX FIGL FVRIANIS//ABVRNI・CAEDICIANI》(232); 《/////ER FIR EXP AB CAE//AMBIBVL COS》(234=a. 126).

所有主(Q. Aburnius Caedicianus)を共通にするこれら3事例の内、最後の銘文には先ず間違いなしに‘*ex p(raedis) Ab(urni) Cae(diciani)*’が読み取られ得る

《FVNDI FVRIANI PRECILIORVM⁽³⁷⁾//DOLIARIS//FIGL》(236a); 《FVN//////////CILIORVM//DOLIARIS//FIGLIN⁽³⁸⁾》(236b).

直ぐ後に言及される「氏族名」由来の命名法それ自体からして既にそうなのだが、さらにこれに加えて、これらの諸例の比較検討から容易に推測可能なのは（但し同一所有主、同一‘offinator’の特定手段を欠くために断定は出来ないのだが）、*pr. Furiana*に設置され、その故に名称が与えられた*fig. Furianae*とはその実、>fundus Furianus<に設置され、それに因んだ名称であったと考えられることである。つまり、疑いもなく「氏族名」*Furius*による命名を始源とする*fundus Furianus*=*pr. Furiana*=*fig. Furianae*の事実関係である。

「地所名称」に読み取られ得たこの事実は、かくして、次のことに対する最も直接的な証言を意味することになる。即ち、ウエイア(Veleia)、ベネウエントゥム(Beneventum) 両

者に残る『子弟扶養表』⁽³⁹⁾の>fundus< (vel>fundi<)名称に依拠した命名法原則⁽⁴⁰⁾と同一の関係、つまり「ラテン氏族名」“ — us”の>fundus<名“ — anus (vel — ani)”への転位と名称としての固定化——それ故にまた、作業のこの段階ではなお問題ではないのだが、見通しの必要上敢えて付言しておく、それに直截的表現を見た都市共同体的な土地所有の諸関係——に照応する、同様に「氏族名」由来の‘praedia—— ana’に表示された、>fundus<とそれ自体規則的な複数形の>praedia<との間の事実上の同一性が看取され得る、両者間の直接的な名称関係である。従ってこの点に限って言えば、両者の「意味上の同一性」を指摘したA. フーク説⁽⁴¹⁾には一応の追認が与えられてよい。素より、>praedia<、>fundus<両者の同一性を直接的に証言する事例そのものの少なさに加えて、必ずしもこの「原則」には従わない、決して少ないとは言えない名称事例（とりわけ「家名」及び「場所名」由来）の故に、イタリア土地所有関係一般にまで拡大するには慎重でなければならない。

だが併し、>fundus<それ自体の始源的な意味——形状的かつ経済的な「単一性」乃至「単位」——の存続は、後に改めて処理さるべき別問題⁽⁴²⁾として、少なくともわれわれが銘文(n. 236a, b)に拠って2世紀中葉⁽⁴³⁾のローマ近郊に於て発見した>fundus<の存続なる事実、並びにそれ自体複数存在の>praedia<への名称転位（即ち‘fundus — N’ = ‘praedia — N’）に表示された>praedia<=>fundus<の事実関係そのものは動かないであろう。

(2) >cognomen< (家名) 由来

これに対して>cognomen<に名称起源を持ったと考えられる事例は、様相が異なった。

*fig. Camilliana vel Camillana*がその一例である。《ARRVNTIAE CAMILLAE//CAMILLI・F・CAMILLA》(112) = [opus doliare] Arruntiae Camilli f(iliae) [ex fig. vel pr.] Camilla(nis); 《PRIMITIVS ARRVNTIAE//CAMILI CAMILLIA》(113a) = Primitius Arruntiae Camilli [filiae servus fecit ex fig. vel pr.] Camil(l)ia(nis) (補填とディヴェロップはH. ドレッセル及び筆者)の両銘文からして、この名称が所有主、Arruntia Camilla (f.)自身かまたは目下筆者の渉猟では関与銘文が見当らない彼女の父L. Arrius Camillus ((cos. a. 32)乃至その父M. Furius Camillus (cos. a. 8)の何れか⁽⁴⁴⁾の>cognomen<に因んで命名された公算が大である⁽⁴⁵⁾)。もしそうだとすれば、後に改めて言及されねばならない如く、『ウェレイア表』の>fundus<がその後の形状変化の如何を問わず始源的な名称を持続したのとは対蹠的に、極く最近の命名であったことになる。而も、《EX・FIGLINIS・CAESARIS・N//CAMILLIANIS》(115)に於ては、最近の命名になるこの名称が、疑いもなしに皇帝所有に帰した後もそのまま妥当され続けた。即ち名称の固定化である。

《OP DOL EX PR AIACIA ARVL EPAGATI//MAXIM ET AVIT COS》(9=a. 141), 《EX・PR AIACIANIS・OP・DOL//EX・OF・CAL・PRIMIT》(10).

この両者に現われる地所名 = *pr. Aiaciana*には、別事例に名称欠落の地所所有主として現われるVibius Aiacianus⁽⁴⁶⁾に名称由来が推定(ドレッセル説)⁽⁴⁷⁾され得るかもしれない。但し、nomen: *Aiacius*由来の地所名(従って始源的にはfundus名の転位)もまた推測可能な

ために、何れとも特定は出来ない。L. Aelius Iuncus (cos. a. 127) ⁽⁴⁸⁾ が推定された *fig. Iuncianae=pr. Iunciana* ⁽⁴⁹⁾ も同様である ⁽⁵⁰⁾。

併し、それにもまして示唆的なのは、*pr. Marciana*と*pr. Favoriana*の関係である。

fig. Marcinae (名称についてはnomen起源とcognomen起源の二説があり、俄には決め難い ⁽⁵¹⁾) は、トラヤーヌス帝を最初の所有主とし、以後、残存銘文事例に知られ得る所有主の全てはローマ皇帝であった ⁽⁵²⁾。

所がこの地所はさらに、次の如き注目すべき事例をわれわれに遺した。

《OPVS DOLIARE DE FIGLINIS・MARCIAN//SIVP ^(SIC)FAVRIANIS PR DOMN ^(SIC)》(329)。

皇帝名欠落の地所、*pr. Dom(ini) n(ostris)*に設置されたこの*figlinae Marcianae sive Faurianae* ⁽⁵³⁾とは何であったか。>Faurianae<が、同様にローマ皇帝を所有主とする、《OP DOL EX PR DOMINI N・AVG//EX FIGLIN FAVRIANIS》(213)によって、一つの独自の施設名称(*fig. Faurianae*)であったことを知るのは容易である。さらに、Calpetanus Vernaなる名の自由人が共通して現われる《OP・DOL・EX・PR AVGG NN FIG FAO//RIAN CALP・VERNA》(220)、《EX PRE ^(sic)・FAV・OPVS・DOLIARE//A CALPETAN VERNA》(221a)、及びこれとノーメンを同じくする*officinator* Calpetanus Crescens関与の今一例、《OP DOL EX PR AVGG NN FIGLV FAVO//R・A CALPET CRESCENTE》(218)からして、>fig. Faurianae<は疑いもなく、*pr[a]e(dia) Fau(riana), fig(linae) Faorian(ae), figl(inae) Favor(ianae)*と同一であった。

>pr. Favoriana<の名称起源が、cognomen: *Favor* に由来したことは疑いない。もし然りとすれば、>Favor<とは誰であったか。このためには併し、次の事実が予め確認されておかなければならない。即ち、>pr. Marciana<と同様にこの地所もまた、最初から皇帝所有の下にのみ現われ、それ以外の私的所有主関与例は知られないことである。前出の *Dominus n. Aug., II Aug. n., Dominus n.* ⁽⁵⁴⁾ と *II Aug. n.* が知られ得る全てであり、H. ドレセルの時期特定(推定)では、如何なる事例もコモドゥス帝以前にまでは遡らなかった ⁽⁵⁵⁾。

所で“Favor”が奴隷名、それ故にまた解放後は当該自由人のコグノーメンとして、最も一般的なものの一つに属したこと ⁽⁵⁶⁾ を手懸りにして、この両地所起源例に生産関与の足跡を残した自由人 (*officinatores, officinatrices*) を洗い出すと、何よりも目立つのは、両者に共通する *C. Calpetanus* の自由人の多数存在である。>Fauriana<に於ける *Crescens, Verna* (前出) 及び *Fortunatus* の 3 名 ⁽⁵⁷⁾ がそれであり、>Marciana<でもまた、*C. Calpetanus* の自由人は、*Auctus, Favor, Hermes* の 3 名 ⁽⁵⁸⁾ を算えた

この内最も注目すべきは、*C. Calpetanus Favor* である、この人物はトラヤーヌス、次いでハドリアーヌス所有下の>Marciana<に、一構成員として現われたが ⁽⁵⁹⁾、他ならぬそこでかれは屢々、《C CALPETANI FAVORIS》(902)の如く単独銘例を残したばかりか ⁽⁶⁰⁾、《FACVNDI C CALP FAVORIS SER》(903)=[*opus*] *Facundi C. Calp(etani) Favoris ser(vi)*、《MNESTERIS C CALP FAVORIS》(905)等々、知られ得る限りでは、4 奴隷 (*Facundus, Mnester, Hermes, Crescens*) ⁽⁶¹⁾ の所有主としてもまた現われる。

ローマ市内を初め広範囲に亘って各所で大量に発見される、《HERMETIS//C CALPETA・FAVOR》、《HERMETIS C CALPETAN FAORIS》、《HERMETIS・C・CALP・FAORIS》(905a-f)等々に於て、C. Calpetanus Favor=Faorの「奴隷」として現われた*Hermes*は、《EX FIG MARCIANIS CAES N・DOL//C CALPETANI HERMETIS》(318)、《C CALPETANI HERMET・D EX・FIG CAE・N// PAETINO ET・APRONIAN//COS》(319=a/123)に見える「自由人」C. Calpetanus Hermesと紛れもなく同一人であった。従って奴隷Hermesは、身分上昇を果たした後、かれの旧主人C. Calpetanus Favorと「並んで」（時間関係からしてそれに「代わって」では決してなかった）同一地所、ハドリアヌス所有下の>Marciana<で、同一機能の場に現われた。

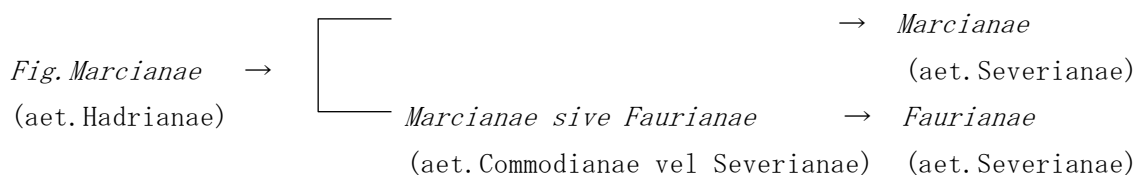
現象的にはこれと同一だが、その意味する所に於てはそれ以上に示唆的な今一つのケースが、奴隷Crescensである。《CRESCEN[]//CAL・FAVO[]》(2422)は、両行ともに右端部分が破損しているが、躊躇なしに‘Crescen[tis] Cal (petani) Favo[r]is servi’が読まれ、もし然りとすれば、>pr. Favoriana<の自由人[C.] Calpetanus Crescens（前出）が想起される。但しこの人物がセウエールス期に属したのに対して、>pr. Marciana<のC. Calpetanus Favorは、トラヤーヌス・ハドリアヌス期（何れもドレッセル推定）であり、もしこの推定通りだとすれば、両者間の時間差からしてFavorの奴隷Crescensと自由人（解放奴隷）C. Calpetanus Crescensは別人であったことになる。だが併し、>pr. Favoriana<に於ける（>Marciana<と同様の）praenomenとnomen:C. Calpetanusを同じくする自由人の複数存在、及び次に述べるCalventia Maximaが明示するであろう両地所の密接な人的関係から推して、この両地所間の極めて近い関係、即ち、>pr. Marciana<を構成した労働諸力の一人、C. Calpetanus Favorの奴隷Crescensが自由身分を得た後（但し前述のC. Calpetanus Hermesと違って、C. Calpetanus Crescensが当該地所にとどまった痕跡は今の所未発見だが）⁽⁶²⁾、恐らくかれに近い子孫の一人（ドレッセルの推定は「子または孫」⁽⁶³⁾）が、>Favoriana<の構成員として現われた可能性は強い。

事実この両地所間の関係は、セウエールス期が推定されるCalventia Maximaなる名の、恐らく奴隷出身の自由人（女）が、>fig. Faorianae<、>fig. Marcianae<両者に構成員としての足跡を残したことによって補足的に説明される⁽⁶⁴⁾。

従ってもし以上の諸事情、とりわけ第一に、両地所は共に皇帝関与例のみしか残さなかったが、>Marcianae<がトラヤーヌスを初出所有主としたのに対して、>Faorianae=Faurianae<はセウエールス期以前には遡らないこと、第二に前者では、トラヤーヌス期にC. Calpetanus Favor(=Faor)が唯一の構成員として現われたのに対して次のハドリアヌス期には、そのかれの元奴隷にして自由を得たC. Calpetanus Crescensが、今や元所有主と並んで同一機能の場に現われ、同様な比定手段の完全な欠如の故に実態は明らかにし得ないが、praenomenとnomenを同じくするC. Calpetanusの自由人が主要構成員として止まったこと、それ故要するに、両地所間の密接な人的関係が踏まえられるならば、状況史料だけのために断定は躊躇さるべきだとしても、H. ドレッセルが銘文校訂に際して、G. マリーニの先行解釈に拠って「疑い得ない」と註記⁽⁶⁵⁾したと同様にわれわれもまた、>fig. Favoriana=Fauri-

anae<に、この“Favor”に因んだ名称起源を見るのが最も自然であろう。

但し名称由来はそうだとしても、命名の時期的経緯に関するマリーニ/ドレスセル説は首肯され難い。というのは、「Favorの死後、多年の時間経過後、‘fig. Marcianae’は‘Favorianae’
と称された」⁽⁶⁶⁾として、Marcianae→Marcianae sive Faurianae→Favorianaeの改称（従って実体は不変）が考えられたが、実際は決してそうでなく、筆者の銘文渉獵によれば、セウエールス期に於てもなお《AVGG・NN・》の関与下にMarcianaeとFavorianae
の両者は、夫々独自の存在として併存関係にあったからである⁽⁶⁷⁾。従ってこれからすれば、恐らくfig. Marcianaeを取り込んだ既存の皇帝所有地所=pr. Marciana内の別場所、然もなければそれに隣接した別地所に、それと密接な人的関係を以て新たな>figlinae<が組織され⁽⁶⁸⁾、それに最初はfig. Marcianae sive Faurianae、次いでFaurianae=Favorianaeの名称が与えられたと考えた方が寧ろより妥当であろう。これを図式化すれば、次の名称関係である。



さらにこれに加えて、次の2銘文例(38 ex.)がわれわれには決定的に重要であろう。

《EX PRE ^(sic) FAV・OPVS・DOLIARE//A CALPETAN VERNA》(221a),

《EX PRE ^(sic) FAV・OPVS・DOLIARE//A CALPETAN BERNA ^(sic)》(221b).

地所所有主名欠落のこの両事例に見える‘ex pr[a]e() Fau()’とは、Calpetan-(us) Vernaが共通して現われる、セウエールス・カラカラ両皇帝(*Augg. nn.*)所有地所起源の《OP・DOL EX PR AVGG NN FIG FAO//RIAN CALP・VERNA》(220)からして、疑いもなく *prae(dia) Fau(rianae)=fig(linae) Fa[v]orian(ae)*であった。即ちcognomen由来の、何れにしても「新たに」成立したことは間違いない新瓦窯名称、>figlinae Faurianae<の「地所名」>praedia Fauriana<への転位であった。従ってもし仮に、名称成立の経緯に関する前述の両可能性の内、前者、即ち同一地所内の別場所に於ける新瓦窯の設置が妥当されたとすれば、新>praedia<名の成立に伴う旧>pr. Marciana<(=*fundus Marcianus?*)の、名・実両面に於ける2地所への「分割」が、もし後者とすれば、それがかつて持っていた筈の旧名称の「消滅」が意味されたことになる。素よりこの両可能性ともに、推測を出ることはない。併しそれでもなお、>figlinae Faurianae<=>praedia Fauriana<が、2・3世紀の交に成立した完全に新たな名称であった、という事実は動かし難い。

さらに命名法それ自体に限って言えば、場所名由来例(C)の中にもまた、類似の関係が指摘され得る。Portus Liciniに位置した地所の、Cn. Domitius Tullusを最初とするドミティウス家所有下の*De Licinianis [figlinis]*⁽⁶⁹⁾から、セウエールスの下での確実な「地所名」化、*praedia Liciniana*⁽⁷⁰⁾がとりわけそうである。従ってここでは、場所名由来であっても、*fundus Furianus*→*praedia Furiana*、あるいは恐らくノーメン由来の*campus*

Bruttianus→*praedia Bruttiana=figlinae Brutianae*の転位⁽⁷¹⁾とは異なって、恐らく始源的に有していた筈の>fundus<乃至>praedia<名称が現実的な妥当性を喪失したと見做されざるを得ない。

コグノーメン由来諸例を中心とする以上の瞥見によっただけでも既に、それらに共通する一特性の引出しが可能になる⁽⁷²⁾。即ち、その命名は何れも比較的「最近」のことであり、而も「私的」であったことである。>pr. Marciana<=>fig. Marcianae<から、1世紀最後の4半世紀に成立した>fig. Faurianae<が、2・3世紀交に新地所名>pr. Fauriana<の成立となって現われた如く、私的名称が「地所名」として固定化され、ノーメン由来の、それ故多くの場合>fundus<名に直接由来したと考えられる地所名と並んで、同一の一般的な妥当性——銘文にその直截的表現を見た>opus doliare<の起源表示——を主張した。

素よりこのような「私的」な命名そのものは、これらが最初では決してなかった。既に共和政末、キケローに同一の関係が検出され得るからである。而も管見の及ぶ所では、この事例が最も明確な形での初出史料例⁽⁷³⁾である。*fundus in Tusculano agro*→*Tusculanum praedium=praedia Tusculana*→*Tusculum (praedium)=Tusculana (praedia)*, *fundus in Formiano agro*→*fundus Formianus=praedium Formianum*等々、さきに明らかにされた命名定式、即ち、形状かつ内的構成の如何を問わず、都市乃至都市的共同体テリトリウム内に所在する当該共同体名の「地所名」としての転位⁽⁷⁴⁾（端的に言えば「何処其処の地所」としての地所命名法）に従わないばかりか、既述の>fundus<名称原則にもまた属さない、*Atiliana* (Cic. *Ad Att.* V, 1, 2), *Memmiana* (id.) 等々の>praedia<名称がそれであり、とりわけ命名経緯の手懸りが残された次の事例が示唆的である。

弟クイーントゥス宛書簡によると、「われわれはその地から真直ぐウィトゥラリア街道 (via Vitularia) によって、>fundus Fufidianus<に向かいました。（この土地は）つい数週間前、君のためにわれわれがアルピーヌムでFufidiusから10万セーステルティ(HS.)で買取ったものです」⁽⁷⁵⁾ (Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 3)とあり、最近購入のこの地所⁽⁷⁶⁾が、前所有主の名に因んで>fundus Fufidianus<と称されたことが知られる。所が別書簡、アッテイクス宛には、「>Fufidiana<の共同相続人、云々」⁽⁷⁷⁾ (Cic. *Ad Att.* XI, 13, 3)の表現が見え、さらに「もし>Fufidiana praedia<から多く（の収益）を挙げていなかったのであれば、私は（貴下が）3万HS.を得たことに寧ろ驚いたでありましょうが」⁽⁷⁸⁾ (id. XI, 14, 3)とあり、従って>fundus Fufidianus<=>pr. Fufidiana<とは、>fundus<名称が「元所有主」*Fufidius*に因んだ正に「最近」のみならず、紛れもなく「私的」な命名に他ならなかった。後にいま一度詳論されるように（第三節）、無主地に非ざる限り有していた筈の始源的かつ本来的な私的所有>fundus<名称とは無関係であった。而もその実態に於ては同一であったと思われるものの、L. Manliusから購入した地所に対するカトーの表現、>fundus L. Manlii< (Cato, *De agr. cult.* 144-5) = 「L. Manliusのfundus」とは、命名法が異なった。

クイーントゥスのこの地所は、かれがラティウムのみニキピウム=アルピーヌム⁽⁷⁹⁾近郊に所有していた複数の地所、即ち、父からの遺贈地所に「隣接>fundus<」（但し所有主と名

称は不詳)を購入して加えた*Laterium* (praedium)⁽⁸⁰⁾、当該の*fundus Fufidianus*及びその近くにあったことは間違いない*fundus Bovillanus*⁽⁸¹⁾の内の一つであり、従ってクイーントゥス所有の広義の『アルピーヌム地所』*praedia rustica in Arpinate agro*はその実、3>fundus<乃至>praedia<によって構成されていたことになる。さらに、*Arcanum*(praedium)⁽⁸²⁾とその近くの*Manlianum* (praedium)⁽⁸³⁾を加えれば、クイーントゥスはアルピーヌム周辺に計5地所を所有していた⁽⁸⁴⁾。

名称関係を中心とした以上の警見によって明らかにされた諸事実、即ち、2・3世紀ローマ周辺に於ける貴族的土地所有(*praedia rustica*のみならず*praedia suburbana*⁽⁸⁵⁾)をもまた含めた)の形態それ自体、次いでそれを構成するものとしての>fundus<乃至>praedia<の形状と名称の諸変化は、従ってその実、少なくとも史料的に確実に遡り得る限りでは、共和政末期——もしこのような諸事情を敷衍して、その延長線上にさらなる一般化が可能だとすれば(と筆者は理解するのだが)「奴隷制大土地所有の展開」に伴って、と見做されるべきであろう——に於けるそれと同一線上に位置し、かつその上に展開されたさらなる変化=多様化するものの一つの帰結であった、とせねばならないであろう。

第一に、>Portus Licini<のような一特定場所に集積的にであれ、あるいは散在的にであれ、とに角複数の*fundus*乃至 *praedia*の集積的所有(例えば*Flavia Seia Isaurica*は*pr. Arestiana, Caeliana, Fabiana, Publiliana, Tonneiana*の計5地所⁽⁸⁶⁾)によって、私的商品生産規模の拡大、即ち始源的には一箇所での土地所有の面積拡大=地所の兼併による「集積的所有」、次いでこのようなものとしての地所の複数場所にわたる「散在的所有」が実現されたことに於て、第二に、その「一つの>praedia<」それ自体の形状的な変化、即ち、父祖伝来のそれに隣接する*fundus*を併合した*praedium Laterium*の如き「融合化」が検出されず、また夫々の規模も完全に不明であったが、名称例集積と分析を介して初めて明らかになった(1)>praedia<の「複合化」(前掲例によって挙げれば、*pr. Publiliana-Tonneiana*; *pr. Tonneiana-Vicciana*)、(2)それとは反対の「細分化」、(3)そして最後に、このようなものとしての>praedia<の「私的」な形での「名称変更」とその「固定化」(恐らく旧来からの名称と同様の)に於てそうであった。

だが併し、もしそうだとすれば、とりわけ第三点に最も集約的に表出されたと考えられる、これら諸変化の意味がさらなる課題として残ることになる。即ち、>fundus<命名法にその直截的な表現を見た筈の都市及び都市的共同体に於ける始源的かつ本来的な「市民的土地所有」の関係にとって何であったか、である。

註

- (1) 第一章第一節及び註(6)参照。
- (2) Mommsen, Th., 'Die italische Bodenteilung und die Alimentartafeln', *Hermes* XIX (1881)=in: *Gesam. Schrift.* V (Berlin 1909), 124. なおここでモムゼンが、「最初の所有主」に因んだ土地(fundus)名称は、その後の所有主交代に拘らずそのまま「永続的に(für alle Zeit)残る)」、としたことが決定的に重要であり、以下本節の展開に際して、このことが十二分に踏まえられておかねばならない。
- (3) Vgl. *RE*. VII, 2, 296f. *fundus*(A. Schulten); White, K. D., 'Latifundia: A Critical Review of the Evidence on Large Estates in Italy and Sicily up to the First Century A. D.', *Bull. of the Inst. of Class. Studies*, Univ. of London XIV (1967), 73f.; Percival, J., *The Roman Villa* (Univ. of Calif. P. 1976), 30f.
- (4) >Caepio<は、T. Gavius Caepio (Cic. *Ad Att.* V, 20, 2), Cn. Servilius Cn. f. Caepio (Cic. *Brut.* 78), L. Rustius L. f. Caepio (ILS. 3052) 等々、コグノーメンとして頻繁に知られる他に、Ti. Caepio Hispo (ILS. 1027), T. Caepio Hieronymus (id. 7380) 等々、ノーメンとしてもまた稀ではなかった。当該地所名称、*pr. Caepioniana=fig. Caepionianae*がこの何れに由来したかは不明だが、人名起源であったことだけは確かである。銘文は前節参照。一方、《EX FIG DOMITIAE//DOMITIANI SVLPICIANV》(550a), 《M VINIC//SALVIAN//SVLPICIAN》(594) 等々を残した*pr. Sulpiciana*は疑いもなくノーメン:*Sulpicius*に由来した。
- (5) H. ドレスセル (Dressel, H., comm. ad nn. 9-10) は、名称起源を《OPVS FIGLINVM・DOLIAR DE VIBII AIACIANI》(1500) (ドレスセルの時期推定はハドリアーヌス期) に見える地所所有主、*Vibius Aiacianus* (その後Setälä, P., *op. cit.* 201の比定は、ハドリアーヌス末期—ピウス期の人物) に推定した('praedia Aiaciana nomen fortasse sumpserunt a Vibio Aiaciana')。もしこの比定が正鵠を射たものだとすれば、当該銘文例は始源的には「Aiacianus所有地所」*praedia Aiaciani*の地所名称化=*praedia Aiaciana*が意味されたことになる。他方併し、*Aiacius* (このノーメン例は、ILS. 433, 5050a, 5909 et alii参照)の地所名への転位、'Aiacius' → 'pr. —ana'の可能性、それ故にまた後述の如き始源的な>fundus<名称の>pr.<名称化も十分に考えられ得る。
- (6) H. ドレスセルは、註記してコグノーメン由来を推定したG. マリーニの先行学説に追認を与える (comm. ad n. 301)。
- (7) マリーニ/ドレスセル説では、>fundus<名称の>pr.<名称への転位 (Dressel, proem. ad *fig. Bucconianas*: 'di un "fundo Bucconiano" nel territorio Sabinense fa menzione una bolla di Benedetto VII dell' a. 978 MARINI *Arv.* p. 544'. なおドレスセルは、*fig. Bucconianae*が*fig. Vocconianae*と同一であった可能性(id.: 'fig. Bucconianae fortasse non differunt a fig. Vocconianis')をもまた推測した。確かに"B"="V", "O"="V"の金石文に頻繁な綴字法(ILS. III, 2, 809-828)からして可能性は大と雖も、断定は出来ない。

- (8) >officina<については『先稿(1)』90-91頁参照。
- (9) 《EX FIG MYRIN CAETENNIE ^(sic)//CHIONES ^(sic) OF P・T E》(342)を遺した*fig. Myrin(iana)*が、奴隷・解放奴隷に頻繁なコグノーメン‘Myrinus’——e.g., ‘Dis manibus/Myrini Domitiani/publici.a comen/taris XV vir...’ (ILS. 4983), ‘Successus Q./Samici Myrini/....’ (id. 3899)——に由来したのは、恐らく間違いない。Dressel, H., prooem. ad *fig. Myrinianas*は、《SQVILLA・ET・TITIANO・COS//EX PR STAT MAXIM・SEVERI//HADRIAN BRVT・EX・OF・MYRIN》(40=a. 127)に着目して、St. Maximus Severus Hadrianus所有の当該地所、>pr. Brut(iana)<の奴隷*Myrinus*に名称の起源を推定したが(‘fig. Myriniana. . . . possunt esse cognominatae a Myrino servo eo, qui opus doliare fecit in fig. Brutianis’)、確定手段に欠ける。
- (10) 《EX・OFFIC//NERONIAN》(356:5ex.).
- (11) Cf. Dressel, H., prooem. ad *fig. Ocianas*.
- (12) 《ZOSIMI・IVLIAE・DYNA[]//EX・FIGLINIS・PVBLILI[]//TONNEIAN》(436). この銘文については、後に改めて言及する。
- (13) コグノーメン (*Rhodinus*) 例は、ILS. 1523, 3868, 8430a, 8749 et alii参照。
- (14) 《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS//AVGG NN FIG C TER TIT》(769a)に見える*C. Ter(entius) Tit(ianus)*にその起源を割り当てたマリーニの先行解釈に対してドレッセルは、*Augg. nm.* = Caracalla et Getaに拠って当該例が3世紀初に属した一方、>fig. Terentiana<の初出所有主はDomitia Lucilla minorであったことからして、この自由人>officinator<に名称由来を特定することは時間的に無理だと見做した(Dressel, H., prooem. ad *fig. Terentianas*)。ドレッセルの註記はここ迄だが、筆者の理解する所では次の2可能性もまた成立し得る。(a) 1世紀末～アウレーリウス期の人物、*Terentius Iulianus*——cf. Dressel, H., comm. ad n. 1468; Steinby, M., *La cronologie delle figlinae doliari urbane dalla fine dell’età repubblicana fino all’inizio del III sec.*, Bull. d. Comm. Arch. Commun. di Roma LXXXIV(1974), 77; Setälä, P., *op. cit.* 113-4. ——の所有地所(1468)のその後の名称化 (>pr. Terentii<→>pr. Terentiana<)、(b) 始源的な>fundus<名の>pr.<名称への転位の両可能性だが、何れも筆者の憶測を出ることはない。
- (15) 《FEC//AELIOR//COMMV TONNEIA VIC》(660), 《DIONYSIVS F//VICCIANA・TONNEIANA》(662). ドレッセルは、《C・VICCI》, 《C VICCI》(1510a, b)に註記して、当該の*C. Viccius*に名称起源を発した、と見做した>fig. Vicciana<に関するマリーニ説を踏襲したが、筆者の銘文渉獵では定かに出来なかった。
- (16) この>figlinae<は、Dressel, H., prooem. ad *fig. Brutianas*の推定では、ウァーティカーヌスの‘campus Brutianus’に位置したと考えられた。Cf., Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* (Baltimore 1927), 228-9. ところが最近、E. キルシュテンは、典拠を挙げてはいないが疑いもなくアリメンタ表(Tabula Baebiana)に関するTh. モムゼンの註記(CIL. IX, p. 130)とDessau, H., comm. ad n. 8658, in ILS. を踏まえて、《BRVT//M R・LVPI//ORFITO

ET PRISCINO//COS》(18=a. 110)に[fig.] Brut(iana)とその所有主、M. R(utilius) Lupusを読み、Tab. Baeb. に現われる同名の人物乃至その子に関連させ、>fig. Brutiana<は「この地に特定されるべきである」として、その所在をベネウェントゥムに特定した。Kirsten, E., *Südtalienkunde* Bd. I (Heidelberg 1975), 632. 併し、同表に於けるRutilius Lupusの申告(CIL. IX, 1455, ii, 1-3)には、かれの地所を構成する>fundus<として>Brutianus<が現われることはない。そればかりか『ウエレイア表』の如く(『先稿(3)』60頁)、figlinaeを伴って一括申告されたfundus——‘fundus cum figlinis’——もまた知られない。而も同表のRutilius Lupusには、プラエノーメンが欠落しており、果たして両者が同一人であったか否かの確証も得られない。因みにV. リギーニ(Righini, V., *I bolli laterizi romani: la collezione di Bagno*, Bologna 1975, 83)は、キルシュテンと同様に、両者同一人説を採った。これに対してP. セテーレは別人説を打ち出し(Setälä, P., *op. cit.* 176-180)、A. シュルテンもまた、当該のM. Rutilius Lupus に、praef. Aegypti, tribunus militum, tribunus plebisを歴任したM. Rutilius Lupus(CIL. III, 10893)を特定したデッサウの註解を否定した(Schulten, A., *RE*. IA, 1265f. *Rutilius*, Nr. 24)。

(17) 本章第一節註(6), (7)参照。

(18) 《OPVS EX PR//P・M CRISP//DE・PORTO (*sic*)//PARRAE》(409), 《OPVS FIG EX PR P M CRISPI//PORTVS PARRAE》(410). 従って、*De portu Licini*→*De Licinianis*の如き名称化は起していない。M(arcius)が読まれた場合の地所所有主、P. M() Priscusについては、*PIR*¹, M. 166; Setälä, P., *op. cit.* 146参照。

(19) 《D P・SVB・ORTA//IMP・CAE・NE・T・AVG//GER・DAC・》(542=Traianus), 《DE PR CAES SVBHOR FL・HALOTI//APR・ET・PAET・COS》(543=a. 123), 《EX FIGLINI CAESARI CON MARCI//FYRMI SVBORTANI》(545). これらに知られるのは場所名の地所名称化例である。p(raedia) sub Orta→pr. Subhor(tana), figlinae Subortanae (ディヴェロップはドレッセル)。Cf., Helen, T., *op. cit.* 70.

(20) Cf. Ashby, T., *The Roman Campagna in Classical Times* (London rev. ed. 1970), 225, 232.

(21) 《OP・DOL・EX・AVGG NN・FIG・SV//PERIOR》(602). 本章第一節註(73)参照。

(22) 《DE MVL PLOTIAE ISAVRICAЕ》(339). *De Mul(ionis)*のディヴェロップ(ドレッセル)については、n. 338参照。

(23) 《EX・PRA FAVS//AVS (*sic*) N FI PONTICVL//ANIS》(400).

(24) Dressel, H., proem. ad *fig. Mulionas; fig. Ponticulanus*は、前者に関して「奴隸名」*Mulio*に名称起源を推定したG. マリーニに対して「普通名詞」*mulio*を推定し、後者の由来に関してもまた、「人名」*Ponticulus vel Ponticus*を当てるマリーニよりは「普通名詞」*ponticulus*を推定すB. ボルゲジー(Borghesi)説(‘forse così chiamate perchè vicine ad un ponticello’)を採った。

- (25) 《MED》が>figlinae<名称であったことは、《C・RVFELLI・VERECVNDI//FIG MED》(330)から容易に推定可能である。
- (26) Cf., CIL. XI, 1826=ILS. 50; Setälä, P., *op. cit.* 80.
- (27) *PIR*². B, 164; *RE*. Suppl. XIV, *Bruttius* Nr. 5, 77; Alföldy, G., *Fasti Hispanienses* (Wiesbaden 1969), 185f.; Setälä, P., *loc. cit.*
- (28) Dressel, H., prooem. ad *fig. Med*() .
- (29) ドレスセル (*ibid.*)は併し、このディヴェロッパには躊躇する。
- (30) *Ibid.*: ‘cogitari enim potest cum MARINIO... de figlinis *medianis*, quae de situ ita nominatae esse potuerunt ut figlinae *superiores*.’
- (31) 《DE F CAES N PAG STEL DE CON CETHES//EX OFIC TROPHIMATIS》(390).
- (32) 校訂者、E. ボルマンの註記(Bormann, E., comm. ad CIL. XI, 3040)によれば、この石碑は聖エウティキウス(S. Eutychius)の墓石に利用されていた。
- (33) Cf., Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic*(Rome 1960), 48f., 275; Harris, W. V., *Rome in Etruria and Umbria*(Oxford 1971), 238, 243f., 248f.
- (34) この地所もまた、Crawford, D. J., *op. cit.* 57ff. のリストには収録されていない。
- (35) 《AD・MERCURI・FELIC・F//L・ATINI・L・M・L・ASTE》(332).
- (36) 自由人フルネーム(tria nomina)の命名法一般については、Doer, B., *Die römische Namengebung: ein historischer Versuch*(Stuttgart 1937; Nachdr. Hildesheim 1974), 21 ff. 参照。
- (37) この人物(恐らく兄弟か?)については、何も知られない。
- (38) Dressel, H., comm. ad n. 236の時期推定は「3世紀中頃」。
- (39) 分析は第三章で処理される。
- (40) 註(3)参照。
- (41) *RE*. VII, 2, 297, *fundus*(Schulten)の解釈も同様である。‘gleich bedeutend mit *fundus ist praedium*’.
- (42) 第三章参照。
- (43) 註(38)参照。
- (44) *PIR*². A. 1140, 1152; *RE*. II, *Arruntinus* Nr. 21; Setälä, P., *op. cit.* 67f.
- (45) Dressel, H., prooem. ad *fig. Camillianas*.
- (46) 《OPVS FIGLINVM DOLIAR DE PR VIBII//AIACIANI AB APIO QVINQV》(1500) 《TI・CLAV- DI・ONESIMI・O・D・D・D P・//VIBII AIACIANI》(1501).
- (47) *praedia Aiaciana*に関わる前掲例(n. 9)の日付=a. 141と、*Vibius Aiacianus*の諸例(nn. 1500-1503)に対するDressel, H., prooem. ad *fig. Aiacianas*の時期推定=「ハドリアヌス末期」(他方併しその後のSetälä, P., *op. cit.* 201は、‘these are dated to the late Hadrian and early Antonius Pius periods’として、断定的に下限を下げたのだが)からすれば、ドレスセルのこの推定は十分に可能である。

- (48) *PIR*². A. 355.
- (49) 《EX · FIGLIN · IVNCIANIS · PAET · ET · AP COS》(257=a. 123).
- (50) Dressel, H., prooem. ad *fig. Iuncianas*: ‘fig. Iuncianas... L. Aemilii Iunci eius fuisse qui a. 127 cos. suff. fuit existimavit BORGHESI *Oeuvr.* V p. 71’.
- (51) 『先稿(2)』 87頁註(22)参照。
- (52) 同71、78-9頁参照。
- (53) ドレスセル収録の当該銘文は、ウルビノ (Urbino: Urvinum Metaurense) 発見例に関するE. ボルマン (Bormann) の転写がそのまま収録されたものである。併し明らかに同一のスタンプ母型が使用されたローマ例に関するマリーニの転写は、2行目第4文字を《E》としている所から、ドレスセルはボルマンの《P》を誤写と見做し、《SIVP》は《SIVE》とさるべきだと註記する。
- (54) 《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS D · N · // EX FIG · FAVRIANIS》(212), 《OP DOL EX PR AVGN FIG FAOR // CALVENT MAXIMAE》(214).
- (55) 『先稿(2)』 78-82頁参照。
- (56) 例えば ILS. 1805, 5381, 6120, 6776, 7220等々の収録例を見よ。Cf., Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 52-55; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 250-251.
- (57) 《OP DOL EX P[]G NN FIG FAO // RIAN CALP [] ORTVNAT》(219). 因みに同地所に知られるその他の自由人は、註(54)に挙げた Calvent(ia) Maxima 及び P. Aelius Demetrius (217), Vib(ius) Ver(na?) (222) の、夫々ノーメンを異にする3名である。
- (58) 《MARCIANA // CALPETANI AVCTI》(302). 他の2名は直ぐ後で言及される。
- (59) 《IMP · CAES NER · TRA · AVG // EX · FIGLI MARCIANIS // C · CAL · FAVORIS》(312), 《C · CALPETANI FAVORIS // EX · FIGL MARC · DOLIA // IMP · CAE · TRA · AVG》(314), 《C CALPETANI FAVORIS D // EX FIG CAE N // PAETIN ET APRONIAN // COS》(317=a. 123).
- (60) 専ら貴族的な大土地所有を前提としたこの「私的商品生産」部分に於ける、一般的現象としての、身分的上昇を果たした元奴隷の下での奴隷所有関係の再生産については『先稿(4)』 76-83頁を参看されたい。
- (61) 《EX PRAMFRVS C CALPETANI // FAVORIS》(316)が、もし ‘ex pra(edis) M(arcianis?), f(ecit?) Rus() C. Calpetani Favoris’ (H. Dressel) と読まれるならば、この奴隷、Rus()を加えて計5奴隷がC. Calpetanus Favorの下に数えられたことになるが、B. ボルゲジーのディヴェロップは異なっており(‘BORGHESI in add. ad syll. ms. Marinii sub 679b q. v. legit AM FAVS et interpretus est ex praedis Amarantianis Faustinae’)、ここではその故に一先ず列挙から除外する。
- (62) この人物の[M.] Flavius Aper 所有地所に於ける (ex pr. Flavi Apri) 自由人 (解放奴隷) 労働力 => officinator <としての存在は、《OP DOL · EX · PR FLAVI APRI OF · CALPE // CRES · CONDIAN ET MAXIMI // COS》(1144=a. 151)が教える。

- (63) Dressel, H., comm. ad n. 725.
- (64) 《OP DOL EX PR AVGG NN FIG FAOR//CALVENT MAXIMAE》(215), 《OPVS DOL EX PRAED AVGG NN FIGL//MARCIAN FIGL A CAL MAXM *(sic)*》(325).
- (65) Dressel, H., prooem. ad *fig. Favorianas*: ‘dubium esse non potest, quin figlinae Favorianae nomen duxerint a Calpetano Favore.’
- (66) Id., prooem. ad *fig. Marcianas*: ‘multo post mortem Calpetani Favoris...figlinas Marcianas postea appellatas esse Favorianas.’
- (67) 《OPVS DOL EX PRAED AVGG NN FIGL//MARCIAN FIGL AEL FELIX・》(324).
- (68) さらに次の二事情もまた、この可能性を補足する。第一は、nomen *Calpetanus*の自由人達のみならず、P. Aelius Demetrius(217), [] Aelius Felix(324)等、*Aelius*に属する自由人もまた両地所に共通して現われること、第二は、>fig. Marcianae<に拠った《OP DOL EX PR DOMINI N AVG//FIGLINAS MARCIANAS》(323)と、同様に皇帝所有の>fig. Favorianae<起源の《OP DOL EX PR AVG N FIG FAOR//CALVENT MAXIMAE》(214)の両者が、疑いもなく同一浮彫りのスタンプ母型を使用したヘルクレーヌ像をもつこと、——この両事情に暗示されたのは、異なった施設での生産そのものの連関性である。
- (69) 《PRIMITIVI//DOMITI TVLLI・D・D・L》(262), 《MYRTILVS・DOM・LVCILL・DE LICIN//PAETIN・ET・APRON//COS》((270=a. 123).
- (70) 《OP FIG DOL EX PRAED LIC DOMINI N//L SEPTIMI SEVERI AVG》(279). 但しこれはあく迄も結果であって、名称化が何時実現されたかは知られ得ない。
- (71) 註(16)参照。
- (72) Setälä, P., *op. cit.* 136f. は、「figlinaeがその所有主のコグノーメンから名称を得た確実な例は極めて少ない」——ここまでは筆者も同見解なのだが——とした上で、註記の中で、そのことを理由に*fig. Iuncianae*に関するドレッセル説に躊躇を示した。併し以上によって明らかにされたのは、名称の大半が「人名」由来であり、一般化の形で示されたこの解釈は事実上成立し得ない。
- (73) 直ぐ後で言及されるように既にカトーに類似的な形式が見られたが、当該場合のような名称化にまでは及んでいない。
- (74) 第一章第二節参照。
- (75) ‘ex eo loco recte Vitularia via profecti sumus in Fufidianum, quem tibi proximis nundinis Arpini de Fufidio HS CCCICCC emeramus’.
- (76) 同時代史料の基準なり目安なりに拠って面積を具体的に知り得る術はないが、少なくともこの地価を、南北両イタリアに残るアリメンタ表のそれ(第三章参照)に照らしてみても、「一つ」の>fundus<としてはかなり大きい。もし仮にこの土地が葡萄栽培地であったと仮定して、後者にモムゼン(Mommsen, Th., *a. a. O.* 128)が面積推定の基準として利用した無収穫葡萄園地価、「1jugerum=1,000 HS。」(Colum, *De r. r.* III, 3, 8)を機械的に適応するとすれば、100ユーゲラになる。参考迄に付言すると、カトーが利益計算の基準と

した面積は、オリーブ園=240ユーゲラ、葡萄園=100ユーゲラ (Cato, *De agr. cult.* X, 1; XI, 1)であった。Cf., Heitland, W. E., *op. cit.* 283f.; Martin, R., *op. cit.* 370; Duncan-Jones, R., *Some Configurations* cit. 12ff.

(77) 'de coheredibus Fufidianis nihil fuit quod ad me scriberes'.

—
(78) 'HS XXX potius se mirarer, nisi multa de Fufidianis praediis'.

(79) 前188年、>civitas sine suffragio<を得た『ムニキピウム』としての定在 (Liv. XXX XVIII, 36, 7ff.) そのもの、とりわけその国法上の処理について、『コロニア』と同様に本稿は直接立ち入ることを差し控える。Vgl. e. g., RE. II (1), 1218, *Arpinum* (C. Hülsen); Rudolph, H., *Stadt und Staat im römischen Italien* (Leipzig 1935), 47f.; Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic* (Rome 1960), 81, 272; Brunt, P. A., *Italian Manpower 225 B. C. - A. D. 14* (Oxford 1971), 91; Sherwin-White, A. N., *The Roman Citizenship*² (Oxford 1973), 57, 61; Galsterer, H., *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien* (München 1976), 31f.

(80) Cic. *Ad Quint. fr.* II, 5, 5; III, 1, 4-5; 3, 1; *Ad Att.* IV, 7, 3; 10, 1; *Ad fam.* I, 9, 24. 第一章第二節参照。

(81) Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 3. この地所の所在地、とりわけそれが>fundus Fufidianus<と同一地所であったか否をめぐる論議は、次の諸文献参照。Tyrell, R. Y. and Purser, L. C., *The Correspondence of Cicero*² (London/Dublin 1933), II, 167; Constans, L. A., *Cicéron Correspondence* (Paris 1940-6), II, 184, 1; Shatzman, I., *op. cit.* 426 n. 9442.

(82) Cic. *Ad Quint. fr.* II, 5, 5; III, 1, 1; 3, 1; 9, 7; *Ad Att.* I, 6, 2; V, 13; VII, 5, 3; X, 2, 1.

(83) Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 1-2.

(84) この他「トゥスクルム地所」を含めた、クイーントゥス所有地所全般については、Shatzman, I., *op. cit.* 125f. を参看されたい。

(85) Cf., Cic. *Ad Att.* XVI, 13b; Colum. *De r. r.* I, 19. さらに、*rus, suburbanum, rura suburbanal*については、Cic. *Rosc. Am.* XLVI, 133; Horat. *Ep.* I, 7参照。

(86) 『先稿(1)』74頁参照。

第三章 *praedia*と*fundus*

——『アリメンタ表』の名称分析——

いま一つの必要作業は、『アリメンタ表』*Tabulae Alimentariae*に於ける>*fundus*<乃至>*fundi*<の名称分析である。蓋しこの作業が意味をもつのは、イタリアの南・北両都市、ローニアとムニキピウムの市民的に私的な土地所有の関係⁽¹⁾に於ける、1・2世紀の交——従って《*OPVS DOLIARE*》に略々規則的に残された>*praedia*<・>*figlinae*<名称の分析が明らかにした、ローマ周辺を中心とするすぐれて貴族的な土地所有事情と時期的に重複する——に示された大幅な諸変化の跡が、同様に直截的な、而も散在的のみならずしばしば断片的でさえあった後者に対して、組織的に追跡可能だからである。

北イタリア都市ウェレイア⁽²⁾*Veleia*発見の長文碑文*Tabula Veleias*(C. XI, 1147)は、「最上、至高の元首トラヤーヌス(Princeps Imperator Caesar Nerva Traianus Augustus Germanicus Dacicus)の寛大さにより、少年・少女達がアリメンタ(扶養)を受取るべく1,044,000 HS.に対する>*praedia*<(諸地所)の債務⁽³⁾」なる前文に明らかな如く、ウェレイア市民の子弟に対する扶助⁽⁴⁾を目的として、一定限度以上の土地を所有する者にその土地を担保にして金銭貸付(申告地価の1/12)を行い、その金利(年5%)を財源とした記録⁽⁵⁾の一つ⁽⁶⁾であり、南イタリアのベネウエントウム*Beneventum*(*Benevento*)近くで発見された、「A. D. 101」(*[Imp. Caes.] Nerva Traiano Aug. G[ermanic]o IIII/[Q.] Articuleio Paeto [cos.]*)([]内のイタリックは破損箇所に対する碑文テキストの補填⁽⁷⁾)の日付をもつ、リグレース・バエビアーニー⁽⁸⁾*Ligures Baebiani*に関する破損箇所大の同種碑文*Tabula Baebianorum*(C. IX, 1455)もまた同様である⁽⁹⁾。

これらには、土地所有者毎に(1)所有「地所」*praedia rustica*(例外なしに複数形表現)の申告総額と貸付総額、(2)このようなものとしての地所を構成する「農地」*fundus*及び「牧地」*saltus*夫々の名称・所在場所——パグス(*pagus*)及びウイクス(*vicus*)名称⁽¹⁰⁾——及び隣接地所有者名(*adfinis*)、(3)構成要素毎の申告額と貸付額——この合計と申告総額は必ずしも一致しない⁽¹¹⁾——が記載されており、その故に、イタリア都市に於ける土地所有、とりわけ申告額によって計量化が可能な土地兼併の実態とその進行実状に、最も直接的な手懸りを提供し続けた⁽¹²⁾。

併しここでは、筆者の前掲視点からして、このこと自体は直接的な問題ではない。そうではなくして(勿論、帝政最早期1世紀間にわたる土地所有実態の、計量化を踏まえた論議は踏まえられねばならないとしても)、《(*aliquis*) PROFESSVS EST PRAEDIA RVSTICA》[(何某)農場を申告せり]の定式で申告された、それ自体が既に複数形表現の>*praedia rustica*<の内的な構造だけが、従ってその最重要構成要素としての>*fundus*<——従って「一つ」の>*fundus*<だけしか所有していないような場合、それ自体が如何に巨大であろうとも、この複数形定式、>*praedia rustica*<が採られていないこともまた看過され得ない

のだが⁽¹³⁾——の、名称そのものの在り方に具現化されたと考えられる「変化」の跡だけがすぐれて問題である。

従って、論議そのものは十二分に踏まえておく必要があるが、>fundus<が始源的のみならず本来的にもまた、「経済的」・「地理的」乃至「法的」・「行政的」な一つの封鎖的空間としての「単位」を意味し、また意味し続けたか否かの問題⁽¹⁴⁾にまで直接立入ることはない。》コロニア《、》ムニキピウム《の国法上の処理⁽¹⁵⁾（とりわけ後者に於ける‘fundus fieri’⁽¹⁶⁾を含めて）もまた同様である。

第一節 } fundus 《の定在諸形態

『ウェレイア表』に於ける《FVN̄DVM・MANLIANVM HOSTILIANVM・CVM CASA》(C. XI, 1147, pag. i, 11) [小屋付⁽¹⁷⁾の *fundus Manlianus Hostilianus*]、《FVN̄D・MVCIAN VETVRIANVM・CVM MERIDE》(ibid. pag. ii, 13) [meris (fundus 付属小地片) 付の *fund(us) Mucian(us) Ve-turianus*]、『バエビアニー表』に於ける《FVN̄DI ALBIANI CVM CASIS》(C. IX, 1455, pag. ii, 24) [小屋(複数)付の *fundus Albianus*]等々の如く、fundusはしばしば付属地乃至施設を伴ったが、これらの有無は一先ず不問に付すとして名称だけに限って見れば、極く大まかには次の諸形態の抽出が可能である⁽¹⁸⁾。(記述の煩雑さを避けるために、以下の典拠では、C. XI, 1147, pag. i, 11は収録番号省略の上にXI, i, 11の形式で略記する。)

(i) *fundus Albinus*(XI, ii, 40), *fundus Bettonianus*(XI, v, 62); *fundus Aquilianus*(IX, ii, 77), *fundus Cassianus*(IX, ii, .62)等々の如く、>fundus<(単数形)が単一の名称を有する「1 fundus = 1 名称」の、恐らく始源的に最も基本的であったと思われる形態⁽¹⁹⁾。だが併し、「単一」の>fundus<とはいいい条、ウェレイアでは210, 000 HS. ~2, 100 HS.の間、プラケンティア⁽²⁰⁾では80, 000 HS. ~6, 000 HS.、ベネウエントウムでは110, 000 HS. ~14, 000 HS.の間⁽²¹⁾にわたって、夫々の申告地価は大幅に異なっていた。>fundus<の実態が決して一様ではなかったことの直截的な証左である。このことの現実的な意味は一先ず措くとして(後述)、ここでは単一名称の「一つのfundus」そのものが既に約1世紀間にわたる変形——疑いもなく「融合」乃至「分割」——の結果であり、その度合いは別として少なくとも変化そのものは南・北イタリア両都市で一様に進行したことが確認されるだけでよい。なおこの形態の数量関係に関して付言すると、一目瞭然なのは、ウェレイアに比してベネウエントウムでは「1 fundus = 1 名称」の事例が多く、管見の及ぶ所、全申告>fundus<数51の内45がそうであった⁽²²⁾。正確には各fundus毎の申告地価とその集積による計量化作業を待たねばならないのだが、これだけでも既に、土地兼併に際しての変化の仕方とその度合いの点で、両都市に於ける土地所有事情がかなり異なったこと⁽²³⁾が暗示されるであろう。

(ii) 「分割」>fundus<の形態。

この下では、筆者の分析に拠れば次の3形態の類別が可能である。

(a) 《FVN̄D・AESCHIANVM・P・P・DIMID》(XI, v, 39) = *fund(us) Aeschianus 1/2*, 《FVN̄D・FVRIANVM・

PRO・PARTE QVARTA》(XI, ii, 40)=*fund(us) Furianus 1/4*, 《FVND ARSVNIACVM・CVM・CASIS・PRO PARTE DIMIDIA・ET・TERTIAE・ET DVODECIMA》(XI, i, 19)=*fund(us) Arsuniacus*⁽²⁴⁾ *cum casis 1/2 et 1/3 et 1/12(=11/12)*の如く、単一名称の>fundus<=形態(i)を部分的に所有する形態、

(b) 《FVND・CAERELLIANVM・GVMALLAN・P・P・DIMID・》(XI, iii, 44)=*fund(us) Caerellianus Gumallan(us) 1/2*の如く、「複合名称>fundus<」=形態(iii)(後述)の部分的所有、

(c) 《FVND・AVRELIANOS・VETTIANOS・P・P・III・》(XI, v, 93)=*fund(i) Aureliani Vettiani 1/3*の如く、>fundus<及び名称が共に複数形で表示された、「複数複合名称>fundus<」=形態(iv)(後述)の部分的所有、

以上の3形態がそれであり、分割所有の割合は>fundus<乃至>fundus<の1/2~1/4が大 半を占めたが、中には1/6、1/8、3/19等々の様な細分化もまた稀ではなかった⁽²⁵⁾。

(iii) 2乃至3、併し時としてはそれ以上——例えば《FVND・CALIDIANVM・EPICANRIANVM・LOSPOSTVM・VALERIANVM・CVMALLIA・》(XI, iii, 42)——の名称が連辞“et”を伴うことなしに夫々単数形で表現され、複合名称にも拘らず全体が明らかに「一つ」の>fundus<として妥当された、「複合名称単一>fundus<」の形態。これら諸例の《FVND》が、‘*fund(i)*’ではなくして単数形の‘*fund(us)*’であったことは、単一>fundus<として処理された次の申告例に明示されるであろう(イタリックは筆者)。

《FVND ACILIANVM・ALB *(sic)*・CANINIANVM・PRO PART DIMIDIA・ QVEM PROFES-
-
SVS EST HS X CDXXXIII(10, 433)》(XI, iii, 47).

《FVND・AESTINIANVM ANTISTIANVM CABARDACVM・P・P・DIMID・ QVEM・PROFES-
-
SVS EST HS XLV(45, 000)》.

この形態はウェレイア、ベネウエントゥム両者に一様であり、頻繁に現われる前者とは対蹠的に大多数が第一形態で占められた後者では事例が少ない⁽²⁶⁾、という割合の顕著な相違は別にして、少なくとも>fundus<変形の仕方それ自体は、南・北両イタリアに於てあった。

複数の名称を有し乍ら全体としては単一のfundusとして妥当されたことに鑑み、次の第四形態との対比から、取敢ず筆者はこれを「融合>fundus<」と呼んでおく⁽²⁷⁾。

(iv) 夫々が単数形の複数名称をもったことでは(iii)と同一だが、融合化を起すことなく>fundus<自体が複数形で表示された、「複合名称>fundus<」の形態。さらに、より詳細にはこの下に次の2形態が看取され得る。

(a) 《FVNDOS II ANTONIANVM・ET・CORNELIANVM》(XII, i, 66)=*fundus 2 Antonianus et Cornelianus*の如く、夫々が単数形の名称を連辞“et”によって連結したもの⁽²⁸⁾(従って*fundus Antonianus*と*fundus Cornelianus*の>2 fundus<)と、

(b) 《FVNDI・AVRELIANVS・COELIANVS》(XI, vii, 48)=*fundus Aurelianus Coelianus*の如く 連辞なしに単数形名称を並列させたもの

の両者がそれであり、管見の及ぶ所、後者では7名称の多きが複合されたような場合もあった⁽²⁹⁾。(但し『ベネウエントゥム表』では形態(b)は定かではなく、このことは夙にモムゼンが指摘していた⁽³⁰⁾。)併し問題は、申告に際しての処理の仕方に具体化された>fundus<乃至>fundi<の態様である。

「M. Antoninus Priscusは、(かれの)農地 (praedia rustica) を233,080 HS. と申告して、18,028 HS. を受取り、ウェレイア領域内の (in Veleiate [agro]) … (中略) に在り、23,000 HS. と申告せし Antoninus et Cornelianus 2 fundi、… (中略) 同じく35,000 HS. と申告せし上記場所の fundus Ennianus を担保とすることを義務付けられる」 (XI, i, 64-91)⁽³¹⁾。

「Cn. Antoninus Priscusは、(かれの)農地を351,633 HS. と申告して、28,250 HS. を受取り、かつ… (中略) 30,000 HS. と申告せし fundus Vicirianus Mammuleianus 1/2、… (中略) 同じく20,000 HS. と申告せし fundus Calidianus Atedianus maternus 1/2、… (中略) 及び7,000 HS. と申告せし fundi Vibianus Syrellianus … (中略) を担保とすることを義務付けられる」 (XI, v, 7-31)⁽³²⁾。

この両事例(その他全ての申告例も全く同様なのだが)に明らかな如く、連辞を伴う形態(a)に於ても、名称を並列させた形態(b)に於ても一様に、複数の>fundi<にも拘らず、「単一名称>fundus<」、「融合>fundus<」と同一の形式で一括申告と抵当処理がなされており、所有農地 'praedia rustica' を構成する一つの要素として、事実上の「一つの>fundus<」として妥当された。

従ってモムゼンが連辞なしの「複合体 'Complex'」——筆者の類型化では形態(iii)及び(iv)の(b)がそれに照応する——に関して、ウェレイアでは、'fundum Aurelianum collem Muletatem cum silvis' = 森林付の丘陵を包含した>fundus< のような、「一括性」(die Einheit)が「規則的」だが、'fundi Aurelianus Caelianus qui s(unt in Veleiate)' の如く、「個々の1地片(ein einzelnes Grundstück)でさえ、>fundi<で表現されることも稀でない」⁽³³⁾として、この形態の>fundi<もまた、『Einheit』として処理された『Complex』に包含させたことは、この限りでは首肯され得る。併しこの解釈は、必ずしもそのまま無条件に承認され得るとは限らない。というのは、縦んば事実上は一つの単一体、つまり「諸名称の結合」(combination)に表現された、諸地片の「継続的な連結」(dauernde Verbindung)によって作り出された『Einheit』⁽³⁴⁾として妥当されたとしても、単数形表現の“fundus N N…”——'N'は「名称」の略記(筆者)——に対して、同様に名称は単数形のままで、併し連辞欠如の“fundi N N…”が採られたことに内包されたであろう現実的な意味が必ずしも充分には説明され得ないからである。これらに一見して明白なのは、関係文、“fundus N N… qui est in Veleiate” vel “… quem professus est” (イタリックは筆者)の単数形処理に対して、“fundi N et N… qui sunt in Veleiate” vel “… quos professus est”と同様、“fundi N N… qui sunt in Veleiate” vel “… quos professus est”として、複数形で処理された現実である。従ってこの両者は、その実態に於てもまた異なった、として区別される

べきである。筆者がこの形態を(iv)として、「融合>fundus<」(iii)から区別した理由である。

この形態には、従って、次の推測が多分に可能である。即ち、恐らく「単一名称>fundus<」の始源的な名称は維持され乍ら、これら複数>fundus<の連結（その全体がであれ一部分がであれ）によって融合化された形態とは異なって、とりわけ連辞による結合形態に示唆的な如く、連結によって事実上の一元性を形成しつつも、なお夫々が>fundus<としての形状と機能を維持し続ける形で実現された「兼併」の形態である。事実このことは、同一場所に所在し、隣接地所有者をもまた同じくする一括申告の‘fundi Antoninus et Cornelianus’が *fundi duo* (2 fundi) を以て構成され⁽³⁵⁾、同様にウェレイア内の同一パグス (pagus Medutius) に所属し、‘fund(i) Iulianus Tursianus Camelian(us) Lucilianus Naevianus Varianus Vippunianus’ (XI, iv, 58-9)——‘fundus’でなくして‘fundi’であったこと(ディヴェロップは筆者)は次に引用の関係文に明白である——として計7名称を算えた>fundi<が、

— — —
《QVOS · PLVRIB SVMMIS PROF · EST C XXVI DCC》(126, 700) (id.)に明らかなように、「多くを併せて」処理されたことに表示された如く、夫々の名称(単数形)がなお>fundus<としての実体を喪失してはいなかったことに暗示される。従って形態(iv)－(a)及び(b)には、(iii)と区別するために「集合」乃至「複合>fundi<」が適切であろう。

(v) 複数形表現の>fundi<を採ったことでは(iv)と同一だが、それとは異なって名称もまた複数化した形態。管見の及ぶ所、この下では次の2形態が抽出可能である。

(a) 《FVND · AVRELIANOS · VETTIANOS · P · P · III》(XI, iv, 39) = *fund(i) Aureliani Vettiani* 1/3, 《FVND · AVLIANOS · CAERELLIANOS · PVLLIENIANOS · SORNIANOS》(XI, vi, 11-12) = *fund(i) Auliani Caerelliani Pullieniani Sorniani*等々、2乃至それ以上の複数名称夫々が全て複数形表現を採ったものと、

(b) 《FVND · GEMINIANOS · PLSVNIACVM》(XI, ii, 31) = *fund(i) Geminiani Plsuniacus*, 《FVND · OLLIANOS · POMPONIANOS · SVLPICIANOS · COVANIAS · VECONIANVM》(XI, v, 60) = *fund(i) Olliani Pomponiani Sulpiciani Covaniae Veconianus*の如く、複数形・単数形の両名称が混在するものとの、

両形態がそれであり⁽³⁶⁾、とりわけ後者は、名称それ自体の複数化が何らかの然るべき理由によったであろうことを示唆するに充分である。

それを探るためには、以上によって明らかにされた諸形態を踏まえてさらにそれとの関連から、>fundus<の形状変化(細分化)の上に実現されたことは間違いない、次の諸傾向に着目する必要がある。その第一は、複合ではなくして単一の名称であり乍ら既にそれ自体で複数化を起した形態が看取され得ることである。《FVND MATICIANOS · CVM · CASIS ·

· · QVOS · PROFESSVS · EST · XXIIII》(XI, ii, 28) = *fund(i) Maticiani* (24, 000), 《FVND AN-
—
TONIANOS · · · QVOS · PROF · EST · HS CC》(XI, .vi, 50) = *fund(i) Antoniani* (200, 000)等々

がそれであり、申告の仕方からして、単一名称乍ら明らかに複数>fundus<よりなる一つの「集合体」として妥当された。第二は、《FVNDOS ANTONIANOS・II》(XI, i, 69), 《FVNDOS・NAEVIANOS・DVOS》(XI, v, 3)に表示されたいま一つの所有形態である。何れもウェレイアに現われるこの両事例は、夫々同一場所（前者は*in Veleiate pago Albense vico Seceniae*、後者は*in Veleiate pago Dianio*）⁽³⁷⁾内に所在する‘fundi Antoniani’, ‘fundi Naeviani’が、その実、夫々「二つの>fundus<」によって構成され、併せて一括申告されたことを教える。第三は、《FVNDOS・II・ALBONIANOS VIBVLLIANOS》(XI, i, 68-9)に示された複数形複合名称(V)-(a)の「2 fundi」、及びそれとは反対のこのようなものとしての>fundus<の「部分的所有」(ii)-(c)である。

もしこれらが踏まえられるならば、形態(V)-(b)には一応の説明がつけられ得る。即ち、始源的には>fundus<それ自体（勿論その全てが一樣にでは決してない）の、その後の時代経過に伴う形状変化の一つとしての「細分化」及びそのようなものとしての「部分的所有」なる、形状的乃至形態的な変化が進行し、その一方では、諸>fundus<の「複合化」が実現され、その一つの形態として、単一のfundusに複数諸fundiが連結される場合があった、と考えられることである。而もこの場合にあってもまた、例えばM. Valrius Felixは ウェレイアの同一地区(Pagus Dianius)内に4農場からなる「農地」*praedia rustica* (58, 350 HS. の総申告額)を所有したが、その一つは、‘fundi Taxtanulae’と‘fundus Budacelius’との連結fundiの「全体の6分の1」であった⁽³⁸⁾。さらにまたL. Granius Priscusは、ウェレイアの夫々別地区に所有する‘fundi Caesiani Naeviani Firmiani Carigenius(in pago Salvio)’=形態(V)-(b)と‘fundus Atilianus Arruntianus Innielius (in pago Floreio)’=形態(iii)に関して、「両者を合して」申告したが、この表現、“quos duabussummis professus est”⁽³⁹⁾に於ては、事実上「一つ」の>fundus<として融合化された後者と一緒に、夫々複数形の4名称よりなる>fundus<もまた一括処理された。このことに明白な如く、形態(V)-(a)・(b)もまた、その全体がであれ部分がであれ、とに角所有主にとって、ウェレイアに於けるかれの「農地’*praedia rustica in Veleiate*’」を構成する事実上「一つ」の要素と見做された。

このような>fundus<の定在諸形態——形状的な諸変化と所有の形態的な多様化——に加えて、いま一つの現象もまた看過され得ない。即ち申告額の相違にその直截的な表現を見た、>fundus<面積の極度の不均等である。複合名称の「変形>fundus<乃至>fundi<」にあっては、申告額がその変形度によって大幅に異なったのは当然だとしても、「単一名称」の>fundus<(i)それ自体が、『表 I』に示されるように、既に1・2世紀の交に大幅に異なっていた。立地条件・作付け・手入れ度その他の諸条件による相違⁽⁴⁰⁾の故に、夫々の具体的な面積の弾き出しは不可能——いち早くはTh. モムゼンが葡萄栽培地価地に関するColum. *De r. r.* III, 3, 8に拠って「1 jug. =1, 000 HS.」を『ウェレイア表』面積の算定目安とし、その後W. E. ヘイトランド、R. マルタン、R. P. ダンカン=ジョーンズもまたそれを踏襲したが⁽⁴¹⁾——だとは雖も、クイーントゥス・キケローがアルピーヌム近郊に所有した地所の一つ、‘Fufidiana praedia’の購入価格が10万 HS. であったこと(Cic. *Ad*

Quint. fr. III, 1, 3)が想起されるならば、ウエレイアとベネウエントウムで、一つだけでそれを超す>fundus< (管見の及ぶ所、該当するfundusの数は夫々に3を算えた)⁽⁴²⁾ は、疑いもなくその実「一つ」の>fundus<の名の下に、それ自体が既に変形の結果として、複数fundusの統合、従って「複合名称化」(iii・iv)ではなくして旧名称の消失⁽⁴³⁾による「地所」的規模での空間と領域的一円性を主張するものであった、と考えられる⁽⁴⁴⁾。このような「大>fundus<」が、農場主館 (domus)と農事施設(villa rustica)を取り込んだ『ウイラ』としての構造を採ったか否かは別として、少なくともこの事実直截的な表現を見たのは、南・北両イタリア都市の土地所有に実現されたアマルガメイションのより一層の進行である⁽⁴⁵⁾。何れにせよ、名称だけからでは変形の様が明らかでない「単一名称>fundus<」もまた、それ自体既に変形の結果であったことだけは確かである。

表 I 単一fundus価格

ウエレイア				ブラケンティア			
数(fundus) 地価(HS.)				1	80,000	1	32,000
				2	72,000	3	30,000
1	210,000	7	40,000	1	65,000	2	24,000
1	123,400	2	35,000	1	56,000	2	20,000
1	120,000	1	32,500	1	50,000	1	11,000
1	94,600	1	32,000	2	48,000	1	10,000
1	90,000	1	31,600	5	40,000	1	8,000
2	85,000	1	30,000	2	37,000	2	6,000
1	84,333	2	26,000	2	36,000		
1	78,600	1	25,200	ベネウエントウム			
1	74,000	1	25,000				

1	73,650	1	24,000	1	110,000	3	25,000
1	72,000	1	23,600	2	100,000	1	24,000
1	71,400	1	21,410	1	98,000	1	23,000
1	70,000	1	20,503	3	60,000	1	22,000
1	60,000	3	20,000	1	55,000	4	20,000
1	57,000	1	16,000	10	50,000	1	19,000
1	56,000	1	14,000	1	45,000	1	15,000
1	52,000	1	13,100	1	42,000	2	14,000
1	51,316	1	12,260	3	40,000		
1	50,000	3	12,000	1	35,000		
3	48,000	1	11,000	1	34,000		
1	45,000	1	9,000	4	30,000		
1	44,000	1	4,000	2	27,000		
1	41,150	1	2,100				

(煩雑さを避けるために個別の碑文例証と当該収録箇所を表示は省略する。)

第二節 南・北両イタリア都市に於ける>fundus<の形状変化と ローマ周辺の>praedia<

前節では専ら『ウェレイア表』が問題とされたが、残る今一つの『扶養表』、バエビアーニーのそれに於ても基本的な事情は同一であった。

同表は破損度大(とりわけ第1コラム)⁽⁴⁶⁾だが、表題の一文、《OBLIGARVNT PRAE[*dia*]・・・LIGVRES BAEBIANI》(イタリックは校訂本による補填)に示されたように、南イタリアのコローニア=ベネウエントゥム(Colonia Iulia Augusta Felix Beneventum)のテリトリウム内にそれ自体の>res publica<を所持する共同体(後述)として存立した『市民団』=リグレース・バエビアーニーに関わるものだが、それに記載された土地所有事情は、ウェレイアのそれとは一様ではない。>fundus<乃至>fundi<名称が対格形で記載されたウェレイア表に対して、ベネウエントゥムのそれが属格形⁽⁴⁷⁾で刻文された、という記載方法の違いに加えて次の諸点に於てもまた両碑文は異なった。

第一は、各所有者毎の「農地」申告総額に看取される土地集積度の相違である。>praedia<構成要素としての>fundus<・>saltus<の集積的所有の形で進行した土地兼併の仕方そのものは同一であったが、その度合いは両イタリア都市で大幅に異なった。

第一は申告集計が明らかにする土地兼併度の顕著な相違である。ルーカの「コローニー」*coloni Lucenses*⁽⁴⁸⁾、都市ウェレイアの>res publica<の名による土地所有及びローマ皇帝地(トラヤーヌス)⁽⁴⁹⁾を別として、私的所有者の申告額に関して言えば、その申告総額

が騎士身分ケースス相当の40万 HS. を超す者は、(表 IIに示されるように) ウェレイアでは、第2次アリメンタ=リスト全申告例45の内9名(内1例は兄弟による共同申告⁽⁵⁰⁾)を算えた⁽⁵¹⁾。併しこの内の2名、L. Maelius SeverusとC. Volumnius Epaphroditus両者の実額(>praedia rustica<を構成する各>fundus<申告額の集計)は申告総額を下回り、従って厳密には7名になるがそれでもなおこの中には、北イタリア地方都市ウェレイアの市民にして、そこだけでローマ元老院議員身分資格財産を超す土地所有者2名が含まれた。これに対してベネウエントゥムでは、私的申告土地所有者総数48名(但し所有者名の読取りが可能な第2・第3コラムのみ)の内、騎士ケースス以上の土地申告者は2名⁽⁵²⁾のみであり、土地兼併の度合いは南・北両イタリア都市で大きく異なった⁽⁵³⁾。

表 II 土地所有価格(40万 HS. 以上)

土地所有者		申告総額(HS.)	実額(HS.) ¹	fundus・saltus数 ²	典拠
ウ エ レ イ ア	M. Mommeius Persicus	1,180,600	1,160,116	21	ii, 36-86
	Cornelia Severa	1,158,150	1,200,700	18	v, 55-100
	L. Annius Rufinus et				
	C. Annius Verus fr.	1,014,090	1,044,400	11	iii, 52-77
	C. Coelius Verus	843,879	867,764	13	iii, 11-51
	C. Vibius Severus	673,660	672,810	10	v, 36-54
	Sulpicia Priscilla	490,000	2	ii, 4-11
	P. Afranius Aphthorus	425,000	3	i, 92-99
	L. Maelius Severus	420,110	349,450	8	iv, 57-82
	C. Volumnius Epaphroditus	418,250	348,500	5	iv, 36-53
ベ ネ ウ エ ン ト ウ ム	Cn. Marcius Rufinus	501,000	7	ii, 17-29
	Annianus Rufus	451,000	1	ii, 47-50

1. 各構成要素毎の申告額の集計(点線は申告総額と一致するもの)。
2. 連結、複合その他形状の如何を問わず、一括して申告されたものは1fundus乃至1saltusに算える。
(ウエレイアは第2次アリメンタ分のみ)

第二は、>fundus<変形度の相違である。「表 I」から容易に読取り可能なのは、次の事実であろう。即ちベネウエントウムでは、大半のfundus(全45fundus中の34fundus)が59,000~20,000 HS.の間に属したのに対して、ウエレイアでは約半数、つまり全61fundus中の35fundusがそうであり、それ以上と以下の両fundus数もまた、ベネウエントウムに比してウエレイアが遥かに多いこと(60,000 HS.以上が7fundusであったベネウエントウムに対してウエレイアは15fundus、一方19,000 HS.以下が4fundusであったベネウエントウムに対して、ウエレイアでは16,000 HS.以下が11fundusに及んだ)である。勿論既にT. フランクが指摘したように、土地所有市民の全員がアリメンタに参加したのではなかったことが考慮されるべきだとしても⁽⁵⁴⁾、第一点との脈絡からして、この両都市で進行した「変形」——拡大化と細分化——がその度合いに於て著しく異なった事実は紛れもない。

他方、同様に『ウエレイア表』の記載事項とされたプラケンティアでは、計30fundusの内21がそうであった、という数量関係それ自体からすれば、土地所有事情はウエレイアより寧ろベネウエントウムに類似的である。併しこの場合には、次の事情が考慮されねばならない。即ちこれらの土地は、プラケンティアのテリトリウム内に(in Placentino agro)所有され、《RES・PUBLICA・VELEIATIVM》、つまりウエレイア市民の『レース・プーブリカ』それ自体の名によって抵当権が設定された場合にのみ、そのようなものとして記載されたものであって、プラケンティアに於ける私的市民所有地全ての現実ではなかったことである⁽⁵⁵⁾。

第三は、所有>fundus<の形態面での差異である。『ウエレイア表』で検出された上掲諸形態の内、連辞>et<を伴わない「複数形連結>fundi<」(iv-b)と「名称の複数化」(v)の両形態は、ベネウエントウムでは記載形式の故に定かでない⁽⁵⁶⁾。

もしそうだとすれば、「農地」*praedia rustica*の最主要要素としての>fundus<の形状的な変化度、並びにそのようなものとしての>fundus<の集積度、それ故要するに大土地所有制の他ならぬ進展度それ自体の南・北両イタリア都市に於ける差異の下で、何よりも先ず問われるべきは、両者の歴史的に地理的かつ経済的な諸条件でなければならないのだが、直接それへの踏込みは到底不可能であり、ここでは少なくとも次の事実が確認されたことで差当り充分とさるべきであろう。即ち、「耕地」及び「牧地」の形状変化それ自体とその仕方——このようなものとしての>fundus<の細分化、及びそれとは反対の連結、融合——そのものは、南・北両イタリアで一様に進行したことである⁽⁵⁷⁾

とりわけ計量的方法の持込みによる土地所有の実態⁽⁵⁸⁾、及び土地所有市民成層のそれ⁽⁵⁹⁾は一先ず視野外に置いて、専ら土地所有の「内的構造」分析に視座を設定した以上の検討から改めて発見されたのは、都市領域内の「農地」*praedia rustica*(in Veleiate agro, in Beneventano agro, in Ligustino agro)の構成要素としての「耕地」*fundus*(表

II参照)が、帝政最初の約1世紀の間に一様に体験した形状的かつ構造的な多様化——融合・連結による拡大化、及びそれとは反対の細分化——である。

もしこの事実に、《OPVS DOLIARE》銘文に略々規則的に現れ、それ自体の固有名称を有した>praedia<所有の諸形態を重複させるならば如何。同一年に3所有者が知られたローマ近郊地所、>praedia Quintanensia<の如き複数所有者による同一名称>praedia<の同時的 所有は、ウェレイアの2パグスに跨がる同一名称>fundus<乃至>saltus<に対する2所有主による同時所有⁽⁶⁰⁾、あるいは同一パグス内同一名称>fundus<に対する複数所有主の同時所有⁽⁶¹⁾に形態的に照応する。さらに、*Publiliana-Tonneiana, Tonneiana-Vicciana*の複合>praedia<もまた、複合乃至連結>fundi<に照応するなど、一般現象としての「fundus名称のpraedia名称への転位」(e. g. nomen: *Furius*→*fundus Furianus*→*praedia Furiana*)及び時として直接的に現れた>fundus<=>>praedia<の関係⁽⁶²⁾に於て、このようなものとしての同一名称地所に対する複数同時的 所有という、ローマ周辺を中心とする《OPVS DOLIARRE》銘文から克明に看取された土地所有事情は、南・北両イタリア都市で同時的に進行した>fundus<の形状変化とそれを踏まえた所有諸形態との間に、形態的照応性を讀取ることが可能になるであろう。

従ってここから、次の展望が拓かれるのは極く自然である。但し《OPVS DOLIARE》にあっては、銘文それ自体の然らしめる所として、「貴族的土地所有」とは言い条その所有面積は素より、*pr. Aiaciana, pr. Mammeiana*等々の>praedia<が所有主館(donus=villa urbana)と農場施設(villa rustica)より成る〈ウィラ〉⁽⁶³⁾の構造を採ったか否かまでは知られ得ず、さらにまた、遺構規模からして間違いなしに恒常的な市場生産を前提とした瓦窯を取込んだ、最近発見のカムパーニア北部ウィラ⁽⁶⁴⁾から推して、>figlinae<もまたすぐれて「農場内の施設」として止まったのは確かだとしても⁽⁶⁵⁾、それを銘文から直接抽出することは不可能であったにしても、である。

その大多数がそうであったラテン命名法由来(「氏族名 *nomina*乃至家名 *cognomina*由来)の>praedia<名称それ自体、次いで>praedia<=>>figlinae<の名称関係と徹頭徹尾貴顕身分にその所有痕跡を遺した所有諸形態、——これらに直截的表現を見たのは、1世紀後半以後、とりわけ1・2世紀の交—2世紀前半を中心として3世紀初に及ぶ間の、ローマ周辺及びエトルーリア・ウムブリア諸都市領域にその痕跡を遺した徹頭徹尾「貴族的」な大土地所有の状況が、南・北両イタリア都市の「市民的」土地所有事情に示された1・2世紀の交に於ける「農地」*fundus, fundi*所有の形状的かつ構造的な多様化、並びに共和政期以来、この間に進行した諸変化と本質的には同一線の延長上にあった、と見做され得ることである。

勿論この「諸変化」なるものは、ウェレイアに於てもベネウエントゥムに於ても同様に、あくまでも市民の私的 土地所有、つまり都市共同体(ムニキピウムであれコロニアであれ)に於ける「市民」としての定在とその「私的所有地」——但し『アリメンタ』が把握したのは、ウェレイア市民所有の当該都市テリトリウム内の土地とは限らなかったのだが⁽⁶⁶⁾——だけの問題であって、共同体的な土地所有の関係そのものにまで関わるものではなかった。事実、「C. Valerius Verusは・・・ウェレイア市民の>res publica<に隣接

する *fundus Mettunia* を・・・」(XI, i, 62-3)⁽⁶⁷⁾ の如く、>res publica< の名による共同体
それ自体の所有地(管見の及ぶ所 ウェレイアでは4パグス⁽⁶⁸⁾、ベネウエントウムでは2パグ
ス⁽⁶⁹⁾ 夫々に) が私的的市民所有地の「隣接者」*ad fines* として、皇帝所有地⁽⁷⁰⁾ と並んで混
在的に維持された。そればかりか、

《RE PVBLICA BAEBIANORVM FVND IVLIANI MAIORIS//ET MINORIS ET MEDIANI LABAEONI-

CAE TVRRICVLLAE//AEST HS C IN HS X》(IX, iii, 21-3) に於ては、リグレース・バエビアー
ニーの >res publica< が、合計査定額100,000 HS. 貸付額10,000 HS. に及ぶ3 *fundus* (内一つ
は私的的市民地と同様の「変形>fundus<」であった) の、紛れもなく申告者=農地所有者とし
て現れた⁽⁷¹⁾。

而も私的所有地がそうであったのと同様に、>res publica< の名による共同体所有地も
また、当該都市領域内——従って >res publica Veleiatium< の「共同体」としての所有は
'in Veleiate agro'——だけに限定はされなかった。管見の及ぶ所、次の4申告例が看過
され得ないからである。

《(M. Mommeius Persicus professus est) ITEM FVND • LEREIANVM • P • P • DIMID • PAG • S •
S • ADF • RE • P • PLACENTINORVM》(XI, ii, 46).

《(C. Valerius Verus professus est) FVNDOS • TERENCEIANOS • ET MALAPACIOS • QVI •
SVNT • IN VELEIATE • PAG • STATIELLO • ADF • RE • P LVCENSIVM ET LICINIO RVPARCELLIO》
(id. i, 56). (イタリックは筆者)。他の2例(id. iii, 72-74; iv, 58-60)は既出の故に例挙は
省略する(註(68)参照)。

この内、前者の「上記パグス」 *pago s(upra) s(cripto)* とは、「ウェレイア(領域内)
のパグス=アムビトレビウス」(id. ii, 30: 'in Veleiate (agro) pago Ambitrebio')であり、
従って、M. Mommeius Persicus 所有の 'f. Lereianus' は、同パグス内で「プラケンティア市民
の >res publica<」(所有地)と境界を接した。但しこのパグス自体は、両都市領域に跨が
って所在した >fundus<—— '(Cornelia Severa prof. est) fund. Scaevianum 1/2 qui est in
Placentino et Veleiate pago Vercellense et Ambitrebio' (id. v, 86-88)——の事例から
して、疑いもなくプラケンティアのパグス=ウエルケレーンシス(cf., id. ii, 80; iii, 40)と
境界を接した。

他方後者は、このような隣接関係にはなかった。ウェレイアから遥かに遠距離の地、エト
ルーリア都市ルーカ(Luca=m. Lucca)が、>res publica Lucensium< の名の下に、ウェレイア
市民の私的土所有、並びにかれらの >res publica< 及び隣接都市プラケンティア市民のそ
れ(*res publica Placentinorum*)による「共同体所有」と併存する形で、ウェレイア領域内
に土地を所持していたことを明示する。

従ってもしこれに、他都市領域内に於けるウェレイア市民の土地所有とそれに対する『ア
リメンタ』の把握、即ち >res publica Veleiatium< の名による当該地への貸付けと担保設定
の事実⁽⁷²⁾が敷衍され得るとすれば、ここから次の展望を拓くのは容易であろう。即ち、イ

タリア（少なくとも共和政末期以来）に於ては、「都市」（とりわけ既存都市乃至都市的共同体の「ローマ市民団」への組込みが実現された場合の）は、一円的に領域的な独自の封鎖性、つまり>res publica<を構成する当該都市の構成員並びに当該>res publica<だけによる排他的な空間支配と用益の上にのみ自己完結性を主張するような共同体ではなかったことである⁽⁷³⁾。

註

(1) Vgl. Mommsen, Th., 'Die italische Bodenteilung und die Alimentartafeln', *Hermes* XIX(1884)=abgedr. in: *Gesam. Schrift.* V (Berlin 1908), 123ff.; Ders. 'Zum römischen Bodenrecht', *ibid.* XXII(1892)=abgedr. in: *Gesam. Schrift.* id. 83ff. Weber, M., *Die römische Agrargeschichte* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1962), 121ff. 但し本稿では、トラヤーヌス期に於ける大幅な変容の結果としての>praedia rustica<とそれを構成する>fundus, saltus<の所有形態と構造だけが問題であり、このため土地計測家(agrimensores)の諸記録——Blume, F., Lachmann, K., u. Rudorff, A. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser* I (Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967)——にまで立入ることはない。

(2) 後に南イタリア都市ベネウェントゥムの土地所有事情との対比が問題になるため、予め『都市』ウェレイアに言及しておく必要があるが、本稿の主内容からして「註記」としてのそれで差当り充分だと愚考される。

プラケンティアに隣接するこの山間の〈町〉(Plin. *N. H.* VII, 168: 'in collibus oppidum Veleiatium')について知られる所は極めて少ない。218 B. C. 以来、colonia Latina (Liv. *Epit.* 20; XXXVII, 47; Polyb. III, 40)→municipium (Cic. *In Pis.* frag. 3. 但し Ascon. in Cic. *Pison.* p. 2 K. -S. は疑問視)→colonia Iulia (Plin. *N. H.* III, 115; Tacit. *Hist.* II, 14)の歴史を辿ったプラケンティアに比して、ウェレイアに知られるのは、*Veters Regiates*と称されたウェレイア人(リグリア系)の〈町〉(Plin. *N. H.* III, 116; VII, 168)が、colonia Latina (恐らく 89 B. C.)——既存共同体に>colonia<のティートルを付与した『名目コロニア』(Titularcolonie)として——とされた後、『ルブリア法』lex Rubria (49 B. C.)によつて municipium<として、ローマ市民団 (Reg. VIII, trib. Galeria) に組込まれたことだけである。その後プラケンティアと同様に、>municipium<→>col. Iulia<の過程をとったか否か。Mommsen, Th., 'Bodenteilung' cit. 132が「不明」としたのに対して、Chilver, E. F., *Cisalpine Gaul: Social and Economic History from 49 B. C. to the Death of Trajan* (Oxford 1941), 20は、「恐らくアウグストゥス」によるコロニアを推測した。RE. IV(1), 519, *Coloniae* (Kornemann); id. VIII A(1), 623f., *Veleiates* (Radke); Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic* (Rome 1960), 118ff. 後述の如くウェレイアの『アリメンタ』が把握したプラケンティアとルーカについては次の諸文献参照。RE. IV(1), 525, *Coloniae* Nr. 67; 537, Nr. 137 (Kornemann); id. XIII(2), 1535ff., *Luca* (Honigmann); id. XX(2), 1897ff., *Placentia* (Hanslik); Chilver, G. E. F., *op. cit.* 18; Salmon, E. T., *Roman Colonization under the Republic* (London 1969), 138; Brunt, P. A., *Italian Manpower* (Oxford 1971), 328f.; Harris, W. V., *Rome in Etruria and Umbria* (Oxford 1971), 308; Sherwin-White, A. N., *The Roman Citizenship* (Oxford 1973²), 79, 157; Ruoff-Väänänen, R., 'The civitas Romana', in: Bruun, P. et al. (eds.), *Studies in the Romanization of Etruria* (Rome 1975), 33f.; Vittinghoff, P.,

Römische Kolonisation und Bürgerrechtspolitik unter Caesar und Augustus (Wiesbaden 1952), 54; Keppie, L., *Colonization and Veteran Settlement in Italy 47-14 B. C.* (Rome 1983), 63f., 66-8. なお本稿は直接立入らなかったが、『名目コロニア』及びコロニアの市政務職については、次の諸文献を参看した。RE. X(2), 1260ff., *Ius Latii* (Steinwenter); Rudolph, H., *Stadt und Staat im römischen Italien* (Leipzig 1935), 207-217; Langhammer, W., *Die rechtliche und soziale Stellung der Magistratus Municipales und der Decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinden zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaates* (Wiesbaden 1973), 16-18.

- (3) 《OBLIGATIO PRAEDIORVM · OB · HS DECIENS QVADRAGINTA · QVATTVOR · MILIA · VT · EX · INDVLGENTIA · OPTIMI · MAXIMI QVE · PRINCIPIS · IMP · CAES · NERVAE // TRAIANI · AVG · GERMANICI DACICI · PVERI · PVELLAEQVE · ALIMENTA · ACCIPIANT》(C. XI, 1147).
- (4) ウェレイアの第二次アリメンタ (註(6)参照) では、嫡出男子 (legitimi) 245名・各人支給16 HS. (月額)、同女子 (legitimae) 34名・12 HS.、庶男子 (spurius) 1名・12 HS. 同女子 (spuria) 1名・10 HS.
- (5) その他諸都市のアリメンタについては、Bruns, G. (O. Gradenwitz ed.), *FIRA*⁷. (Tübingen 1909), nn. 147-152参照。Cf., Duncan-Jones, R. P., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 288 n. 1; 340f.; Eck, W., *Die staatliche Organisation in der hohen Kaiserzeit*, *VESTIGIA XXVIII* (München 1979), 146ff. bes. 187-189. この他、古典史料としては Plin. *EP.* VII, 18があるが、これは、プリーニウスが北イタリアのコムム周辺にもつ地所 (第1章第1節参照) の一部をコムムの >res publica< に50万HS. で供託し、その利息3万HS. を当市の子弟扶養に当てたことを伝えた書簡である。この書簡日付には、「A. D. 97-100」 (Mommsen, Th., 'Zur Lebensgeschichte des jüngeren Plinius', *Gesm. Schrift.* IV (Berlin 1906), 435) と「A. D. 97頃」 (Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny* (Oxford 1966; reissued 1985), 422) の両推定があるが、そこまで立ち入る必要はない。アリメンタ一般については、Hands, A. R., *Charities and Social Aid in Greece and Rome* (London 1968), 107ff.; Duncan-Jones, R. D., 'The Purpose and Organisation of the Alimenta', *PBSR.* XXXII (1964), 123ff.; Id. *Economy* cit. 288ff.; Eck, W., *loc. cit.* 参照。
- (6) ウェレイアでは二度アリメンタが行なわれており、小規模な第一次 (C. XI, 1147, pag. vii, 31-60) (註(51)参照) は、「A. D. 98-102」、大規模な第二次 (ibid. pag. i, 1-vii, 30) は「A. D. 102-113」が推定される。Duncan-Jones, R. P., *Economy* cit. 289, Id., 'Some Configurations of Landholding in the Roman Empire', in: Finley, M. I. (e.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 16. さらに agnomen: 'Dacicus' の有無に拠って第一次に同一年を特定した、Cotton, H., 'The Concept of *indulgentia* under Trajan', *Chiron* XIV (1984), 250もまた同様であった。

- (7) 欠落箇所の補填（イタリック）は、次の校訂本による。ILS. 6509; *Fontes*, 145b.
- (8) この共同体については、後に改めて言及する。
- (9) 本稿が拠った基本テキストは、C. XI, Bormannus, E. edidit (Berlin, 1888-1926), 1147; Id. IX, Mommsenus, Th. edidit (Berlin 1883), 1455であり、さらに次の校訂本もまた併せて参照した。ILS. 6509, 6675; *Fontes*, 145a-b; *Corpus legum ab imperatoribus Romanis ante Iustinianum latarum quae extra constitutionum codices supersunt*, Haenel, D. G. instruxit (Leipzig 1857; ND. Darmstadt 1965), nn. 853, 854, 856.
- (10) Vgl., Mommsen, Th., *Röm. Staatsrecht* III³ (Leipzig 1888), 119f.; Reid, J. S., *The Municipalities of the Roman Empire* (Cambridge 1913), 7; Abott, F. F. and Johnson, A. C., *Municipal Administration in the Roman Empire* (Princeton U. P. 1926), 12f.; Galsterer, H., *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien* (München 1976), 26-8; Daremberg, Ch./Saglio, Edm., *Dict. d. Ant.* V (Paris 1919; ND. Graz 1969), 854-863: vicus (A. Grenier).
- (11) 例えばL. Maelius Severusは、公課を除いて (deducto vectigali) 所有農地を420, 110 HS. と申告したが、それを構成した各>fundus<毎の申告地価とその総額は126, 700+10, 000+12, 000+13, 100+18, 500+13, 000+20, 150+19, 000=349, 450 HS. であった如く、両者が合致しない場合が屢々見られた。同例は「表 II」参照。
- (12) Mommsen, Th., *Gesam. Schrift.* V cit., 123-145; Weber, M., *Römische Agrargeschichte* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1962), 230f.; Carl, G., 'Die Agrarlehre Columellas', *VSWG*. XIX (1926), 21ff.; Rostovtzeff, M., *SEHRE*. cit. 183; Heitland, W. E., *Agricola* cit. 296ff., 369ff.; Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 173ff.; Chilver, G. E. F., *Cisalpine Gaul* cit. 155, 161; Veyne, P., 'La table des Ligures Baebiani et l'institution alimentaire de Trajan', *MEFR*. XLIX (1957), 81-135; LXX (1958), 177-241; Parain, Ch., 'Das Problem der tatsächlichen Verbreitung der technischen Fortschritte in römischen Landwirtschaft', *ZfG*. VIII (1960), 357f.; Garnsey, P., 'Trajan's Alimenta: Some Problem', *Historia* XVII/3 (1968), 367-381. Cf., Id. 'honorarium decurionatus', *ibid.* XX/2-3 (1971), 309-325; Duncan-Jones, R. P., *Economy* cit. 336, 341f.; Id. 'Some Configurations' cit. 7ff.; Finley, M. I., *The Ancient Economy* (Calif. U. P. 1973), 103f.; MacMullen, R., 'Peasants: during the Principate', *ANRW*. II/ 1 (1974), 253ff.; Champlin, E., 'Owners and Neighbours at Ligures Baebiani', *Chiron* II (1981), 239-264; Neeve, P. W. de, *Colonus: Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and Early Principate* (Amsterdam 1984), 167ff.; 村川・前掲書103-5頁、坂口・前掲稿1-39頁、拙稿「ローマ共和政期に於けるシキリアの奴隷反乱と大土地所有制」『史淵』71 (1956), 87-8頁。
- (13) 例えば © VOLVMNIVS • MEMOR • ET VOLVMNIA • ALCE PER VOLVM • DIADV MENVM • LIBERTVM SVVM • PROFESSI • SVNT • // FVNDUM QVINTIACVM • AVRELIANVM • COLLEM • MVLETATEM • CVM SILVIS •

QVI EST IN VELEIATE//・・・(HS. 108, 000)》(XI, i, 1)がそうである。

(14) ここでは、次の如き先行諸学説の整理だけで差当り充分である。

Mommsen, Th., *Gesam. Schrift.* V cit. 126f., 129, 132= 'wirtschaftliche Einheit', 'einfaches Grundstück', 'Einzelgrundstück'; RE. VII, 296-301, *fundus*(A. Schuten)=wirtschaftlicher Organismus', 'topographische und wirtschaftliche Einheit', 'selbständiger wirtschaftlicher Organismus'; Pachtère, F. G. de, *La table hypothécaire de Veleia*. Bibl. de l'École des Hautes Études, Sciences hist. et philol. 228 (Paris 1920), 63= 'fundi...ne constituent en général qu'une seule exportation'; Steinwenter, A., *Fundus cum instrumento: Eine agrar-u. rechtshistorische Studie*. Sitzungsab. d. Akad. d. Wiss. in Wien, Phil.-hist. Klasse. 221/1 (Wien 1942), 6= 'immer die einheitliche Bewirtschaftung'; White, K. D., 'Latifundia', *BICS*. U. of London XIV(1967), 73= 'a farm unit in which agricultural operations are carried on'; Duncan-Jones, R. P., *Economy* cit. 323= 'a single land unit'; Capogrossi Colognesi, L., 'La régime de la terre à l'époque républicaine', dans : *Terre et paysans dépendants dans les sociétés antiques*. Actes d. coll. intern. à Besançon, 1974 (Paris 1979), 329= 'l'organisation économique de la propriété'; Frier, B. W., 'Law, Technology and Social Change: the Equipping of Italian Farm-Tenancies', *ZRG*. XCVI(1979), 214= 'a unit of economic production'.

以上の諸解釈に加えて、専ら法関係諸史料に拠って>fundus<に、通例として「農場建造物と耕地」が結合した「特有のターム」を見た、Buck, R. J., *Agriculture and Agricultural Practice in Roman Law. Historia*, Einzelschriften Heft XLV(Wiesbaden 1983), 12f. = 'a more specific term, normally for rural buildings and cultivable land together' 及び同様に>fundus<に一つの「経済体」を見たColognesi, L. C. 'Alcuni aspetti dell'organizzazione fondiaria romana nella tarda Repubblica e nel Principato', *Klio* LXIII(1981), 350f. もまたそうであった。

これらの諸学説とは異なって、Veyne, P., *op. cit.* 123は、土地台帳上の「一筆区画」(parcelle cadastrale)として、>fundus<にケントゥリアティオに伴う始源的な土地区画のみを理解し、経済的意味を否定した。

その後最近に至って、Neeve, P. W. de, 'Fundus as Economic Unit', *RHD*. LII(1984), 3-19は、本来的にこの両内包を有したものとして>fundus<を理解した。かれによると、>fundus<は「始源的」には「行政単位」であり、本来的には「管理乃至登記単位」つまり「所有単位」('first and foremost as an administrative unit'; 'primarily a managerial or bookkeeping unit, a unit of ownership')(cf., *Id. Colonia* cit. 168f.)であったが、同時に併し、経済的には一つの「生産単位」、「個別的経済単位」('a unit of production'; 'a separate economic unit')であった、と見做され、管見の及ぶ所では、これによって>fundus<に関する論議は一応出尽くしたかの感がある。

- (15) これ自体、本稿の視野外にあり、学説整理と検討は不必要である。
- (16) Mommsen, Th., *RStR*. III cit. 693; Rotondi, G., *Leges publicae populi Romani* (Milano 1912), 161; Braunert, H., 'Verfassungsnorm und Verfassungswirklichkeit im spät-republikanischen Rom', in: *Politik, Recht und Gesellschaft in der griechisch-römischen Antik* (Stuttgart 1980), 197-201, bes. 198f.
- (17) Vgl., Rudorff, A., 'Gromatische Institutionen', in: Blume, F. et al. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser* II (Berlin 1852; ND. Hildesheim 1967), 235; Brentano, L., *Das Wirtschaftsleben der antiken Welt* (Jena 1929), 128; Veyne, P., *op. cit.* 119; 坂口・前掲稿34頁註(33)。
- (18) 形態自体は夙にモムゼン (Mommsen, Th., *a. a. O.* 125-7) が一応の抽出を図ったが、時として正確さに欠けたばかりか、その現実的な意味にまでは及ばなかった。以下の作業は、モムゼンのそれから出発して、筆者自身による類型化と各形態の現実的な意味についての検討を図るものである。
- (19) モムゼンはこの形態の>fundus<に、「単一地片」を特定した。前掲註(14)参照。
- (20) 後に改めて言及する。
- (21) 『表 I』参照。なおこの表の数字は、Mommsen, Th., *a. a. O.* 129, 132でなされた集計に拠った。
- (22) これに加えてベネウエントウムでは、《CN MARCIO RVFINO FVND MARCIANI ET SATRIANI》(IX, ii, 17-18), 《NONIO RESTITVTO FVND NONIANI IN BENEVENT》(id. iii, 72)の如く、時として>fundus<名と申告主氏族名との一致が見られたこと—— Cn. *Marcus* Rufinus = *fundus Marcianus*; Nonius Restitutus = *fundus Nonianus*—— もまた看過出来ない。この両者関係 (始源的なケントゥリアティオ) と時代の進行に伴う変化についての最近の学説としては、Champlin, E., *art. cit.* 246-248: 'ancestral estate' 参照。名称の始源的意味については、後にいま一度言及するが、差当っては第二章第二節参照。
- (23) Vgl., Weber, M., *Agrargeschichte* cit. 230f.; Pachtère, F. de, *op. cit.* 77; Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 173ff.; Duncan-Jones, R. P., *Economy* cit. 341f.; Finley, M. I., *op. cit.* 103f.; MacMullen, R., *op. cit.* 255.
- (24) 最も一般的な命名法、「—— anus」語尾とは異なったこの命名法、「—— acus」語尾については次章で言及する。
- (25) 《FVND · BLASSIANVM · P · P · VI》(XI, ii, 85) = *fundus Blassianus* 1/6; 《FND · ATILIA NVM · NITIELIVM · QVI EST · IN VELEIATE P · P · VIII》(id. iii, 35) = *fundus Atilianus Nitielius* 1/8; 《FVND · PATERN P · P · QVINTA · ET · PARTE · X》(id. iii, 26) = *fundus paternus* 1/5 et 1/10 (= 3/10).
- (26) *fundus Geminianus Tebanus* (IX, iii, 56), *f. Lucceianus Gallianus* (id. iii, 62), *f. Senianus Valintinianus* (id. iii, 77), *f. Valerianus Vascianus* (id. iii, 1); *f. Amaranti-anus Surianus Annianus* (id. ii, 30), *f. Aurelianus Marcianus* (id. iii, 11), *f. Valeria-*

nus Caesianus Plinianus(id. ii, 47)がそれである。『バエビアーニー表』では事例それ自体が少ない上に、管見の及ぶ所連結も3名称までで、それ以上は現れない。

(27) Mommsen, Th., *a. a. O.* 126, Anm. 1は、連辞‘et’で連結された事例には、「文法上の解釈」として(但し断定は避けるが)「一時的にのみ結合」が見られたのに対して、連辞欠如の>fundus<には「より密接な結合」を起した事例を想定した。

(28) 註(27)参照。

(29) 《FVND IVLIANVM · TVRSIANVM · CAMBELIAN//LVCILIANVM NAEVIANVM · VARIANVM · VIP-PVNIANVM · Q · S · IN VELEIATE》(XI, iv, 58-59). 複数形の関係文、‘q(ui) s(unt)’からしてこの‘FVND’には、‘fund(us)’ではなくして間違いなしに‘fund(i)’が示された。*fund(i) Iulianus Tursianus Cambelian(us) Lucilianus Naevianus Varianus Vippunianus’*.

(30) Mommsen, Th., *a. a. O.* 126, Anm. 2.

(31) 《M · ANTONINVS · PROFESSVS · EST · PRAEDIA · RVSTICA · HS CCXXLIIII · XXC//N · ACCI-
PERE · DEBET HS XVIII · XXVIII · N · ET · OBLIGARE · FVNDOS II//ANTONIANVM · ET · COR-
NELIANVM · QVI · SVNT · IN VELEIATE · PAG//ALBENSE · · · ADF · ANTONIA · VERA · ET · SE
IPSO · QVOS//PROFESSVS EST HS XXIII IN HS II · ITEM FVNDOS II · · · // · · · ITEM
· FVND · ENNIANVM · LOCO · S · S · · · QVEM PROFESSVS · EST · XXXV · · · 》

(32) 《CN · ANTONIVS · PRISCVS · PROF · EST · PRAED · RVSTICA · HS CCCL∞DCXXXIII · N AC-
CI DEBET//HS · XXVIII · CCL · N · ET · OBLIGARE · FVND VICIRIANVM MAMMVLEIANVM · · · P ·
P · DIMID · QVI EST · IN VELEIATE PAG · DOMITIO · · · // · · · QVEM · PROF · EST ·
HS XXX · · · // · · · ET · FVND · CALIDIANVM ATEDIANVM · MATERNVM · PRO · P · DIMID ·
· · //QVEM · PROF · EST HS XX · · · // · · · ET · FVND · VIBIANVM · SYRELLIANVM · · ·
QVOS · PROF · EST HS VII》.

(33) Mommsen, Th., *a. a. O.* 126, Anm. 2. 但しモムゼンは、単一名称にも拘らずそれ自体が複数形で現れた>fundi<もまた、この形態に含まれたものとして一括処理したが、これには問題が残る。

(34) Mommsen, Th., *loc. cit.*

(35) 前掲註(31)参照。

(36) Mommsen, Th., *loc. cit.*はこの形態の>fundi<を指摘し乍らも、その形状的な意味にまでは立入らず、単数形名称の複合になる>fundi<=‘fundi — anus — anus — anus’と同列に置いて処置した。

(37) 但しウィクス名の記載はない。

(38) 《M · VARIVS · FELIX · PROF · EST · PRAED · RVSTICA · HS LIIX CCCL · ACCIP · DEB · HS

—
IV DCLXIIIX · //ET · OBLIGARE · IN VELEIATE · PAGO · DIANIO · . . . // . . . FVNDOS NAE-
VIANOS · DVOS · QVOS · PROF · EST HS XXIIII IN HS II ITEM · FVND · OR//BIANACVM QVEM
PROF EST · HS XII · . . . ITEM · FVND TAXTANVLAS · ET BVDACELI//VM · PRO · INDIVISO EX
PARTE · SEXTA QVOS · PROF · EST · HS · XVI · L · N ET FVND · IV[]IATVM//P · P · IIII
· QVEM · PROF · EST · HS VI CCC · N 》(XI, v, 1-6).

(39) 《L · GRANIVS · PRISCVS · PER VICTOREM SERVVM PROF · EST · PRAED · RVSTICA · . . .
ITEM FVNDOS · CAESIANOS · NAEVIANOS · FIRMANOS · ARRANIANOS//CARIGENVM QVI · SVNT · IN
VELEIATE · PAG · SALVIO · . . . ET FVN · ATILIANVM · ARRVNTIAN// . . . PAG · FLOREIO

—
. . . QVOS DVABVS · SVMNIS · PROFESSVS EST · HS · XXXVII 》(XI, iii, 87-101).

(40) 手入れ不十分と天候不順に起因する地価の低落(Plin. *Ep.* III, 19)については第一章
第一節、その逆の場合(葡萄栽培)についてはPlin. *N. H.* XIV, 48-52参照。

(41) Mommsen, Th., *a. a. O.* 128; Heitland, W. E., *op. cit.* 283f.; Martin, R., *op. cit.* 370; Dun-
can-Jones, R. P., 'Some Configurations' *cit.* 12ff. 但しコルメルラの記述は、葡萄栽培地
——苗植込み済の購入地価「1 jugerum=1,000 HS.」、これに支柱その他施設を加える
と、なお無収穫で「1 jugerum=3,000 HS」——に関するものであり、立地条件の異な
る穀物地(Cato, *De agr. cult.* I, 3)については、面積当たりの具体的な地価は何も知られ
ない。なお穀物地の立地条件については、次の両文献参照。White, K. D., *op. cit.* 67ff.,
86ff.; Salmon, Ph., 'Essai sur les structures agraires de l'Italie centrale au
II^e siècle av. Chr.', *Recherches d'histoire économique. Travaux et recherches de
la Fac. de Droit et des Sciences écon. de Paris*, N^o 3(1964), 46.

(42) 《FVND CABARDIACVM VETEREM IN VELEIATE · . . . QVEM · PROFESSVS · EST · HS CCX》(

—
XI, ii, 65), 《FVND BIVELIVM CVM COMMVNIONIB · . . . QVEM PROF EST HS · CXXIII · CD》(

id. iii, 56), 《FVNDVM · IVLIANVM CVM FIGLINIS · ET COLONIS · VIIII · PAGIS IVNONIO ·

—
ET · DOITIO · . . . QVEM PROFESSVS EST · HS CXX》(id. ii, 89); 《FVND ALBIANI CVM CASIS

—
. . . AEST HS CX》(IX, ii, 24), 《FVND PETILIANI CVM CASIS · . . . AEST HS C》(id. iii,
35). 《FVND TERENTIANI PATERNI · . . . AEST HS C》(id. iii, 35).

(43) 「多数の>praedia<」に対する一括所有が「一つの>fundus<名称」の下に処理された 現
実を前提としたパピニアースの『>fundus<遺贈』に関する解釈 (Dig. XXXIIII, 5, 1

=*Papinianus*: 'fundum Maevianum aut Seianum Titio legaverat, cum universa possessio plurium praediorum sub appellatione fundi Maeviani rationibus demonstraretur'; cf. Id. XXXII, 91=*Papinianus*) からして、このことは十分に可能であり、また事実それなしには、単一名称ながらその地価からして広大な>fundus<の成立は到底考えられ得ない。

(44) Vgl., Mommsen, Th., *a. a. O.* 126-8; RE. Suppl. IV, 240: *Domänen* (E. Kornemann); Veyne, P., *op. cit.* 113; 坂口・前掲稿25頁。

(45) Cf., Cic. *De l. agr.* III, 4, 14.

(46) 『リグレース・バエビアーニ表』は併し、破損度が大きく、3コラムにわたる記載の内、第一コラムは大部分（左側の約3分の2強）が欠如する。

(47) 《L TETTIO ETRVSCANO FVND ALBIANI ET AMA//RANTINI IN BENEVEN//TANO PAGO SAE-

— —
CVLANO ADF MARIO RESTI//TVTO AEST HS CL IN XII》(IX, ii, 30-33) [ベネウエントウム（領域）内 *in Beneventano (agro)* のパグス=サエクラヌスに在り、Marius Restitutus（の fundus）に隣接し、（貸付額）12,000 HS. に対して150,000 HS. と査定されし *fund(us) Albanus et Amarantinus* の（所有者）L. Tettius Etruscanusによって（申告さる）]、
《M SEPTICIO CRESCENTE FVND VETTIANI MINOR //IN BENEVENT PAGO MEFLANO ADF TRE-

— —
BIO AMPLI//ATO AEST HS L IN HS ∞∞∞ ITEM FVND//DOMITIANI PAG HORTICVLANO ADF

— —
OCTAVIO//PROCVLO AEST HS L IN HS ∞∞∞ (*sic*) . . .》(id. iii, 65-69) [ベネウエントウム（領域）内のパグス=メフラヌスに在り、Trebius Ampliatusに隣接し、3,000 HS. に対して50,000 HS. と査定されし *fund(us) Vettianus minor*、同じくパグス=ホルティクラヌスに在り、Octavius Proculusに隣接し、2,000 HS. に対して50,000 HS. と査定されし *fund(us) Domitianus* の（所有者）M. Septicius Crescensによって（申告さる） . . .]等々、一定の形式で記載された。

(48) 後述註(71)参照。

(49) 《ADF・IMP・N・》, 《ADF・CAES・N》によって「隣接地所有者」としてのみではあったが、ローマ皇帝もまた *Imperator Noster, Caesar Noster* の名に於て、両都市領域の土地所有者として現れた。これについては次章で改めて言及することにして、差当っては次の論考を参看されたい。Crawford, D. J., 'Imperial Estates', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 67f.

(50) 《L・ANNIVS・RVFINVS・NOMINE・SVO・ET C・ANNI VERI・FRAT・PROFESSVS EST PRAED・RVSTICA》(XI, iii, 52).

(51) この内の3名、M. Mommeius Persicus, C. Coelius Verus, C. Vibius Severusは、'Opti-

mus Maximusque Princeps Imp. Caes. Nerva Traianus Augustus Germanicus' (*Dacicus*は欠如) の名前で、Cornelius Gallicanusによってなされた申告者5名の小規模なアリメンタ(註(6)参照)にもまた現れるが(XI, vii, 54-56; 37-44; 45-47)、申告・貸付額は記載していない。さらにこの内の一人、C. Coelius Verusはプラケンティアに土地を所有(843, 879 HS.)し、ウェレイアのアリメンタがそれに及んだことが知られる。『ウェレイア表』に知られる土地所有者の特定のみならず、同表を介したこの両都市を初め隣接諸都市の人的関係については、問題の重要性に拘らず、本稿は到底そこ迄は入り込めない。

(52) Cf., Garnsey, P., 'Trajan's Alimenta. Some Problems', *Historia* XVII(1968), 372. 因にかれば(esp. 375)は、申告土地所有者の「政務職乃至騎士身分」(magistrates or equestrians)としての定在に関して、『バエビアーニー表』に13名、『ウェレイア表』に11名を特定した。

(53) 前掲註(12)に挙げた諸文献を参看されたい。

(54) Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 174. Cf., Duncan-Jones, R. P., *Economy* cit. 297.

(55) 例えば『ウェレイア表』最大の土地所有者の一人、M. Mommeius Persicus(表 II参照)は、>fundus<乃至>fundi<及び>saltus<計36より成る「農地」*praedia rustica*を申告したが、この内、f. Atilianus(30,000 HS.), f. Clennanus 1/2(25,000 HS.), f. Granisius Furianus Munatianus(12,000 HS.)——複合名称の割に申告額は低い——及び一括申告の3 fundus(f. Cinnianus, f. Bettianus 1/2, f. Caninianus)=16,056 HS. は、プラケンティア(in Placentino pago Venerio)に所在し、同様にf. Satrianus(56,000 HS.)もまた、プラケンティアの別パグス(in Placentino pago Vercellense)に所在した。さらに地価からして比較的小規模な一括申告('quos pluribus summis professus est H S. 18,000')の4 fundus・fundiの内、f. Vennuleianus(pag. Vercellense), f. Solianus et fundi Avilliniani 1/2(pag. Veronense)もまた同様であった。従ってM. Mommeius Persicusは、全申告「農地」構成要素の内、約3分の1近く(地価の評価額からすれば約7の1)をプラケンティア近郊(in Placentino agro)に所有した。そればかりかいま一人の申告者、C. Coelius Verus(註(51)参照)の場合には、C・COELIVS・VERVS・PER・ONESIMVM・SER・SVVM・PROF・EST・PRAED・RVSTICA・IN PLAC・ET・VELEIATE・ET LIBARNENSI・・・ET FVND VALERIANVM・AMVDIS・IN VELEIATE・ET・PARMENSI・PAGIS SALVTARE・ET・SALVIO・・・) (XI, iii, 11ff.)に明らかなように、かれの所有は、ウェレイア、プラケンティアのみならず、リバルナLibarna、パルマParmaの計4都市に及んだ。但し差当りここでは、これらの土地が諸都市夫々のテリトリウムに散在的に所有されたのであれ、あるいは'f. Valerinus Amudis in Veleiate et Parmensi'の如く、2都市に跨がる形で「一つ」の複合名称>fundus<を所有したのであれ、とに角1都市の構成員が他都市にもまた土地を私的に所有した、という事実そのものは問題ではない。そうではなくして、ウェレイア「市民」が他都市領域に土地を所有した限りに於て、その土地に対してもまた、「都市」ウェレイアが貸付に伴う債務を設定した、という事実である。

- (56) 註(30)参照。
- (57) 『バエビアーニー表』に関しては、『ウエレイア表』との対比によって類型を抽出するだけで充分であり、名称の逐次的な分析は省略した。
- (58) 註(12)参照。
- (59) 註(51)参照。さらにまた「地方名望家」(domi nobiles)一般の土地所有事情については、次の両文献参照。Wiseman, T. P., *New Men in the Roman Senate* (Oxford 1971), 13ff.; Castrén, P., *Ordo Populusque Pompeianus* (Rome 1975), 129ff.
- (60) 《L・ANNIVS・RVFINVS・・・・PROFESSVS EST・・・ITEM・SALTVM・SIVE FVNDOS・AVEGAM・VECCIVM DEBELIS・ET SALTVM・VELVIAS・LEVCMELLVM・Q・S・IN VELEIATE・PAG・ALBENSE・ET・VELLEIO》(XI, iii, 53-74); 《C・COELIVS・VERVS PROFESSVS EST SALTVS AVEGAM VECCIVM DEBELOS・・・SALTVM VELVIAS VECCIVM LEVCMELLVM QVI SVNT IN VELEIATE PAG ALBENSE・ET VELLEIO》(id. vii, 37-39).
- (61) 例えば、*f. Dellianus* (qui est in Veleiate pago Floreio) (XI, ii, 69)=M. Mommeius Persicus, *f. Dellianus Afranianus et f. Dellianus 1/2* (qui sunt in Veleiate pago Floreio) (id. iii, 49)=C. Coelius Verus; *f. Mucianus 1/2* (qui est in Veleiate pago Floreio) (id. ii. 97)=C. Dellius Proculus), *f. Mucianus* (pago Floreio) (id. iv, 1)=L. Granius Priscusがそれである。
- (62) 先に筆者が銘文検討から引出したこの解釈(第二章)に関して付言しておく、最近、Buck, R. J., *op. cit.* 10-12が>praedium<の内的構造に関して筆者とは異なった方向、即ち、『ディゲスタ』を中心とする専ら法関係諸史料の用語法に拠って、同一の解釈を打出していた。
- (63) 最近のウィラ研究、とりわけイタリア中央部に於ける分布と内的構造に関して、筆者が本稿のために参看し得た諸文献の一部を参考までに挙げておこう。Cotton, M. A., *The Late-Republican Villa at Posto, Francolise*. BSR. Suppl. P. (1979); Id. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa at Francolise*. BSR. Suppl. P. (1985); Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (London/N. Y. 1979), 120-137; McKay, A. G., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975), 100ff.; Percival, J., *The Roman Villas* (Berkeley/N. Y. 1976), 51ff., esp. 52-59; White, K. D., *BICS*. XIV (1967), 62-79; D'Arms, J. H., *Romans on the Bay of Naples* (Cambridge Mass. 1970), 9, 40, 126-133 et passim; Rawson, E., 'The Ciceronian Aristocracy and the Properties', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Properties* (Cambridge 1976), 85-102; Rathborne, D. W., 'The Development of Agriculture in the Ager Cosanus during the Roman Republic', *JRS*. LXXI (1981), 10-23; Celuzza, M. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro di Cosa', *DArch*. n. s. IV (1982), 31-62; Nadreusi, M., 'Stanziamenti agricoli e ville residenziali in alcune zone campione de Lazio', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (eds.), *Società romana e produzione schiavistica I* (Roma/Bari 1981), 349-370; Frederiksen, M., 'I cambiamenti delle strut-

ture agrarie nella tarda repubblica', in: *Ibid.* 270-274; Neeve, P. W. de, *Peasants in Peril* (Amsterdam 1984), 22-26.

(64) Cotton, M. A. and Métraux, . P. R. , op. cit. 66-68.

(65) 'fundus Iulianus cum figlinis' (XI, ii, 89). Cf., Dig. XXXIII, 7, 25 (Iavolenus); id. VIII, 3, 6 (Paulus); 『先稿(3)』 59-67頁。

(66) 註(51)・(55)参照。

(67) 《C・VALERIVS・VERVS・PROFESSVS EST・・・ITEM・FVND・METTVNIA・PAG・S・S(=*pago Salutare*) //ADF・REP・VELEIATIVM》。(イタリックは筆者の補填)。

(68) 《ITEM・SALTVM・SIVE FVNDOS・AVECCIVM DEBELIS・ET SALTVM・VELVIAS・LEVCVMEL- LVM・Q・S・IN VELEIATE・PAG・ALBENSE・ET VELLEIO・ADF・RE・P・LVCENSIVM ET VELEITIVM》(XI, iii, 72-74),

《FVND IVLIANVM・TVRSIANVM・CANBELIAN・・・Q・S・IN VELEIATE・PAO (*sic*)・MEDVTIO・ADF・IMP・N・ET RE・P・LVCENSIVM・ET・RE・P・VELEIATIVM》(id. iv, 58-60),

《FVND・VETTIANVM・IN VELEIATE・PAG・VELLEIO ADF・・・RE・P・VELEIAT・》(id. iv, 63-64), 今一例(id. i, 62-63)は註(67)参照。

(69) 《 []IVS MAXIMVS//[]ANI IN BE//(*neventano agro*) []ET AEQVANO //(*adf. re publi*)CA LIGVRVM》(IX, i, 41-44), 《A PLOTIO OPTATO FVND CAMVRIANI PAGO ROMANO//IN LIGVSTINO ADF REI LIGVSTINOR》(id. iii, 6-7).

(70) 前掲註(68)——XI, i, 58-60: 'adf. Imp. N.' —— に挙げたように、「隣接者」*adfinēs* としてのみ現れるローマ皇帝の土地所有については、後に改めて言及する。

(71) これらの共同体地が如何に運営されたか、当該『アリメンタ』碑文に拠る限りでは定かでない。因みにダンカン＝ジョーンズの計算(Duncan-Jones, R. P., 'Some Configurations' cit. 8)に依れば、「都市によって所有された土地」は、ウェレイアでは「全土地面積の5パーセント」、バエビアーニーでは「3パーセント」とされているが、いずれも推定でしかない。

(72) 註(71)参照。

(73) Vgl., Galsterer, H., *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien. Die Beziehung Roms zu den italischen Gemeinde vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr.* (München 1976), 63, 79, 168. この事実＝「ローマ市民団」の都市的現実の一端が明らかにされたことで充分であり、専ら土地所有関係に終始する本稿では、>municipium<それ自体、とりわけ二重市民権(Doppelbürgerrecht)乃至重複市民権(Mehrfachbürgerrecht)をめぐる論議にまで立入ること必要はない。

終章 ローマ大土地所有の形態と構造

《OPVS DOLIARE》銘文に内蔵された問題諸点の抽出から出発して、その分析を中心とする、だが併し同時に問題の本質上、大土地所有制・奴隷制に関する最古の体系的な現存ラテン農書、M. Catonis *De agri cultura*が残された共和政中期以来の古典・碑文関係諸史料をもまた取込んだイタリア大土地所有制の検討は、以上によって一先ず終結した。素よりこの下では、すぐれて私的な土地所有関係だけが問題であり、>res publica Veleiatium<であれ>res publica Placentinorum<であれ、とにかく共同体的な土地所有に関しては『アリメンタ表』に現れた事実関係の一端を確認するだけで終わった⁽¹⁾。その故にまた、論議を含めて都市乃至都市的共同体そのものに迄直接踏込むことも避けた⁽²⁾。同様に、アグロノーム諸誌の分析を中心とした、労働の諸関係から経営原理に迄及ぶ大土地所有制の経済史的処理もまた、視野内にはなかった。さらにまた、「ローマ大土地所有」とはいい条考古資料以外に拠るべき手段が殆どない諸属領、とりわけ同様に果樹栽培ウィラが密集的に展開されたヒスパーニア、ナルボーネンシス＝ガリアもまた、同様であった。

だが併し、これらの作業を抜きにしてもなおかつ、事例の膨大かつ集中性の故に、組織的蒐集がなされた（今なお継続中の）《OPVS DOLIARE》銘文に拠って、2・3世紀のラティウムを中心にエトルーリアからウムブリアに迄及んだことが明らかな、排他的にローマ貴顕身分によって占められた私的>praedia<（而も疑いもなく恒常的な商品生産の場としての）の所有主名による個別的な洗い出し作業と、銘文分析を介したその実態把握——土地所有の形態と構造——によって、専らアグロノーム諸誌に拠って組立てられた従前のローマ大土地所有制論が殆ど看過した欠落諸点が指摘、補填された。次いでそこから提示されたさらなる問題諸点をめぐる文献・碑文両史料の再検討によって、ローマ大土地所有制の展開と後退に関する新たな展望の切拓きが可能となった。

確証が得られた諸点の第一は、大土地所有に一般的な形態としての、イタリア内複数場所に及ぶ「地所」の散在的所有である。キケローの諸著作に見える「何処其処の地所」の形式（否「地所」表示の定式）で表現された諸事例、及び所有主の洗い出し結果がそうであり、1・2世紀交、プリーニウス（小）の6箇所に及んだ土地所有も同様であった。そればかりか2世紀以後も、事情は全く同様であった。《OPVS DOLIARE》銘文から読み取れるローマ元老院議員身分を中心とする「貴顕」>C・V<=*c(larissimus) v(ir)*, >C・F<=*c(larissima) f(emina)*の私的土地所有、並びにそこでの（私的）商品生産もまた、始源的にはローマ市場を前提として直接その周辺に成立・展開されながらも、なおかつエトルーリア・ウムブリアの数箇所にもまた及んだ⁽³⁾。

皇帝所有地もまた、アウレーリウス帝以降（従前の諸学説で屢々指摘された如きセウエールスが「最初」では決してなくして）皇帝手中への集中化の傾向を示したが⁽⁴⁾、トラヤヌスを銘文初出皇帝として、以後時として見られた皇帝所有地の私的貴顕身分所有地への「移動」、及び同一地所と奴隷を含む生産施設に対する皇帝夫人（而も 'Augusta nostra'

の称号の下に) との「共同所有」に示された如く、皇帝所有地もまた「私的」なものとして止まった。所有形態と商品生産への関与の仕方の両者に於て、私的貴族所有と同一であり、後者と混在的な併存の関係にあった⁽⁶⁵⁾。『アリメンタ表』に残された、イタリア両都市の皇帝所有地もまた同様であった。

従って、前2世紀中葉のカトーを以て最初とするアグロノーム諸誌以来、2世紀に入って、今度はそれに代わって殆ど唯一とも言える好個の手懸りを提供した《OPVS DOLIARE》銘文がカラカラ帝期を以て事実上消滅した、その3世紀初に至る迄の間、イタリアに於ては、複数場所にわたる土地所有の「散在性」が大土地所有制の最も一般的な形態であった、と見做されねばならない。従前の諸学説⁽⁶⁶⁾に対する再確認点である。

だが併し、その諸学説の大部分に欠落した最も重要な問題は、もし然りとされた場合のその「一箇所の地所」の内的構造にあった。このことが問題にされねばならないのは、土地所有の実態解明それ自体の必要性に加えて、このような形態での大土地所有制の成立と展開が、始源的に無主地に非ざる限り、都市の市民的土地所有関係に於ける何らかの構造的な変化なしには実現され、かつ拡大され得なかつた筈だからである。

キケローの「トウスクルム地所」*Tusculana praedia*、プリーニウス(小)の「プラエネステ地所」*agri Praenestini*、あるいはコモドゥス帝所有の「スタトニア地所」*praedia Statoniensia*等々とは、その実態(内的構造)は如何なるものであったか。

第一の手懸りは、カトーの『農書』以後の文献・碑文両関係諸史料に現れる、)地所<の用語法にあった。

(1) トラーヤーヌス期(a. 98-117)のプリーニウス(小)『書簡』では、唯一単数形で表現された農地欠如の「ラウレントウム地所」*Laurentinum meum* (praedium)を除いて、かれの全ての地所(但しコモ湖畔に所有していた「多数のウィラ」の内の二つは、農場施設を持たないリゾート目的の「バーイアエ風ウィラ」)は、>praedia<乃至>agri<として一様に、複数形で表現された。とりわけその一つ、ティベリス上流のティフェルヌム・ティベリーヌム近郊の「エトルーリア農場」*Tusci mei* (agri) = *praedia nostra*は、豪壮な館(domus)を構え、広大な葡萄栽培地の他、穀物地・牧地・森林の複数構成要素よりなる複合体であった。

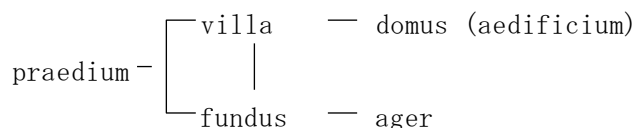
(2) これに反して共和政末のキケローでは、この使い分けが必ずしも明確ではない。ウァルローの『農書』を初めとしてホラーティウス、ゲルリウス等々、同時期及び帝政期の古典諸著作もまた同様であった。*Tusculana* (praedia) (Cic. *De I. I.* III, 9), *praedia Cosana* (Suet. *Vesp.* 2, 1)等々、一箇所の一地所に複数形表現の>praedia<が採られた一方では、*Tusculanum* (praedium) (Cic. *Philip.* XIII, 5, 1), *rusticum praedium Arretinum et Nomentanum* (Nep. *Att.* 14, 3)等々、単数形表現の>praedium<もまた極めて頻繁であったからである。さらに「何処其処の地所」を表示したことでは、*Arpinas* (fundus) (Cic. *Ad Quint. fr.* II, 5, 5), *fundus Herculensis* (id. *Ad fam.* IX, 25, 3)等々、>fundus<もまた同様であった。併しこのような単数形表現の場合もまた、その実、複数要素の構成体としての一つの地所が問題であ

った。キケローの用語法、*Arpinas fundus=Arpinatia praedia*の関係がそうであり、ホラティウス(Horat. Ep. I, 16, 1-10)の「私のフンドゥス」*fundus meus*もまた、果樹栽培地(オリーブ・葡萄・リンゴ)、穀物地、牧地、森林の複数要素によって構成されていた。

(3) 碑文諸史料に於ても、事情は同様であった。端的なケースとしてその一例を挙げると、トリデントゥム(Tridentum)近郊出土の銅版碑文に拠れば、同所にクラウディウス帝が所有した地所は、「多数の耕地と牧地」から成っていた(C. V, 5050=ILS. 206: 'agros plerosque/et saltus mei iuris esse')。さらに最も一般的な用語例としては、『OPVS DOLIARE』銘文がそうであった。2・3世紀、恒常的商品生産目的の瓦窯(figlinae)が設置され、「誰某の何処其処の地所(産)」"ex figlinis huius N" = "ex praedis huius N"の形式でその起源と所有主名が表示されたローマ貴顕身分・皇帝所有地は、全事例が複数形の>praedia<で表現された。

従って、これらから次の帰結を引き出すのは容易であった。即ち、前2世紀以来、専ら貴顕身分によって占められた大土地所有制が、一般的な形態としてイタリア内複数箇所にあたる散在的所有の形で展開された、とする従前の共通理解に加えて、改めて確証が得られたのは、その他ならぬ「一箇所」の地に於ける)地所(が、その実屢々、穀物地・果樹栽培地・牧地・森林など、複数の地目を取り込んだ一つの「複合体」として存立したことである。そればかりか)耕地(そのもの(それ故端的には「穀物地」それ自体)もまた、構造的には複数単位の集積体であった。屢々一箇所の耕地が複数形の>agri<として現れた所以である。

それ故基本的にはモムゼン説を踏まえて、>fundus<=>praedium<なる事実上の関係を見たA. フーク/A. シュルテン両者の前掲解釈のみならず、>fundus<に「地所」(un domaine)乃至「土地と建造物の複合体」(un ensemble composé de terres et d'édifices)を見たG. ユンベール(Humbert)⁽⁷⁾、あるいは、>fundus<=>ager<の同義語関係の上に、法関係史料(Dig. L, 16, 115(Javolenus): 'praedium est... generale nomen')に拠って、「広義概念」としての>praedium<(それ故にまた>praedium<=>villa<の関係を置き、次の用語法関係図式を提示したR. J. バック(Buck)の所説⁽⁸⁾にもまた、原則的には承認が与えられてよいと考えられる。



次いでその上に、さらなる確証が得られたのは、共和政期以来のイタリア大土地所有制が、'Arpinas fundus' = 'Arpinatia praedia' の関係に端的に示されたような、一般的現象としての>praedium<, >fundus<=>praedia<, >agri<という事実関係であった。

「何処其処の地所」として所在都市乃至場所名を冠した最も一般的な形態の私的所有地所に関する内的構造分析としては、さらに今一步踏込んだ第二の作業として、好個の直接の手懸りを遺した『アリメンタ表』に拠る)地所(の用語例分析が必要となる。というのは、同表に於ける申告の定式表現、'praedia rustica in Veleiate (vel Beneventano)' は、その

名称関係に於て、*praedia Narniensia=praedia (rustica) in Narniensi agro, praedia Tusculana vel agri Tusculani=praedia vel agri in Tusculano (agro), rusticum praedium Arretinum=praedium rusticum in Arretino (agro)*等々、先に明らかにされた、) 地所 (一様に規則的な名称と完全に同一の関係にあったからである。

さて、申告者のひとりC. Vibius Probusは、Vibius Sabinusを介して、「>praedia rustica<を58,800 HS. と申告」したが、その「農地」の構成は、何れもウェレイア・テリトリウム内 (in Veleiate) の同一地区=パグス・サルターリス (pagus Salutaris) に所在し、かつ隣接地所有主を同じくする小屋 (複数) 付きの *fundi Maticiani* (24,000HS.), *fundi Geminiani Pisuniacus* (12,700HS.), *fundus Veccalenius Cottasianus* 1/2 及び小屋 (複数) (22,000HS.) の3農場 (何れも変形fundus) より成っていた (XI, ii, 27-35) ⁽⁹⁾。従って ウェレイアに於けるかれの 'praedia rustica' は、一箇所に纏ってはいたが、夫々が別申告額の、かつ構成 (直営地と小作地) そのものもまた異なった独自の存在として維持された3農場によって構成されていた。

>praedia<と>fundus<乃至>fundi<の関係は、次の3事例によってさらに明確になろう。

(a) 「C. Volumnius Memor と Volumnia Alce(s) は、かれらの解放奴隷 Volum(nius) Dia-dumenus を介して、ウェレイア内のパグス=アムビトレビウスに所在し・・・ (中略) に隣接する fundus Quintiacus Aurelianus collis Muletas 森林付きを108,000 HS. と申告し・・・かつ上記fundus を担保とすることを義務付けられる」 ⁽¹⁰⁾ (id. i. 1-4)。

(b) 「L. Cornelius Onesimus は、ウェレイア内のパグス=ドミティウスに所在し・・・ (中略) に隣接する saltus Tuppelius Volumnianus 1/2 を51,000 HS. と申告し・・・上記部分の saltus を担保とすることを義務付けられる」 ⁽¹¹⁾ (id. i, 100-103)。

(c) 「Betutia Fusca は、彼女の解放奴隷 Betutius を介して、ウェレイア内パグス=メドゥティウスの・・・ (中略) に隣接する fund(i) Popilianus et Valerianus を公課差引きで90,200 HS. と申告し・・・上記fundi を担保とすることを義務付けられる」 ⁽¹²⁾ (id. vi, 36-39)。

この申告諸例から明白なのは、農地が森林を含む「融合>fundus<」(a) であれ、牧地=「融合>saltus<」(b) であれ、あるいは公課地 (永代借地) の「連結>fundi<」(c) であれ、その形状、地目、構成の別を問わず、とに角その申告額からしてかなり広面積の「一つ」の農地乃至牧地だけが申告・貸付け対象とされた場合には (恐らく意図的に)、申告定式の >praedia rustica< が欠落したことである。これに反して既に前掲諸例に暗示された如く、同一パグス内に集中化を示した場合であれ、あるいは複数のパグスにわたって分散的に所有された場合 (後述) であれ、形状並びに申告額の如何を問わず、「複数」の fundus, fundi, saltus を擁した申告場合には、唯一の例外 ⁽¹³⁾ を除く他の全ては、同一の申告形式、'(aliquis) professus est praedia rustica' を採った。即ち、

「L. Sulpicius Verus は、>praedia rustica< を71,522 HS. と申告し、・・・両者合して28,600 HS. と申告せしウェレイア内パグス=ウァレリウス所在の fund(us) Lubautini Opsidianus Arrianus・・・とウェレイア内パグス=サルウィウス所在の fund(us) Marianus・・・同じ

く40,000 HS. と申告せしウェレイア内パグス＝ウァレリウス所在のfund(i) Luciliani Didiani・・・を担保とすることを義務付けられる」⁽¹⁴⁾ (id. ii, 18-26)、

「L. Veturius Severusは、>praedia rustica<を55,800 HS. と申告し、・・・両者合して19,800 HS. と申告せしウェレイア内パグス＝ディアニウス所在のfund(us) Valerianus Genavia 1/2とfundus Liccoleucus 1/4・・・同じく36,000 HS. と申告せしウェレイア内パグス＝スタティエル所在のfundus Caudiacae 1/2・・・を担保とすることを義務付けられる」⁽¹⁵⁾ (id. vi, 22-27)、

等々の形式による>praedia rustica<である。

ウェレイアに於ける債務(obligationes)総数52の内、この表現を採っていない小規模な第一次アリメンタ(oblig. XLII-LII)とルーカのコローニーによる申告(oblig. XLIII)を別とすれば、管見の及ぶ所、全部で36の申告例がそうであった。それ故1・2世紀交のウェレイアでは、一定限度額——最低申告額は50,000 HS.⁽¹⁶⁾——以上の(その限りでは大規模な)私的土地所有としては、複数fundus, fundi, saltusより成る「集積的所有」としての>praedia<が最も一般的な形態であった、と見做されねばならない。

而もこの形態は、ひとりウェレイアだけの特殊事情によるものでは決してなかった。同《ウェレイア表》に拠れば、C. Coelius Verus⁽¹⁷⁾は、《C・COELIVS VERVS・PER ONESIMVM・SER・SVVM・PROF・EST・PRAED・RVSTICA・IN PLAC・VELEIATE・ET・LIBARNENSI》に知られる如く、ウェレイアのみならずプラケンティアとリバルナにもまた農地を所有し、さらに1 fundus(融合fundus)をウェレイアとパルマの両都市領域に跨がってもまた所有——《ET FVND VALERIANVM・AMVDIS・IN VELEIATE・ET・PARMENSI・PAGIS SALVTARE・ET・SALVIO》——していたが、プラケンティアに於ける所有は5 fundusより成り、その所在は3パグスにわたった(id. iii, 39-49)⁽¹⁸⁾。

これとは異なって、南イタリアの『リグレース・バエビアーニー表』では、>praedia rustica<の語は現れない。併しここでもまた、>fundus<の複数同時申告が見られ⁽¹⁹⁾、その度合いは別として、少なくとも「集積化」が同様に進行していたことそれ自体に変わりはない⁽²⁰⁾。

このような>fundus<、>fundus<の所有は、私的市民のみならずローマ皇帝(トラヤーヌス)もまた同様であった。ウェレイアのパグス＝メドゥティウスでは、L. Maelius Severus⁽²¹⁾、Betutia Fusca⁽²²⁾ 両者、パグス＝フロレユスでもまた、前者と同一のL. Maelius Severus⁽²³⁾とMinicia Polla⁽²⁴⁾ 両者の私的市民所有地、ウェレイア並びにルーカの>respublica<の名の下に置かれた共同体所有地と並んで、皇帝が‘Imperator noster’の名に於て、「隣接者」のひとりとして現れる。申告者としては現れないため、地目・形状・地価のみならず獲得の経緯もまた知る由もないが、トラヤーヌス帝が2パグスにわたって(夫々1 fundusは同一隣接者)所有地を有したことは確かである。ベネウエントゥムでも同様であり、パグス＝ロマヌスでは、fundus Veiaenus(A. Titius Ajax所有)⁽²⁵⁾、fundus Coronianus et fundus Cerellianus(Iulia Hecate所有)⁽²⁶⁾の隣接者として現れる他、同様に隣接者としての皇帝

所有地は、パグス＝サルタリス⁽²⁷⁾、マルティアリス⁽²⁸⁾、ファスキアヌス⁽²⁹⁾の3パグスに及んだ⁽³⁰⁾。

従って、ウェレイア、ベネウエントウム両都市領域に於ける‘Imperator noster’乃至‘Caesar noster’としてのトラヤーヌス帝の所有地⁽³¹⁾は、その定在の形態それ自体、私的市民のそれと一様であり、隣接関係からして、疑いもなく後者とは混在〈関係にあった⁽³²⁾〉。このことは、1世紀後半以後3世紀初に至る間（手懸りの数量的集中性はトラヤーヌス・ハドリアヌス期）、ローマ周辺を中心として、‘Caesar noster’、‘Augustus noster’乃至‘Dominus noster Augustus’⁽³³⁾の名の下にその痕跡を残した皇帝所有地所と商品生産施設(*praedia*=*figlinae*の名称関係に直截的表現を見た)の、貴顕身分所有の純粋に私的なそれとの混在〈に形態的に照応する⁽³⁴⁾〉。

以上の作業は、かくして、次の一点に収斂を見ることになる。即ち、1・2世紀交のイタリア都市テリトリウムに於ては、形状的に錯綜化（拡大乃至融合化と細分化）の度を深めた〈*fundus*〉を前提として、基本的には、

(1) 夫々の名称（もはや史料的には追跡不能だが、恐らく間違いなしに始源的な）は残したままでか、または1名称への吸収統合による複数〈*fundus*〉の連結乃至融合化によって所有空間の拡大化、つまり一円的か否かは問わず、とに角事実上「一つの大*fundus*」を形成するか、乃至は、

(2) 大部分の場合がそうであった如く、それらの「集積的所有」を前提として〈*praedia rustica*〉を構成するか、

両者何れかの形態によって、所有規模の拡大化が進行したことである。とりわけこの場合の〈*praedia*〉——より厳密に『ウェレイア表』に則して言えば‘*praedia rustica in Veleiata agro*’、従って用語法的には*praedia Narniensia*=*praedia (rustica) in Narniensis agro*等々の普遍的関係と全く同一の——とは、夫々の形状、面積のみならず構成（耕地であれ牧地であれ、あるいは両者の連結乃至森林の取込みであれ）をもまた異にする〈*fundus*・*fundi*〉及び〈*saltus*〉の複数同時所有に付された、上位概念としての〉集合表現〈に他ならなかった。併しこの両形態は、あく迄も筆者の類型化から抽出された基本形であって、決して二者択一的に進行することはなかった。M. Mommeius Persicusの〈*praedia rustica*〉（申告総額1,180,600 HS.）を構成した多数の〈*fundus*・*fundi*・*saltus*〉の一つ、*fundus Cabardiacus vetus*だけで既に巨額の210,000 HS.に及び（XI, ii, 68）⁽³⁵⁾、これより先、キケローに見える農場の一つ、*fundus Fufidianus*の購入価格が100,000 HS.（Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 3）⁽³⁶⁾であったことを想起されたい。

〈*praedia*〉は併し、このような形態のみで存立したわけでは決してなかった。1世紀後半—3世紀初のローマ周辺を中心とその痕跡を克明に残した《OPVS DOLIARE》生産の「地所」（瓦窯）は、その名称関係に於て、如上のそれらとは確実に異なったからである。而もここで確認された名称関係そのものは、共和政末期以来の古典・碑文両史料に於てもまた同様であっ

た。

Atiliana praedia(Cic. *Ad Att.* V, 1, 2), *Memmiana praedia*(*ibid.*); *praedia Aiacciana* (C. XV, 9), *praedia Liciniana*(*id.* 279), *praedia Marciana*(M. Aurelii) (C. VI, 276), *Praedia Luciliana*(M. Aurelii) (*id.* 8683)等々、疑いもなく「人名」由来の農地名称が即ちそれである。この場合もまた、*Manilianum* (praedium)(Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 1), *Laterium* (praedium) (*id. Ad Att.* IV, 7, 3)のように単数表現を採った場合もあったが、《OPVS DOLIARE》銘文では規則的に複数形の>praedia<が採られた。これらに於ては、従って疑問の余地なく、それ自体が既に複数存在の、それ故文字通りに理解するとすれば、「複数諸要素の複合的構成体」としての「一つの地所」が意味された。

‘ex praedis N (huius)’乃至‘ex praedis (huius) N’(‘N’は名称)の定型を規則的としたとは雖も、夫々当該の>praedia<に関して、形状のみならず所在場所をさえ直接的に知ることは史料(銘文)の性格上不可能であった。併し、正にその定型の故に、>praedia<名称が直ちに>figlinae<名称として妥当された名称関係を手懸りにして、所有形態に迄及ぶ検討が可能であり、両『アリメンタ表』に記載された>fundus<及び>fundi<との関連的な処理によって次の2点が明らかになった。

(1) ローマ周辺を中心とする>figlinae<設置の>praedia<は、残存手懸りによる限りでは、「人名」由来と見做され得る全36名称の内、管見の及ぶ所では大半の21が間違いなしに>fundus<命名法と同一の「>nomen gentilicum<(氏族名)由来」で占められた。従ってこの形態の>praedia<は、恐らく大部分の場合が(これはあくまでも以上の諸状況よりする筆者の推測なのだが)「fundus一般」に、とりわけ形状的には*fundi Maticiani*(XI, ii, 28), *fundi Antoniani*(*id.* vi, 50)等々、単一名称乍らもしばしば>複数形<で現れる「一つの農場」に照応した、と考えられる。《OPVS DOLIARE》銘文の検討によってその確証が得られた*praedia Furiana*(C. XV, 229a, 232, 234) = *fundus Furianus*(*id.* 236a, b)の事実関係が、正にこのことの最も直截的な表現であった。この名称関係と実態は、キケローにあってもまた同様であった。既述の如く>fundus<名称の起源は異なるものの、*fundus Fufidianus*(Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 1)とは、紛れもなく*praedia Fufidiana*(*id. Ad Att.* XI, 14, 3; 15, 4)のことであり、*Brinnianus fundus*(*id. Ad Att.* XIII, 50, 2), *fundus Bovillanus*(*id. Ad Quint. fr.* III, 1, 3)等々もまた、当該叙述箇所のコンテクストに拠れば、同様に「一つの地所」として>praedia<と同一の関係にあったことに変わりはない。

従ってこの限りでは、>praedium<=>villa<;>praedium<=>fundus<;>fundus<=>ager<の同義語関係を見る従前の略々共通した解釈は、名称と事実関係の両面からしてもまた、原則的には一応の——というのは、その命名法に於て異なったものが多々含まれたが故にである(後述)——追認が与えられてよい。

(2) トラーヤーヌス~カラカラ諸帝期——史料的には「120年代」を中心とするハドリアヌス期(a. 117-138)が最も集中的であり、アウレーリウス期(a. 161-180)がこれに次いだ——を中心にして、事実上排他的に貴顕身分とローマ皇帝(並びに単独でか乃至は夫と

の共同所有の形で、而もしばしば‘Augusta n(ostra).’, ‘c(larissima) f(emina)’の名の下に、両者の夫人達)の直接的な利害関係の下で大々的な商品生産を展開した瓦窯設置の>praedia<は、錯綜化した所有形態と構造の面で、南北両イタリア都市がトラヤーヌス期迄の間に示した、市民的土地所有関係に於ける大幅な形状的かつ構造的な諸変化と本質的に同一線の延長上に位置した。就中次の諸点に於てそうであった。

第一は、「1 praedia = 1 所有主」の所有形態を基本とし乍ら、例えばFlavia Seia Isaurica⁽³⁷⁾は関与痕跡を残した2世紀前半(c. a. 115-141)の間に計5 praedia⁽³⁸⁾、3世紀に入っても事情は変わらず、C. Fulvius Plautianus⁽³⁹⁾は6⁽⁴⁰⁾、アウレーリウス帝に至っては管見の及ぶ所、推定を加えて計22⁽⁴¹⁾の多きを数えた如く、複数の>praedia<を「集積」する形で進行した土地所有規模＝商品生産規模の拡大化であった。度合いこそ異なるものの、ウェレイア、ベネウェントゥム両都市領域で一様に進行した>fundus・fundi・saltus<の集積的所有と>praedia rustica<の構成との形態的な照応性である。

第二は、同一労働諸力の適応を含めて銘文に直接的な証言を見たように、夫々が独自のな定在を主張した>figlinae<=>praedia<の名称は維持されながらも、(第一点の散在性とその集積とは異なって)複数のそれらを「一箇所に集中的に所有」するかまたは、「一つの生産体として連結」させる形態、つまり事実上の「大>praedia<=>figlinae<の形成」であった。確証が得られたこの事実の直接的な延長線上に、もし何らかの展望が拓かれ得るとすれば、小規模乍らも疑いもなく連結乃至統合によって一円性を帯びた事実上一つの「ドメイン化」であろう。追跡は困難だが、次の銘文諸例が確実にこれを証言する。

>Portus Licini<を中心にして、それを取巻く*pr. Caniniana, Fulviana, Terentiana*の3地所、次いで*pr. Liciniana*の形成による計4地所に対するアウレーリウス帝母、Domitia Lucilla minorの同時集積所有⁽⁴²⁾、並びに*pr. Publilian-Tonneiana, pr. Tonneiana-Vicciana*の連結>praedia<⁽⁴³⁾が即ちそれである。ローマ周辺で明確に検出されたのはこれだけでしかないため、果たして何処迄一般化出来るか、針小棒大の拡大解釈は慎まれねばならないが、ウェレイア碑文に一目して顕著な現象、即ち、同一バグス内での集積的なかまたは一つに纏った>fundus<及び>fundi<の所有、並びに紛れもなく諸>fundus<の複合化乃至融合化なしには出現不能の大>fundus<の成立に加えて、ローマ周辺>praedia<=>figlinae<に於ける頻繁現象の一つとしての、自由・不自由両構成員*officinatores, officinatrices*の移動(複数地所にわたる生産関与)⁽⁴⁴⁾の諸事実からして、スポラディックにのみ現れるその他貴顕身分所有の>praedia<にもまた、消極的にはあるが、同様の傾向がなかったとは言いきれない。

第三は、これとは反対に、同一名称>praedia<に対する複数所有主の「同時所有」、並びに名称は維持しつつも‘veteres’, ‘novae’, ‘maiores’, ‘minores’等々の表現⁽⁴⁵⁾が付加され、次いでこれら付加語の独自の名称化——e. g. *pr. Domitiana nova*→*pr. Nova*——に示された、>praedia<の事実上の「細分化」である。

だが併し、その痕跡がローマ周辺を中心にエトルーリア、ウムブリアに迄及んだ2・3世

紀の>praedia<が、南・北両イタリア都市テリトリウムに於ける1・2世紀交の>fundus<・>fundus<と形態的に照応し、まさにそのことの故に、大土地所有制の展開に伴って、都市及び都市的共同体に於ける市民的土地所有関係に一樣に実現された「構造的諸変化」の基本形が読取られ得るとしても、この両者は、>名称<関係に於て決定的に異なった。

名称に関しては夙にモムゼンが指摘し、その後踏襲され続けた解釈が、既述の如く、基本的には今日なお略々共通の理解として止まっているが、それに拠ると、前1世紀中葉、>ムニキピウム<としてローマ市民団に組込まれた(Regio VIII, Trib. Galeria)ウエレイアでは(ムニキピウム、次いでコロニア=ユーリア=プラケンティアでも同様に)、「ウィクス(vicus)名」と「牧地(saltus)名」は「一般に」、ラテン命名法(氏族名由来)では説明不能の「恐らくケルト語乃至リグリア語起源」の「疑いもなくローマ以前の名称」⁽⁴⁶⁾を維持した。*vicus Lubelius, vicus Secenia; saltus Blaesiola, saltus Velviae Leuconelius*等々⁽⁴⁷⁾であり、*saltus sive fundus Rubacotius et Solicelo, silvae Sagatae*⁽⁴⁸⁾等々の如き)牧地または農地⁽⁴⁹⁾、>森林<名称も同様であった⁽⁵⁰⁾。これに対して>fundus<名は、*fundus Crossiliacus, fundus Flacelliacus; fundi Buelabrae*⁽⁵¹⁾等々、とりわけ『ウエレイア表』では、恐らくケルト語由来と考えられる“acus”語尾⁽⁵²⁾を初めとしてラテン命名法では説明出来ないものが含まれるために、例外なしにとは言えないにしても、ここ迄の引用諸例に既に十二分に明らかなように、最大多数を占め、その限りで規則的と見做されねばならないのは、ラテン=プラエノーメン乃至ノーメンの“—anus”語尾への転位(中でも大部分を占めたのは後者)であった。*Acilius*→*fundus Acilianus*, *Aemilius*→*fundus Aemilianus*, *Antonius*→*fundus Antonianus*, *Atilius*→*fundus Atilianus*, *Lucius*→*fundus Lucianus*, *Numerius*→*fundus Numerianus*等々である。而もこれらのfundus名に於て、差当り最も重要なのは、*fundus Calidianus Licinianus, fundi Aurelianus Coelianus, fundi Naeviani duo, fundi Olliani Pomponiani Sulpiciani*⁽⁵³⁾の如く、複数の名称が重複されたが>fundus<としては「単一」(従って「融合化」)と見做された場合であれ、単一名称ながらfundusそのものが「複数化」(始源的な>fundus Naevianus<の細分化による、*fundi Naeviani*の>2fundus<が1所有主に帰属)した場合であれ、あるいは連辞なしに単数形乃至複数形名称が複合化された>fundus<であれ、形状と構成の大幅な多様化にも拘らず、かつまたこの間に当然あった筈の所有主交代(遺贈であれ譲渡であれ)にも拘らず、夫々の始源的な名称、つまり「(fundusの)最初の占取者(der erste Besitzer)」のプラエノーメン乃至ノーメンに因んだ命名が、その後1世紀以上を経た後もなお—モムゼンの表現によれば如何に所有主が交代しようとも「永久に」(für alle Zeiten)—維持され続けたことである⁽⁵⁴⁾。

非ラテン名称もまた同様であった。それ自体の単独名称は素より、*fundi Geminiani Pisuniacus, fundus Cornelianus Collacterianus Flacelliacus*⁽⁵⁵⁾等々、ラテン命名法のfundus・fundiと結合された場合もまた、そのまま名称が維持された⁽⁵⁶⁾。尤も、ラテン命名法に拠る*fundus Iulianus*(120,000 HS.)⁽⁵⁷⁾と同様に、ケルト系起源と見做された前掲の*fundus Cabardiacus vetus*(210,000 HS.)⁽⁵⁸⁾の如く、申告額からしてそれ自体が既に広大

な「単一名称fundus」では、当然のこととして、その下に吸収されたfundus乃至fundi名称の事実上の消滅が推測されるにしても、これらの内の何れか一つの名称の存続が意味され、それらにとって代る完全に新たな名称でなかったことだけは確かである。

ウェレイア、プラケンティアのみならず、共和政最末期・帝政最早期に市民への土地配分(assignatio)⁽⁵⁹⁾を伴った『コロニア都市』、コロニア・ユーリア＝ベネウエントウム Colonia Iulia Concordia Augusta Felix Beneventum⁽⁶⁰⁾に於ても事情は一様であった。テリトリウム＝ager Caudinus全体がベネウエントウムのそれ＝ager Beneventanusに包含されたカウディウムCaudium⁽⁶¹⁾、及び恐らくその一部もまた含まれたと思われるテレシア Telesia⁽⁶²⁾のそれ＝ager Telesinus（但しリグレース・コルネリアーニーLigures Cornelianiの場合は定かでない）と同様に、リグレース・バエビアーニーの『共同体』はテリトリウムの一部がベネウエントウムのそれに包含され⁽⁶³⁾、構成員の私的所有地並びに >res publica Baebianorum<の名目下に置かれた共同体所有地は、かれら自身のテリトリウム(in Ligustino agro)と同時にベネウエントウムのそれ(in Beneventano agro)にもまた及んだが⁽⁶⁴⁾、そこでの>fundus<名称は、*fundus Albianus, fundus Antonianus, fundus Appianus*等々、大多数が——というのは明らかにコグノーメン由来例（後述）が——見受けられるために、例外なしにはではないからである——プラエノーメン乃至ノーメン起源のラテン命名法に拠った。ここでもまた同様に名称関係は、ウェテラーニーに対する土地配分以来、約1世紀半にわたる間の形状乃至構造変化（ウェレイアと比較した場合の度合いは一先ず別として）に拘らず維持され続けた。

ハドリアヌス期（就中中期）を中心に3世紀初まで、集中的に大量の直接関与痕跡を残した、ローマ皇帝及び貴顕身分所有のラティウム・ウムブリア・エトルーリア「地所」>praedia<=>figlinae<もまた、管見の及ぶ限りでの全名称中の約半数が人名由来（数量的には53%強）⁽⁶⁵⁾であり、その人名由来名称の内、半数以上（58%強）が疑いもなくラテン＝ノーメンに因んだ>fundus<命名法原則に従った。

だが併し、なるほど「土地」命名法原則を以てする限り、この事実の一般化は極く容易であり、かつまた前掲例に拠って言えば、*praedia Furiana=fundus Furianus*の関係にその最も直截的な証言を見たような、>figlinae<=>praedia<=>fundus<の事実関係にも拘らず、『名称』面に於ては約半数近くがこの命名法原則——今一度伝統学説にたち戻ると「その都度の最初の」クイリティウム〈所有者の名〉、つまり（共和政期に於ては）「プラエノーメンとノーメン、父名とトリブス名」だけに限られた（文書上の）表記法、並びにその「永久的な維持」⁽⁶⁶⁾——に依拠していない事実もまた看過出来ない。というのは、人名由来が割当てられる>praedia<名称の内、他の約半数近くが、確実にかならずなければ恐らく間違いなしに「コグノーメン」(cognomina)に由来したからである。*praedia=figlinae Aiaciana (=Aiacianae), Camilliana (=Camillianae), Iunciana (=Iuncianae)*等々である。

名称そのものに限って言えば、『リグレース・バエビアーニー表』にもまた同様に、コグノーメンに由来した、と思われる>fundus<名が散見される。管見の及ぶ所によって挙げれば、

*fundus Amarantianus, Pastorianus, Primigenianus*がそうである。この内、“Pastor”は生来自由人(*ingenuus*)にもまた知られるために⁽⁶⁷⁾、特定は出来ないが、“Amarantus”(vel “Amaranthus”), “Primigenius”の両者は、解放奴隷のコグノーメン(従って奴隷時の呼称)として一般的であった⁽⁶⁸⁾。コグノーメン由来の名称事例そのものは、既にモムゼンが指摘してはいるが、『ウォルケイー(Volceii)表』(C. X, 407)に見える「非氏族名由来の土地名称」(*nichtgentilicische Grundstücksnamen*)と同様、事例の指摘だけに止まり、それ以上の言及は見当らない⁽⁶⁹⁾。先に確認された始源的な>*fundus*<名称の原則的維持事実の延長上にもし推測が可能だとすれば、恐らく不自由身分を出自とする自由人の共同体構成員としての組込みがなされたことであろう。目下の筆者にはこの可能性しか思い当たらないが、所詮憶測の域を出るものではない。

これに対して、《EX FIG ASTIVIANIS M VINC FORTVN》(C. XV, 13)、《EX PRAEDIS ASTIVIANIS》(id. 14)に見える *figlinae Astivianae, praedia Astiviana*に蓋し明白な如く、銘文に略々規則的に“ex praedis N”=“ex figlinis N”の名称関係を遺した1世紀後半-3世紀初の>*praedia*<に於ては、事情が一変する。既述のように、一般的現象としての>*fundus*<=>*praedia*<の名称関係が検証され得たとしても、その名称そのものの約半数近くが、今日共通理解として留まる命名法原則とは合致しないコグノーメンに由来したからである。而もその多くが、*fundus Furianus*→*praedia Furiana*の如き>*fundus*<名称の>*praedia*<名称への「直接的な転位」の関係にはなかった。

そうではなくして、《OPVS DOLIARE》に>*figlinae*<=>*praedia*<所有主として直接的関与の痕跡を残したVibius Aiacianusに因んだ命名と思われる*praedia Aiaciana*、あるいは同様の痕跡を残した所有主、Arruntia Camilli f.か然もなければその父L. Arruntius Camillus、またはコグノーメンを同じくする別所有主、M. Furius Camillusの何れかに因んだと思われる*praedia Camilliana*等々⁽⁷⁰⁾、名称起源の推定を可能にする手懸りが多々残されたからである。これらに共通して言えるのは、命名が紛れもなく「最近」の、のみならず純粋に「私的」でさえあったことである。否それ以上に重要なのは、命名に絡む新事実が検出されたからである。管見の及ぶ所、この事実とその意味に触れた先行学説は見当らない。一例を挙げると、始源的な>*fundus*<名称ではなくして「新私的名称」の*figlinae Camillianae*=*praedia Camilliana*は、《EX FIGLINIS・CAESARIS・N・//CAMILLIANIS・》(id. 115)に明らかのように、ローマ皇帝(銘文の時期関係と皇帝称号‘Caesar noster’の用語法を以てする特定はハドリアヌス)⁽⁷¹⁾の所有に帰した後も、そのまま名称が維持された。即ち、遺贈であれ譲渡であれ、あるいは収奪であれ⁽⁷²⁾、皇帝所有の下に於ても同様に名称が維持され続けた事実である。このことから明白なのは、恐らく夫々が有した筈の始源的な、それ故に如何に変形が進行しようとも(連結であれ融合であれ)その名称を維持し続けたという意味での、私的土地所有関係を規定した共同体的に本来的な関係が、現実の妥当性を喪失した、と考えられることである。

中でも最も象徴的であったのは、*praedia Marciana*であった。先に明らかにされたように、

トラヤーヌス帝が当該地所の初出所有主として現れ、以後ハドリアヌス、次いで
 コモドゥス——その間のピウス、アウレーリウス両帝の関与例は知られない——を経て、
 セウエールス期両帝（セウエールス、カラカラ）に至る間の諸皇帝による直接的な関与の痕
 跡が残された *figlinae Marcianae* = *praedia Marciana* では、2・3世紀の交にそれとは
 疑いもなく別存在として、「“fig. Marcian(ae)”あるいは“Faurianae”」——《OPVS DOLIA-
 RE DE FIGLINIS・MARCIAN//SIVP ^(sic) FAVRIANIS PR DOMN ^(sic)》(C. XV, 329) = *Opus doli-
 are de figlinis Marcian(is) sive Faurianis [ex] pr(aedis) Dom(ini) n(ostris)*——
 が出現し、次いで >figlinae< (*Faurianae*, *Favorianae*) 設置の新 >praedia< 名称 (*Fauriana*)
 が成立する。《EX PRE ^(sic)・FAV・OPVS・DOLIARE//A CALPETAN VERNA》(id. 221a) がそれであ
 る⁽⁷³⁾。

名称起源は異なるが、「場所名」に因んだ名称関係として、*De Licinis* = (*praedia*) *ad
 Portum Liciniani* → *praedia Liciniana* の成立（ノーマン由来の場所名）もまた、同様に最
 近のこと（セウエールス期）であった⁽⁷⁴⁾。

この両事例、並びにこれより先、キケローが 'Fufidius' なる人物から譲渡された地所に対
 する同様にノーマン由来の名称、*fundus Fufidianus* (Cic. *Ad Quint. fr.* III, 1, 3) = *praedia
 Fufidiana* (Cic. *Ad Att.* XI, 13, 3) から推して、>fundus< 名称を踏まえたと考えられる前掲の
 >praedia< 名称の中にも、始源的名称ではなくして、これと同様の関係が含まれた可能性が
 なかったとは言いきれないにしても、確証手段はもはやない。キケロー購入のこの >fundus<
 が、10万 HS. (*Quint. fr. ibid.*) に及んだことからして、既に大幅な形状的かつ構造的な変
 化の結果であったことは確かであり、かつまた、『リグレース・バエビアニー表』の所有
 者名と fundus 名との間の「驚くべき相関性⁽⁷⁵⁾の低さ」(E. Champlin)⁽⁷⁶⁾ からしてもまた、
fundus Fufidianus に始源的名称ではなくして、キケローの用語法に於ける新たな私的名称
 を特定するのが穏当であろう。だが併し、もしそうだとした場合この新名称がその後固定化さ
 れたか否か、その形跡は管見の及ぶ所全く見当たらない

併しそれでもなお、2・3世紀のラティウム、ウムブリア、エトルーリアに於て、ラテン
 命名法に基づく始源的な >fundus< 名称の遵守の一方では、もはや例外的とは見做され得ない
 程度に、純粋に「私的」かつ「最近」の命名が見られ、而も中には所有主の交代に拘
 らず名称として「固定化」された場合——前掲例を今一度挙げれば、*Marciana* → *Marciana
 sive Favoriana* → *Marciana, Favoriana*——さえ検出され得たという事実そのものは、最低
 限動かし得ないものとして残される。

だとすれば、この現象に直截的な表現が読取られ得るであろう土地所有関係（公的であれ
 私的であれ）の事実とは何であったか。古典諸史料の検索に始まり、碑文関係、とりわけ最
 も直接的にその起源を刻んだ《OPVS DOLIARE》銘文にまで及んだ以上の検討によって明らかに
 されたのは次の諸点であった。

即ち第一は、「何処其処の地所」に関する最も一般的な表現として、それ自体が既に複

数存在として表示された——それ故にまた、他ならぬそのこと自体に現実的な意味の突出が看取されねばならぬのだが——>praedia<=>fundus<=>agri<の用語法関係、

第二は、その「一つ」の地所の構成と構造、つまり共和政中期、ラテン＝アグロノーム諸誌として初出のカトー『農書』以来のローマ大土地所有制関係史料、とりわけホラーティウス所有のウィラを初めとして、プリーニウス（小）のイタリア内6箇所及んだ地所、あるいはそれと同時期の『アリメンタ表』に直接的証言を見出したような、直営地と小作地、果樹栽培地・穀物地等の農地、牧地、森林その他諸要素を取込み、それ自体に既に大幅な形造的かつ構造的な諸変化（拡大化と縮小乃至細分化）の表出が看取されねばならない「複数地片」の「集積化」乃至一箇所への「集中化」、

第三は、L. Manliusから購入したカトーの農地=>fundus L. Manlii<もまた、名称化（*fundus Manlianus*）こそ起してはいないが、広い意味では同一の範疇に属すると見做し得るものの、最も直接的な形では共和政末期を初出とした、紛れもなく「私的」な>fundus<=>praedia<名称、——以上の3点である。

かくして明らかにされたこれら諸事実を踏まえることによって、漸くローマ大土地所有制の構造<に関する本稿課題の最終的な帰着点として、次の展望を拓くことが可能になった。

（1）大土地所有制、並びにカトー『農書』を初出史料とする、組織化された大々的規模の奴隷制それ自体、次いでそれを生産の主たる担手としてその上に実現された商品・貨幣経済の成立と展開は、必然的に都市共同体のテリトリウムに於ては、（公有地 *agri publici* をもまた含めて）市民的土地所有関係の正に「構造的」と呼ばねばならない諸変化を伴った。否寧ろ逆説的に言えば、それなしには「大土地所有制」の成立それ自体とそのさらなる展開は語られ得なかった。既存の共同体がムニキピウム<としてローマ市民団の構成要素に組み込まれた場合はもとより、>コロニア<として共同体全体がであれ、その一部がであれ、あるいはそれへの個別的送り出しであれ、とに角ローマ市民が送り込まれた、それ故要するに「ローマ市民共同体」としての土地所有関係の新・再編成がなされた場合に於ても同様であった。

勿論この場合の（市民的に私的な）大土地所有は、あく迄も共同体内的な関係の中でのみ存立したと見做されるべきであって、その外的な存在として理解されるべきでは決してない。>praedia<=>figlinae<の私的所有（同時に銘文に明らかな私的生産）に於て貴顕身分と混在し、同様に私的市民所有の>fundus<ともまた混在関係にあったローマ皇帝もまた例外ではなかった。

1・2世紀交、ウェレイア、リグレース・バエビアーニーの両『アリメンタ表』碑文に知られたのは、第一に、当該都市構成員であれ、プラケンティアに於けるウェレイア市民の私的土地所有、あるいはそれとは反対のプラケンティア市民によるウェレイアのそれ、あるいはウェレイアに於けるルーカのコローニー地（公課地の永借料その他を差し引いた申告総額は1,600,000 HS.⁽⁷⁷⁾）等々の如き他都市の構成員であれ、都市テリトリウム内に於いて（i. e., *in Veleiate <agro>, in Placentino, in Ligustino, in Beneventano*）、かれらの土地

所有乃至保有を形成した>fundus<, >fundi<, >saltus<が、大幅な形状と構成の變化にも拘らず一様に、共同体的に規定された初源的かつ本来的な名称（『ラテン命名法』に拠ると否とを問わず）を維持し続け、直接それを踏まえてのみ大土地所有制が成立、展開されたことであつた。

第二は、土地所有関係に示された都市の「人的」な関係であつた。つまり、>ローマ都市市民<とは何であり、都市間の関係に於て制度上如何に処理されねばならぬか、その実態に今一つの新たな問い直しの必要性が提起されたからである。『ウェレイア表』に最も明確に看取され得たのは、ウェレイア市民がプラケンティア、パルマ等、他都市内の地に>fundus<, >saltus<を所有乃至保有した場合にもまた、「都市」ウェレイアが他都市のテリトリウムにも拘らず、当該地に対してウェレイア内のそれと同様の処置権（地価の申告、金銭貸付け、担保権の設定）を行使した事実である。このことは併し同時に、それだけでも既に、次の問題を内包した。ムニキピウム、コロニアのみならずプラエフェクトゥーラ（*praefectura*）、フォルム（*forum*）、カナバエ（*canabae*）等の都市的共同体をもまた含めて、>ローマ都市<は、その人的構成に於ては、そこに「本地（*origo*）を有する者によつてのみ」構成された「市民団」を形成し、その故に『ウェレイア表』から読み取れる原則として、当人がウェレイアの構成員たる限り、他の都市領域内に所有乃至保有した土地に対して「ウェレイア市民のレース・プーブリカ」*res publica Veleitium*の名による担保の設定がその最も直截的な表現を意味した。このことは従つて、ローマ市民の送り込み＝「コロニア」のみならず既存都市乃至都市的共同体のローマ市民団への組み込み＝「ムニキピウム」に於てもまた、>都市<はテリトリアルな、それ故にまた経済的な面に於ては極めて柔軟であり、必ずしもそこだけでの自己完結性、つまり一元的に領域的な独自の封鎖性と人的な排他性を固持しなかつたことの一部を明示するに充分であつた。何処まで遡り得るか、目下の筆者にはそれに答え得る用意は出来ていないが、少なくともこのことにローマ都市が執つた「属人主義」原則の一表出を読み取ることは可能であろう⁽⁷⁸⁾。

(2) 併しそれにも拘らず、なるほど内的構造に於てはそうだとしても、大土地所有制一般の現実の在り方、つまり所在地の、所謂一つの「地所」としての現実的な妥当の仕方は、これとは異なつた。共和政中期、大土地所有制（その経営原理と労働の諸関係）に関する最古の現存ラテン農書、M. Porcii Catonis *De agri cultura*以来、管見の及ぶ所では多くの場合、「何処其処の農場」乃至「地所」の用語例（e. g., *praedium in Laurentino agro*→*praedium Laurentinum et alii*）、“*fundus N*”, “*praedium N*”, “*praedia N*”, “*agri N*”等々、古典・碑文両史料に於ける大土地所有関係の用語法に一貫して見られたのは、規模・形状・構成の如何を問わず「一つ」の所有空間としての「地所」《が、事実上はこのような共同体「内的」な関係と寧ろ無関係な形で処理された現実であつた。

《OPVS DOLIARE》銘文に略々規則的に残された2・3世紀の土地所有事情もまた、この直接的な延長線上に位置した。だが併し、そこで明らかにされたのは、第一に、>praedia<及びそこに設置された>figlinae<の純粹に私的な名称の、而も命名経緯と数量関係から推して、

>fundus<の旧名称のままに止まるか、将又それとは無関係に新名称を付すか、所有主の自由裁量下にあったとさえ見做されねばならない程の頻繁化であり、第二に、勿論全てがでは決してなかったものの、その私的かつ自由な新名称が所有主の交代をその間に挟みながら固定化された事実であった。

ここから引き出され得るのは、都市共同体的土地所有関係の中でのローマ大土地所有制の「展開実態」それ自体と、他ならぬそこに内蔵された「終焉への道」に対する見通しであろう。

即ち、ローマ貴顕身分と皇帝（並びに同夫人 *clarissimae feminae, domus Augustae*）を排他的な担手とした大々的（商品生産の）私的所有>praedia<=>figlinae<は、ただ単にこのような事実上「無関係」の形での現実の在り方だけに止まらなかった。そうではなくして既に早くも2世紀に入って、だが併しとりわけ同世紀後半から3世紀初（従ってアントーニー一期～セウエーリ一期）にかけて、ウィラ経済の構造的な変化＝牧場・森林化、並びにウィラ態勢そのものの解体＝>フンドゥス<の解体傾向の中で、ローマ大土地所有制そのものが事実上既にそうであった共同体的関係からの理念的とさえ言える「逸脱」が語られてもよい、土地所有空間の事実上の「ドメイン化」をさえ伴った巨大ウィラ（勿論支配の「テリトリウム化」＝都市との間の事実上の経済ネットワークの「切断」までは語られ得ないにしても）への傾斜であった⁽⁷⁹⁾。そしてまたこのことは、共和政末期以来イタリア大土地所有制に進行しつつあった小作制比重の一般的増大傾向⁽⁸⁰⁾、及びそれとは裏腹に1世紀後半に入って、アグロノーム諸誌に打出された奴隷制大土地経営一般に対する不振・悲観論の鮮明化、さらには他ならぬ直営場合に於てさえ、2世紀、とりわけ同世紀中葉に至って顕著化した労働諸関係の正に構造的と言わねばならない一大変化、つまり市場を前提とした恒常的な商品生産の場=>figlinae<設置の>praedia<に於ける、不自由・自由両労働間の事実上の等質化を顕にしながら進行した不自由労働比重の低下傾向、次いで3世紀に入ってから生産それ自体の低落と停止⁽⁸¹⁾ともまた決して無関係ではなかった、と考えられる。

註

- (1) 第三章、特に註(71)参照。
 (2) 類型に関しては、vgl., Langhammer, W., *Die rechtliche und soziale Stellung der Magistratus municipales und der Decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinden zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaaten (2.-4. Jhdt. der römischen Kaiserzeit)* (Wiesbaden 1973), 2-24.
 (3) 『先稿(1)』73-79頁、『先稿(2)』67-70頁参照。
 (4) 『先稿(2)』70-83頁参照。
 (5) 同 83-4頁参照。
 (6) この側面は、既に共通理解として十二分の承認が得られた。諸学説の逐次検討を含めて改めて立ち入る必要はない。
 (7) Humbert, G., art. 'fundus', dans: Daremberg, Ch.-Saglio, Edm. (eds.), *Diction. des antiquités* II (Paris 1896; reimpr. Graz 1969), 1366.
 (8) Buck, R. J., art. cit. 9-11.
 (9) 《C · VIBIVS · PROBVS · PER VIBIVM SABINVM · PROFESSVS · EST · PRAEDIA RVSTICA//

HS LVIII · DCCC · N · ACCIPERE · DEBET HS IIII DCLXVII · OBLIGARE · FVND//MATICIA-
 NOS · CVM CASIS · IN VELEIATE PAGO · SALVTARE · ADF · ATTIELIO · ET //NAEVIS · FRAT-

RIB · QVOS · PROFESSVS · EST · HS XXIIII · IN · HS II · ITEM · FVND //GEMINIANOS ·
 PISVNIACVM · AG · S · S · ADF · ATILIO ATTIELAO *(sic)* · ET · POP · QVOS//PROFESSVS · EST
 · HS XII DCC N IN HS ∞ · ITEM · CASAS · PAG · ET · ADF · S · S · ET · FVND //VICCA-
 LENIVM COTTASIANVM · PRO · PARTE · DIMIDIA · PAG · S · S · ADF ATI//LIO · ATTIE-

LAO *(sic)* INGENVO QVOS · DVABVS SVMMIS · PRO//FESSVS · EST · HS XXII IN HS ∞ DCL-
 XVIII · N).

- (10) 《C · VOLVMNIVS · MEMOR · ET VOLVMNIA · ALCE PER VOLVM · DIADVMENTVM · LIBERTVM SV-
 VM PROFESSI · SVNT //FVNDVM QVINTIACVM · AVRELIANVM · COLLEM · MVLETATEM · CVM SILVIS ·
 QVI EST IN VELEIATE //PAGO AMBITREBIO · ADFINIBVS · M · MOMMEIO PERSICO ·

SATRIO · SEVERO · ET · POP · HS CVIII · //ACCIPERE · DEBET HS VIII DCLXXXII · N · ET
 FVNDVM · S · S · OBLIGARE).

- (11) 《L · CORNELIVS · ONESIMVS · PRO · *(sic)* FESSVS EST · SALTVM · TVPPELIVM · VOLVMNIA
 //NVM · PRO · PARTE · DIMIDIA · QVI EST · IN · VELEIATE · PAG · DOMITIO · ADF //CORNE-

LIO · HELLO · ET · SVLPICIO · NEPOTE · ET · POP · HS LI ACCIPERE · DEBET //HS IIII C-
IIII · N · ET PRO · PARTE · SALTVM · S · S · OBLIGARE》.

(12) 《BETVTIA · FVSCA · PER · BETVTIVM · LIB · SVVM · PROF · EST · DEDVCTO · VECTIGALI ·
FVND · PO//PILIANVM · ET VALERIANVM · IN VELEIATE · PAG · MEDVTIO · ADF · IMP · N · ET ·
RE · P · LVCEN//SIVM · ET AELIO · SEVERO · ET SATORIO SEVERO HS · XC · CC · N · ACCIPE-

RE · DEBET · HS VII · CC//XLIII N · FVND · S · S · OBLIGARE》.

(13) 《C · PONTIVS · LIGVS · PER · L · PONTIVM · FIL · PROF · EST FVND · AVLIANOS CAEREL-
LIANOS · PVL//LENIANOS · SORNIANOS ET · FVND · PATERNVN · ET · FVND · NAEVIANVM · TI-
TI//ANVM · ET · FVND · METILIANVM VELLEIANVM HELVIANVM GRANIANVM //IN VELEIATE

PAG · SALVIO · SVP VIC · IRVACCO HS LXII DCCCCXX · N · ACCIPERE · DEBET //HS · III ·
DCCCCCLXXX · N · ET · FVND · S · S · OBLIGARE》. この申告例(XI, vi, 11-15)には、複数の

>fundus<と>fundi<にも拘らず‘praedia rustica’が欠落している。これらの4農場は、全
てが同一場所に所在し、かつ一括申告に規則的な表現、「複数(fundus)を合して」 *summis
pluribus*を欠いており、申告額そのものもそれ程大きくはない(62,920 HS.)。これから推
して、この4者はなお夫々が独自の空間性を維持しつつも一箇所に集中し、事実上「一つ」
の農場としての形状を呈していた、と考えられる。

(14) 《L · SVLPICIVS · VERVS · PROFESSVS EST · PRAEDIA · RVSTICA · HS · LXXI · DXXII · N · // · · ·
ET OBLIGARE · FVND · LVBAVTINOS · OPSIDIANVM //ARRIANVM · QVI · EST · IN
VELEIATE · PAGO · VALERIO // · · · ET · FVND · MARIANVM //IN VELEIATE · PAGO · SALVIO
· · · // · · · QVAS (*sic*) · DVABVS · SVMNIS · PROFESSVS · EST · HS XXVIII DC · N · // · ITEM ·
FVND · LVCILIANOS DIDIANOS QVI SVNT · IN VELEIATE //PAGO VALERIO · · ·

QVOS · PROFESSVS EST //HS · XL · · · 》.

(15) 《L · VETVRIVS · SEVERVS · PROF · EST PRAED RVSTICA HS · LV · DCCC · N · · · ET · OBLIGARE ·
FVND · VALERIANVM GENAVIAM · P · P · DIMID · ET · FVND · LICCOLEVCVM · P · P ·
//QVARTA · IN · VELEIATE · PAG · DIANIO · · · QVOS · DVABVS SVMNIS//PROF · EST · HS

XVIII DCCC N · · · ITEM · FVND CAVDIACAS · P · P · DIM //IN VELEIATE PAG · STATIEL-

LO · · · QVEM PROF //EST · HS · XXXVI · · · 》

(16) 《P · ATILIVS · SATVRNINVS · PER CASTRICIVM · SECVNDVM · PROFESSVS EST · FVND ·
FONTE // IANVM QVI EST IN VELEIATE · PAG · IVNONIO ADF · ATILIO · ADVLESCENTE · ET

- ・ MAELIO // SEVERO ET POP HS L • ACCIPERE DEBET HS IIII XXV • N • ET OBLIGARE FVND S • S) 》.
- (17) 第三章註(51)参照。
- (18) fundus Baebianus Flavianus(*in Placentino pago Verzellense*), fundus Calidianus Epicandrianus Lospitus Valerianus Cumallia 3/4(*pag. s. s.*), fundus Caerellianus Gumallanus 3/4(*pag. s. s.*) et Berullianus(*in Placentino pago Herculanio*), fundus Polionianus(*in Plac. pag. Farraticano*).
- (19) 最大の土地所有者、Cn. Marcius Rufinusの下でのf. Marcianus et Satrianus, f. Iulianus, f. Avillianus, f. Vitellianus et Nasennianus et Marcellianus, f. Curianus et Satrianus, f. Albanus cum casis, f. Caesianus(*in Beneventano*) (IX, ii, 17-29) がそうである。併しこの申告例を別として、一般に『リグレース・バエビアーニー表』では、>fundus<の集積度は少ない。
- (20) 本稿では、両アリメント表に一見して明らかな>fundus<の形状変化と集積度の相違、即ち既に先行学説で指摘された、南北両イタリア都市に於ける大土地所有制進展度のそれにまで踏み込む必要はなかった。Cf. e. g., Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 175; Duncan-Jones, R. P., 'Some Configurations' cit. 15-17.
- (21) 《FVND • IVLIANVM • TVRSIANVM • CAMELIANVM // LVCILIANVM • NAEVIANVM • VARIANVM • VIPPVNIANVM • • • PAO (*sic*) ME // DVTIO • ADF • IMP • N • ET • RE • P • VELEIATIVM • ET • VIBVLLIS • FR • ET • C • // NAVELLIIO》(XI, iv, 58-61).
- (22) 《FVND • PO // PILIANVM • ET VALERIANVM • IN VELEIATE • PAG • MEDVTIO • ADF • IMP • N • ET • RE • P • LVCENSIVM • 》(id. vi, 36-38).
- (23) 《FVND MARIANVM • PAG • FLOREIO IN VELEIATE • ADF • IMP • N • ET • MINICIA // POLLA • ET • C • SVLPICIO》(id. iv, 76-77).
- (24) 《FVND • VENECLANVM • TERENCEIANVM DOMI // TIANVM • PETRONIANVM • QVI EST • IN VELEIATE • PAG • FLOREIO • ADF • IMP • N • // ET • RE • P • LVCENSIVM》(id. vi, 2-4).
- (25) 《FVND VEIAEANI IN BENEVENT // PAG ROMANO IN LIGVSTINO ADF CAES N》(IX, ii, 34-35).
- (26) 《FVND CORONIANI ET CERELLIANI // ET CASA CRISPINILI PAGO ROMA ADF CAES N》(id. ii, 53-54).
- (27) 《FVND MARCIANI CVM PARIETINIS ADF CAES N PAG SALVTARE》(id. ii, 70).
- (28) 《FVND DECIANI PAGO MAR // TIALE ADF CAES N》(id. iii, 4-5).
- (29) 《PAGO FASCIANO // CAMPI CALEDIANI ADF CAES N》(id. iii, 24-25).
- (30) この他、《ANNIO RVFO FVND BASSIANI ET VALERIANI // CAESIANI PLINIANI CVM SALTIBVS XXV // PERTICA BENEVENTANA ADF CAES N》(id. ii, 47-49), 《C VALERIO PIETATE FVND HERCVLEIANI ADF CAES N》(id. iii, 18)の両者にもまた「隣接者」として皇帝所有地が現れる。夫々の前後文内容から推して、前者がパグス＝アエクアヌス(Aequanus)、後者がパグ

- ス＝サルタリス (Salutaris) に属したのは間違いないが、>fundus<名称が欠落しているために、一先ず列挙からは除外した。なお前者に見える 'pertica' については、次の両文献参照。Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors* (Newton Abbot, 1971), 67, 73, 137; Keppie, L., *Colonisation and Veteran Settlement in Italy 47-14B. C.* (London 1983), 158.
- (31) イタリアに於ける皇帝所有地 (但し《OPVS DOLIARE》銘文と『アリメンタ表』碑文の両記載例は視野内に収められていない) 一般については、Crawford, D. J., 'Imperial Estates' cit. 35ff.; Duncan-Jones, R. P., *Econ. of Roman Emp.* cit. 323ff. 参照。
- (32) 従ってこの限りに拠って言えば、皇帝所有のこの形態には、貴族的に私的なそれと同一の形態が妥当された、と見做されねばならない。即ち私的所有貴族の一人としてのローマ皇帝所有である。それ故同一時期＝トラヤーヌス・ハドリアーヌス期に、皇帝代理>procurator Augusti<を介した直接的な皇帝意思の下で、行政的かつ経済的に (隣接都市から切断された) 独自の空間をなしたローマ皇帝庫>fiscus<帰属のヒスパーニア銀鉱山 *metallum Vipascensis* (C. II, . 5181=ILS. 6891=Bruns, *Fontes*⁷, 112-113)、あるいはアフリカ皇帝所領 *saltus Burunitanus* (C. VIII, 10570), *saltus Philomusianus* (id. 14603) 等々とは一先ず別とされねばならない。本稿序、註(2)の他、拙稿「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》——LEX METALLI VIPASCENSIS考——」『西洋史学論集』XVI(1966)、1-15頁、同「ローマ鉱山業に於ける奴隷制とコロヌス制——Leges Metallorum再考——」(小林・今来還暦記念)『西洋史学論集』(1968)31-56頁を参看されたい。
- (33) 『先稿(2)』93-95頁註(65)参照。
- (34) 同70-83頁参照。
- (35) 《M・MOMMEIVS・PERSICVS・PROFESSVS・EST・PRAEDIA・IN VELEIATE ET PLACENTINO
 . . . ITEM・FVND・CABARDIACVM VETEREM IN VELEIATE・PAGO・S・S・S・(=*Ambitrebio*)
 ————
 . . . QVEM・PROFESSVS・EST・HS・CCX)
- (36) 第二章第二節註(75)参照。
- (37) 『先稿(1)』85頁註(27)参照。
- (38) 同74頁。
- (39) 同86頁註(30)。
- (40) 同74-75頁。
- (41) 『先稿(2)』73-75頁。
- (42) 第二章第一節参照。
- (43) 同章第二節参照。
- (44) 『先稿(4)』61-68頁、及び拙稿「2・3世紀ローマ大土地所有に於ける〈解放女奴 隷〉」『古代文化』36巻8号(1984)4-5頁参照。
- (45) これらは、従って、「1 fundus」を2分して小作に出した場合(per duas partes locabat)、夫々を>superior<、>inferior<と称した(Dig. XXXI, . 86, 1:Paulus)のと同様の関

- 係にあった。Vgl. RE. VII/2, 297, art. *fundus*(Schulten, A.) ;Neeve, P. W. de, *RED*. LII, cit. 6.
- (46) Mommsen, Th., *Gesam. Schr.* V cit. 124, Anm. 2.
- (47) C. XI, vi, 50=pag. Albensis;i, 67=pag. Albensis;vii, 45=in Libarnense et in Veleiate pag. Bagienno et Moninate;vii, 37=pag. Albensis.
- (48) Id. ii, 6=pag. Domitius;iv, 41=in Placentino pag. Vercellense et in Veleiate pag. Ambitrebio.
- (49) モムゼン(Mommsen, Th., *a. a. O.* 134-136)は、>saltus<が>fundus<と重複した場合に「例外的にのみ」前者の名称と地価が示され、名称は「通例としてローマ氏族名には拠らず」、多くの場合は「非ラテン的」であり、「ローマ以前の時代から由来」(aus der vorrömischen Zeit herrührend)する、と見做した。筆者もまた、基本的には同解釈に与するものである。但し、‘saltus sive fundus’ではなくしてその反対の形態、‘fundus sive saltus’をもまた、モムゼンは前者と同一の範疇に帰属させて、一括処理を図ったことには異議を挿まざるを得ない。というのは、*fundus sive saltus Betutianus*(XI, ii, 92), *fundus sive saltus Calventianus Sextianus*((vi, 83)等々、>fundus sive saltus<はラテン命名法に拠る名称を維持しているからであり、この両形態は区別されねばならない。筆者の推測では、後者は当初>fundus<として処理された「農地」であったものがその後の時代経過を通して事実上「牧地化」した、と思われる。
- (50) 本稿では、ウィクス・パグス名称に直接立ち入る必要はない。ウエレイアに於けるパグス名称(由来と類型化)については、RE. VIIIA, 623:art. *Veleia* (G. Radke)を参看されたい。
- (51) C. XI, i, 33;id. 58;id. 59.
- (52) Schulten, A., *a. a. O.* 296f. ;Percival, J., *The Roman Villa* (Univ. of Calif. P. 1976), 30ff.
- (53) C. XI, i, 75;v, 3;id. 60;vii, 48.
- (54) Mommsen, Th., *a. a. O.* 123f. ;Hug, A., *a. a. O.* 1214;Schulten, A., *loc. cit.* Vgl. Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats-und Privatrecht* (Stuttgart 1891), 49ff. ;Dilke, O. A., *op. cit.* 82ff.
- (55) C. XI, i, 33;ii, 31.
- (56) >veteri Regiates<の名で知られたリグリア系『ウエレイア人』の「町」(Plin. *N. H.* VII, 168: ‘citra Placentiam in collibus oppidum est Veleiatium’)が、ローマ市民権 都市としてのティータルと法を与えられたことは先に触れたが(第三章註(2)参照)、ここではケルト語・リグリア語系の接尾語、“- anus”, “- acus”が、ラテン命名法と混在的に維持された(但し何時までであったか、目下の筆者にはそれに答えるに足る用意はない)。これに対して南イタリアの『リグレース・バエビアーニー表』では事情が異なり、>fundus<名の全てはラテン命名法定式の“- anus”語尾によって貫かれた。

(57) 《(P. Albius Secundus... profess. praedia rustica 151, 200 HS.) FVNDVM IVLIANVM

CVM FIGLINIS • ET • COLONIIS • VIII • • • PROFESSVS • EST • HS CXX》(C. XI, ii, 89).

(58) 註(35)参照。

(59) *Lib. colon.* Iに収録された一文、“ager eius(=Beneventi) lege triumvirale ueteranis est adsignatus”(in: Blume, F., Lachman, K. et al., hrsg., *Die Schriften der römischen Feldmesser* I, Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967, 231, 5)及びガエタ発見の一碑文、《L. Munatius L. f. L. n. L. pron. / Plancus cos., cens., imp. iter., VII vir / epulon... agros divisit in Italia / Beneventi, in Gallia colonias duxit / Lugdunum et Rauricam》(ILS. 886=C. X, 6087: *prope Gaetam repert.*)に拠って、前41年、L. Munatius Plancus(cos. 42 B. C.)が「ウェテラーニー」——L. ケピーが最近、軍団関係碑文研究によって明らかにした所では、第6軍団(M. Aemilius Lepidus麾下)と第30軍団(C. Asinius Pollio麾下)——にベネウェントゥムの土地配分を行なったことが知られる。従ってこの場合の配分は「個別割当て」*assignatio viritim*であった。Vgl. RE. IV, 1, 524, ‘Coloniae’ Nr. 58 (E. Kornemann); Id. III, 1, 273-275, ‘Beneventum’ (C. Hülsen); Brunt, P. A., *Ital. Manpower* cit. 357; Salmon, T., *Colonization* cit. 137f.; Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* II (Cleveland 1952; repr. 1968), 357; Keppie, L., *op. cit.* 67, 156f.

(60) >コロニア<としての定在は、プリーニウス『博物誌』(Plin. *N. H.* III, 105: ‘in secunda regione Hirpinorum colonia Beneventum’)に加えて、アウグストゥス帝の「友人」(騎士身分)として知られ、前15年に死亡したP. Vedius Pollio(id. IX, 77; LIX, 23)によるベネウェントゥムの‘Caesareum’(『アウグストゥス奉獻神殿』)奉獻碑銘(C. IX. 1556=ILS. 109: (P. Veidius ^(sic) P. f. Pollio / Caesareum imp. Caesari Augusto / et coloniae Beneventanae))(*Beneventi repert.*)に知られる。>colonia Concordia<, >colonia Iulia Concordia Augusta Felix<のテーターテル並びに囲壁を擁した都市建設(Caudium)は、*Lib. colon.* I *loc. cit.* (‘Beneventum, muro ducta colonia Concordia, deduxit Nero Claudius Caesar’), 及びベネウェントゥムのセウエールス皇帝夫人顕彰碑銘(C. IX, 2165=ILS. 6488: [Iuliae Aug. / imp. Caesaris / [1.] Septimi Severi Pii / Pertinac. Aug. Arab. / Adiab. Parti. max., / matri Augusti / et castrorum, / colonia Iulia / Concordia Aug. / Felix Beneventum, / devota maiestati / Augg., in territorio suo, quod cingit / etiam Caudinorum / civitatem muro tenus.])(*Beneventi repert.*)に確認される。この他、>Concordia colonia liberta<は、C. IX, 1540=ILS. 4185: A. D. 228)参照。ベネウェントゥムへのこれ以上の立ち入りは不必要であり、前掲註(59)に挙げた諸文献に加えて、P. Vedius Pollioに関しては次の諸文献を参照されたい。RE. VIII A(i), 568f. ‘Vedius’ Nr. 8 (J. Keil); Syme, R., *The Roman Revolution* (Oxford 1952²), 410; Id., ‘Who was Vedius Pollio?’, *JRS.* LI (1961), 23-30=in (E. Badian ed.): *Roman Papers* II (

- Oxford 1979), 518-529, esp. 529 n. 1; Keppie, L., *op. cit.* 116f.
- (61) <civitas>としての定在はC. IX, 2165 (註(60)参照)。Cf., Brunt, P. A., *op. cit.* 259, 329; Galsterer, H., *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien* (München 1976), 7; Kirsten, E., *Südtalientkunde I* (Heidelberg 1975), 631; Keppie, L., *op. cit.* 116f. ‘Caudium’の位置関係は、“ager Beneventanus”及び周辺諸共同体に関するL. ケピーの作図(41 B. C. 以前)(Keppie, L., *op. cit.* 156, fig. 8)参照。
- (62) Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic* (Rome 1960), 94, 112; Galsterer, H., *a. a. O.* 121. Cf. Frederiksen, M., *op. cit.* 2.
- (63) Keppie, L., *loc. cit.* 共和政期に於けるこれら諸共同体の帰属トリブス——Caudium, Telesia = *trib. Falerna*; Ligures Baebiani, Ligures Corneliani = *trib. Velina*; Beneventum = *trib. Stellatina*——については、Taylor, *op. cit.* 272, 275f. 参照。これらの地理的位置については、軍団関係碑銘の再検討を含めて直接的な立ち入りは避けるとして、ここでは取り敢えず、テイラーの上掲書巻末トリブス地図とケピーの作図(註(61)参照)を挙げておこう。
- (64) 《////////IVS MAXIMVS// //////////ANI IN BE// //////////ET AEQVANO// //////////CALIGVRVM》(C. IX, i, 41-44)。3行目後半の破損部分を含む‘IN BE. . . . ET AEQVANO’は、同ii, 6: 《BENEVENT PAG AEQVANO》からして、躊躇なしに‘*in Be[eneventano pago] Aequano*’の補填が可能であり、4行目には‘[*adf. re publi*]ca Ligurum’が容易に補填され得る。
- (65) 名称の中には、起源不詳及び名称化を起していないものもまた多々含まれ(第二章第一節参照)、もしこれらを除外すれば、比率はさらに高くなる。
- (66) Mommsen, Th., *a. a. O.* 124.
- (67) 例えばA. Iunius P. f. Pastor (cos. a. 163) (ILS. 1095)がそうである。
- (68) Amaranthus Aug. n. ver (*na*) (ILS. 9035), M. Livius Augustae l. Amaranthus (id. 1741), M. Magius l. Amaranthus (id. 3119), Primigenius C. Oli Primi (id. 6393), Primigenius L. Volusi Saturnini ser (*vus*) (id. 7440), L. Cancrus Clementis lib. Primigenius (id. 3001), A. Fuficius A. et Sulpiciae l. Primigenius (id. 7497)等々である(イタリアックは筆者のディヴェロップ)。奴隷・解放奴隷の命名法及び表記形式の類型化に関しては、Oxé, A., ‘Zur älteren Nomenklatur der römischen Sklaven’, *RhM.* LIX (1904), 108-140; Duff, A. M., *Freedmen in the Roman Empire* (Oxford 1928), 52-57参照。
- (69) Mommsen, Th., *a. a. O.* 124, Anm. 2.
- (70) 第一章第二節参照。
- (71) 『先稿(2)』88頁註(26)、同93頁註(65)。
- (72) 同77-79頁参照。
- (73) 第二章第二節参照。但しこの名称がその後固定されたか否かは不明である。
- (74) 第二章第一節参照。
- (75) 例えばMacius Rufinusの所有下に申告された‘fundus Macianus’ (C. IX, ii, 17)がそう

である（イタリック筆者）。併しこの例は極めて少ない。

(76) Champlin, E., *art. cit.* 247f.

(77) C. XI, vi, 60-78. 第三章註(72)参照。但しかれらが「公的に申告した」(coloni Lucenses publice professi sunt)その「土地」*saltus praediaque*は、ウエレイアのみならずルーカ、パルマ、プラケンティアの計4都市に及んだ。《QVI SVNT・IN LVCENSI・ET・IN VELEIATE ET IN PARMENSE・ET・IN PLACENTINO》。

(78) 第三章註(55)、(72)参照。

(79) 本章は、以上の検討を通して、『ウィラ』体制（とりわけスブルバーナ＝ウィラ）のそれに具現化された、イタリアに於ける都市共同体的土地所有関係そのものの変容と終焉に一つの展望を拓き得たことで一応の目的は達せられた、と思われる。イタリア＝ウィラの解体乃至変容——フンドゥス〈の最終的な解体——に関しては、新たな課題として、「古代都市」の経済的終焉を射程内に収めつつ、近年特に遺構調査を中心とする考古学情報量の急増と共に精緻化の度合いを深めつつあるウィラ研究を踏まえた大土地所有制史の再検討が必要になる。Cf. e. g. Percival, J., *op. cit.* 145-182; Dyson, S. L., 'Settlements Reconstruction in the Ager Cosanus and the Albegna Valley. Wesleyan Univ. Research 1974', in: Barker, G. and Hodges, R. (eds.), *Archaeology and the Italian Society*. BAR. intern. s. CIV(1981), 269-74; Carandini, A., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* (Rome 1980), 1-10, esp. 9; Id., 'Sviluppo e crisi delle manifatture rurali e urbane', in: Giardina, A. e Schiavones, A. (eds.), *Società romana e produzione schiavistica* II (Roma/Bari 1981), 249-260, esp. 251-252; Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (N. Y. 1979), 138-146; Id., 'Villas in South Etruria' in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research* (London 1980), 73-80; Gianfrotta, P. A., 'Le testimonianze archeologiche del territorio tra Centumcellae e Pyrgi', in: Giardina, A. e Schiavone, A., (eds.), *Società romana* cit. I, 407-412; Andreussi, M., 'Stanziamenti agricoli e ville nel Lazio', *ibid.* 349-354; Spagnolis, M. de, 'Ville rustiche e trasformazione agraria nel Lazio meridionale', in: Lefèvre, R. (ed.), *Il Lazio nell'Antichità romana* (Roma 1982), 353-364; Widrig, M., 'Two Sites on the Ancient Via Gabina', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas* cit. 119-133, esp. 129-130; Manaconi, D. et al., 'La situazione in Umbria dal III a. C. alla tarda antichità', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (eds.), *Società romana* I cit. 371-406; Cotton, N. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* xxx-xxxii, 78-84.

(80) 「事実上の」であれ、その他の何であれ、とに角何らかの「拘束」乃至「強制」を伴った存在としての）コロニー〈それ自体にまで踏み込むことは避けた。Vgl. e. g.

Günther, R., 'Die Entstehung des Kolonats in 1. Jhdt. v. u. Z. in Italien', *Klio* XLIII-XLV (1965), 249-260; Brockmeyer, N., 'Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit', *Historia* XX (1971), 732-742; Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 67-117.

(81) この問題に関して、筆者は既に別稿、'Slaves and Freedmen on *praedia* in the District of Rome from the Latter Half of the First Century A. D. to the Early Period of the Third', in: Yuge, T. et al. (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity* (Leiden 1988), 428-432によって素描を図ったが、これとは別に奴隷制の構造に関しては詳論が充てられた。拙稿「2・3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——」『歴史学・地理学年報』XV (1991) 29-73頁が即ちそれである。この下では、

第一に、奴隷制の構造それ自体からして、奴隷自身によって担われた生産指揮者＝*officinatores*の場への自由人（銘文から知られるかれらの大多数は確実にかまたは疑いなしに解放奴隷であった）の、奴隷と「併存」的な、而も、葡萄収穫・乾草作り等「より大きな」農作業に一時的に適応された>*mercennarii*<(Varro, *De r. r.* I, 17, 2; Colum. *De r. r.* I, praef. 12)とは確実に異なった恒常的な労働力としての略々規則的な投入の事実それ自体、

第二に、2世紀の第二・4半世紀に至って顕著化する、>*officinator*<、>*officinatricis*<として機能した限りでの自由・不自由両身分の、数量的な比重関係の変化、並びにそれに応じて進行した奴隷制の質的变化、

——この両事実が決定的に重要であった。この内第一点の、>*officinatores*<、>*officinatrices*<、即ち他ならぬ「労働力」としての解放奴隷（男・女）の、>*praedia*<内多数存在の事実それ自体とそのかれらが銘文によって自ら残した「態様」、とりわけ生産への関与の仕方と地所所有主との関係については、『先稿(4)』57-100頁及び拙稿「2・3世紀のローマ大土地所有制に於ける〈解放女奴隷〉」『古代文化』XXXVI/8(1984) 1-11頁を参看されたい。この他、ウィラ内労働諸力の構成と構造、就中奴隷の労働組織については、Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern*. Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte Bd. XXX (Stuttgart 1978), 23-33 u. bes. 55; Oehme, M., *Die römische Villenwirtschaft: Untersuchungen zu den Agrarschriften Catos und Columellas*. Diss. Bonn 1988, 45-58参照。さらにまた>コロニー<研究とは別に、考古学新情報を踏まえた3世紀以後のイタリア＝ウィラ及びとりわけ農村奴隷についてもまた、何れは検討の必要があるが、目下の筆者には史・資料整理を含めてなおその準備が整っていない。Cf. e. g., MacMullen, R., 'Late Roman Slavery', *Historia* XXXVI, 3 (1987), 359-382; Samson, R., 'Rural Slavery. Inscriptions, Archaeology and Marx', *ibid.* XXXVIII, 1 (1989), 99-111.